Journal of Intelligence Science in Local Research (JIS-LR)

Vol.01 No.1

下関市立大学 研究機構

目 次

1	「法の教育 2.0」の思想と行動	久保山 力也 (大阪大谷大学)	1-11
2	制度・分野ごとの縦割りを超えた包括的な支援体制構築に関する意識調査 ～ 地域共生社会の実現を目指して～	山元 沙織 坂本 幸介 川畑 めぐみ 福井 泉恵 冨田 嘉博 谷道 美佳 小野 淳二 (特定イ) 博愛会	12-26
3	中国企業による海外農業投資がカンボジア農業生産に与える影響について ―経済土地専用利用権を通じた商業用農産物生産の事例から―	劉 澤文 (下関市立大学)	27-44
4	情報社会学の方法としての価値の交換という視点 －社会信用システムによるスコアリング・評価を事例として－	安倍 尚紀 (大分県立芸術文化短期大学)	45-57
5	『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①	岸本 充弘 (下関市立大学)	58-69

【原著論文】

「法の教育 2.0」の思想と行動

The theory and action of "Law-Related-Education 2.0"

久保山　力也
Rikiya Kuboyama

大阪大谷大学
Osaka Ohtani University

要旨

「法の教育 2.0」は、今後法整備支援における法の教育戦略にとって重要な視座を提供する。それは究極的には、「誰でも、いつでも、どこでも」法の保護が享受できる、法ユビキタス社会の実現をはかるものでもある。本稿では、司法制度改革を端緒として日本で展開されてきた法の教育、法整備支援の一環として支援対象国社会で提供されてきた法の教育、権威主義的システムとの相克のなかで「世界化」を誘発・推進する期待を担わせられた韓国の法の教育などを具体的に検討しつつ、「法の教育 2.0」の思想と行動の青写真を描く。「法の教育 2.0」の要諦は実現可能性、自律性、汎国家性であり最終的にはパラダイム・シフトを目指すものであるが、実践上支援対象国社会の学校教育体制や担い手問題にとらわれない、柔軟な教材開発とアプローチが必須である。今後法整備支援においては、つかずはなれず、しかし市民社会を下支えする方法の模索が求められる。

キーワード：法の教育、司法制度改革、法整備支援、法ユビキタス社会

1.　司法制度改革と法の教育

本稿は、今後法制度整備支援（以下、法整備支援）における法の教育の在り方ないし戦略を検討するものである。まずは前提として、日本国内で展開されてきた法の教育を司法制度改革の面から概観し、そのきっかけをつかみたい。狭義の法の教育は概して、法専門家でない市民が、法あるいは司法制度の知識や価値を理解するとともに、法的なものの思考方式を得る教育のこととされている[注1)]。その特徴は、非知識型・思考型・参加型である[注2)]。日本に法の教育が紹介され一定の期間が経ったことから現在成果の蓄積が進んでいるが、これは当初政治的であったといえる。なぜなら第 1 に、目下の法の教育は、直接司法制度改革の一環としてはかられてきたからである。日本政府は 1999 年に司法制度改革審議会を設置し、同審議会は 2001 年 6 月 12 日に司法制度改革審議会意見書（以下、意見書）を発表した[注3)]。ここでは、法の精神ないし法の支配の

注1) この意味での「法の教育」は、一般的には「法教育」といわれることが多い。なお以下では、主として市民や高等学校以下の児童・生徒を対象とする意味で「法の教育」と称する。司法制度改革における法曹養成教育とはその趣旨や目的が異なるため、留意する必要がある。

注2) アメリカ法教育法 Law-Related Education Act 1978 参照。日本ではこれが法の教育の起源とされることが多い。

注3) 司法制度改革審議会（2001）参照。なお司法改革全般については、櫻井（2017）参照。

重要さが再確認されるとともに国民の司法への主体的な参加が強く強調され、司法制度の利便性・信頼性向上、法曹の質の向上・量の拡大、国民の訴訟参加の三本柱が明らかにされた。意見書のいう「統治者（お上）」に任せっきりの国民観や「行政の不透明な事前規制」という見立ては正しい。そしてこの後、法科大学院の設置（2004 年）、法テラスの設置（2006 年）、ADR の導入（2007 年）、裁判員裁判制度の導入（2009 年）などが具体化することになった[注4]。

第 2 に、そもそも法の教育は社会科教育のなかで従前提供されていたはずで、これを敢えて切り取り焦点化する必要がはたしてあったのか、という疑問があるからである。いうまでもなく、高等学校以下の学校教育は、学習指導要領によりコントロールされており、検定教科書には公正や正義、民主主義などの概念・価値から、日本国憲法など実体法の内容や解釈、具体的な争訟や判例、あるいは司法制度などが点在してきた。それら内容は足りないといえば足りないが、社会科教育が対象とする範囲は広く、法なり司法制度なりのみに注力するわけにはいかない[注5]。ここには、法曹界ないし政治圏の意向が感じられる。先の意見書は「司法教育の充実」と題し、学校教育等における司法学習機会の充実、教育関係者のみならず法曹関係者の積極的関与を求めていた[注6]。これを率直に解釈すれば、①従前の社会科教育における法の教育では司法制度改革が措定する市民像の達成におぼつかない、②法の教育の担い手として社会科教員は頼りない、ということになろう。特に国家的なプロジェクトである裁判員裁判制度導入という命題がある以上、当否はともかく、市民の機運を高めようということである[注7]。もっとも、法の教育が政治的であるということは必ずしも悪いことではない。法務省が教育に積極関与する姿勢を示すことは文部科学省が差配する教育行政に緊張感を生むし、専門家の活用は当然といえば当然で、社会科教員の新たな知見・スキルを創発し教育力向上の契機を提供するからである[注8]。

しかし、法の教育と連動して進展するはずであった司法制度改革は、その「制度」の面からほころびを見せ始める。特定類型かつ刑事第 1 審のみで評議・評決に際し裁判官の役割比重が高い、といった中途半端な市民参加型裁判の高率な辞退率はつとに知られ、最盛期には 74 校を数えた法科大学院は弁護士界の強烈な反動的リアクションを招き、2023 年度入学者選抜実施ベースで 34 校まで減少した。ワンストップサービスを提供できない法テラスや知名度がほぼない ADR なども含め、一連の司法制度改革は早々に頓挫しているようにみえる[注9]。ここから得られる知見は、日本の法曹養成・司法制度にかかるさまざまなシステムの権威主義的な体制は、易々とは変化しないということである。結局先述した意見書のいう「統治者（お上）」に任せっきりの国民観や「行政の不透明な事前規制」を揺さぶることはなく、その変化の兆しすら感じることはできない。

注4) 併せて、刑事裁判への被害者参加制度（2008）や地裁の支部管轄に弁護士が 1 名ないし全くいない地域を無くそうとするいわゆるゼロワン問題への対応などは、司法と市民をつなぐ取り組みとして評価に値しよう。

注5) とはいえ、法の教育が高等学校以下の学校教育に刺激を与え、法専門家の介入もあいまって情報化社会に対応するための諸活動が常態化していることはこの成果であろう。本稿における「法の教育 2.0」のプログラムならびに教材開発にあたってもとみに重要である。

注6) ほか、司法制度改革推進計画（2002 年 3 月 19 日閣議決定）、中央教育審議会答申（2003 年 3 月 20 日）などにも同様の見解が示された。

注7) これに関したとえば木村（2010：552-557）は、アメリカの年次改革要望書や最高裁、日弁連の対応に依拠しつつ、その導入を不可解であると評価している。

注8) 学校教育における裁判員裁判について、文部科学省（2017a：60）は、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、裁判員制度や租税の役割などについて扱うこと（下線部筆者）、文部科学省（2017b：62）は、「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること（下線部筆者）、文部科学省（2018：83）は、「司法参加の意義」については、裁判員制度についても扱うこと（下線部筆者）、などとし教育課程全体で制度の周知徹底をはかろうとしている。

注9) 鈴木ほか（2012）、須網（2019）など、司法制度改革を失敗とする見解は枚挙にいとまがない。たとえば後者はその原因を、弁護士会が強力に反対した結果司法試験の合格率が低く抑えられたこと、弁護士会による弁護士増員反対キャンペーンが弁護士に対する否定的なイメージを醸成したこと、審議会意見書が法科大学院の導入に反対ないしその賛成に躊躇する弁護士・研究者を宥めるために生み出した妥協的要素たる予備試験に求めている。また裁判員裁判制度の問題については、角田（2018）を参照。ここでは、裁判員に対する守秘義務や罰則、審理の長期化、高率な辞退率などが指摘される。

そうした制度改革に組み込まれた法の教育は、とはいえ政治圏とは一線を画して一定の展開を示している[注10)]。さまざまな視点による教育方法や教材開発などを誘発したことはその最大の成果であろう。うち最も顕著に成長した分野は模擬裁判教育である。これは司法制度改革の肝の 1 つが裁判員裁判の導入であったからであるが、諸学校ないし社会科教員のプライドを維持しつつ、ゲストティーチャーとして法曹三者の活用をはかりやすいという落とし所として適当であったからでもある。一方、課題も指摘されるところである[注11)]。これらは 3 つに大別できる。第 1 に、「足りない」論である。ここでは知名度が足りない、教材・教育プログラムが足りない、担い手が足りない、教育する時間が足りないなどといった主張がなされる。第 2 に、「十分」論である。ここには、○○教育といった切り取りを問題視する、あるいは既存の教育で十分といった議論が含まれる。第 3 に、「構造」論である。そもそも政治圏主導による「上からの法の教育」の限界や、学習指導要領にがんじがらめの教育課程とのミスマッチ、何がどうなればその目的を達成したといえるのかといったゴールの不明確さ、国家が志向するあるべき形に対する批判的思考・視点の未熟さなどがその要諦である。

以上、日本における法の教育のこれまでの経験は、学校教育や市民社会全般において、どのように法の教育を展開することができるか、あるいはそこでの問題点は何かといったことを考える上で示唆に富む。なかでも本稿の関心事にそえば、法の教育が政治圏ないし司法制度改革の文脈で扱われ、法の教育自体そうした環境下において鍛えられ具体化されてきたことが決定的に重要である。なぜなら、本稿が中心的課題にすえる「法の教育 2.0」は実に政治的であり、むしろ積極的に政治的であろうとするからである。

2　法整備支援と法の教育

2.1　法整備支援の展開と課題

法整備支援については明確な定義はないものの、一般的にはグッド・ガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものとされる[注12)]。外務省（2013）によればその特長は、①現地に専門家を派遣し、相手国の文化・歴史・発展段階・オーナーシップなどを尊重し、そのニーズに見合った法制度整備であること、②法の起草・改正のみならず、その運用や執行を含む基盤整備、法曹人材養成や法学教育、実務面での能力強化、相手国自身による制度運用までを見込んだ支援であることに置かれる。ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、東ティモール、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカなどがその対象国となる。これらに共通するのは、開発途上国ないし体制移行国であることと、アジア圏に属することである。法整備支援は戦略的な支援であり、長期にわたって評価されることが求められるが、同種の支援活動には競争相手が多い。そこで日本はその優位点を、欧米からの法制度の継受経験と同じアジア圏に属するがゆえの文化の類似性に求める。

法整備支援の具体的活動はさまざまあるが、共通する課題として鮎京（2003：26）は、法整備支援における理念の問題を重視する。また落（2007：104-105）は、支援国・機関相互ならびに支援国内部の各支援主体

注10) 草創期からの法の教育の展開については江澤（2014）に、近年の事情は江口（2020）に詳しい。また現在は、理論化を目指すもの（「役割体験学習」から法の教育の理論構築をはかった井門（2011）、法教育の学習理論を体系的にまとめた中平（2020）など）、法の教育研究自体を分析するもの（「リーガリズム」と「リーガルマインド」に着目しつつ法の教育についての研究を分析した中平（2018）、法の教育理論自体を整理・分析する宿谷（2020）など）、新教科「公共」から法の教育をとらえるもの（和田（2019）、中平（2022）、坂本ほか（2023）など）、いじめなど社会問題とリンクさせるもの（間山（2022）など）、法の教育の担い手を対象とするもの（コリン（2023）など）、法の教育に関する実態調査（法務省（2012、2013、2014、2015、2019、2021、2022）、久保山（2017a、2017b）、橋本ほか（2020）、三谷晋代表・科研費基盤研究（C）・ヒアリングを通じた法教育の実態調査と市民の積極的関与型法形成教育の可能性・2022-2025、など）さまざまな広がりをみせている。

注11) たとえば、久保山（2021：27-29）は、紛争解決教育ないし役割体験学習の観点から現行の模擬裁判教育を批判している。

注12) 外務省（2013）参照。また、グッド・ガバナンスについては、松尾（2012）参照。

の協力体制構築の重要さを指摘する。担い手人材の不足を問題視する指摘も多い[注13)]。これは被支援国、支援国相互に存在し、前者でいえばベトナムやカンボジア、ラオスなどで支援の結果制定された民法を運用する現地法曹への教育の不足があり、後者でいえば継続して現地あるいは日本で整備支援を継続できる人材の確保がある。これについて、関係機関は被支援国の法曹に対する日本ないし現地における研修等の実施や専門家の派遣を行っている[注14)]。体制整備ないし長期的な戦略の必要性は森嶌（2022：34-36）などにみられるように、同分野における継続的な課題となっている。さらに支援の評価も重要な課題であるが、近年研究の進展がみられる[注15)]。

2.2 CALE の経験

さて、法整備支援における法の教育を考える上で、名古屋大学法政国際教育協力センター（以下、CALE）の経験は注目に値する[注16)]。CALE は、日本の法整備支援において、特に教育面で顕著な役割を果たしてきた。人材育成について CALE は、法整備支援の重点対象国でもある、ウズベキスタン（タシケント法科大学、2005 年設立）、モンゴル（モンゴル大学法学部、2006 年設立）、ベトナム（ハノイ法科大学、2007 年設立）、カンボジア（王立法経大学、2008 年設立）に日本法教育センター（以下、センター）を設置している[注17)]。その最大の特質は、現地大学生に対し、直接教育機会を提供している点にある。このスキームは、まずセンターが付置された各大学に入学してきた 1 年生に対し入学試験を課し、入学者を選定することから始まる。学生は現地大学の学生でもあるためダブルスクールの状況となるが、留学の機会に乏しいこともあって多くの入学希望者が門をたたく。入学者は 20 名から 40 名程度となる。1 年次には日本語を解しない学生が大半のため、日本語教育に大半が費やされる。この過程で、日本語習得の難、日本語よりも英語等他言語の将来性をより評価する、あるいはダブルスクールの負担などを理由として多くの学生が脱落する。2 年生では日本の中学ないし高校初級程度の日本史や公民科の内容が日本語により提供される。この時期になると、優秀な学生のなかには別プログラム（文部科学省）による日本語・日本文化研修留学生（日研生）として、1 年間の留学の機会を得る者が出てくる。3 年次には CALE が作成する「日本の法システム」による日本法教育が本格化する。なおその段階でも、1 年間の名古屋大学における長期研修や 3 週間のセミナーなどが設定され、来日の機会が設けられる。4 年次にも継続して日本国憲法や日本民法が教授され、「推薦試験」に合格した一部の学生のうち、さらに一部は国費留学生として奨学金を得、一部は私費留学生として名古屋大学大学院に入学する。これとは別に、大使館や総領事館などが外務省を通じ文部科学省に推薦する「大使館推薦」試験をパスする者、各種留学プログラムを利用する者、自力で私費留学する者など、出口はさまざまである。

このうち、法の教育の観点でいえば、特筆すべきはやはり日本語による日本法教育である。現地の立場からすると、近い将来法曹や法学者として国家を支える基幹大学の優秀な学生に対して言語はまだしも、特定の思想が含まれると考えられる外国法を直接教授され、そのまま外国に人材が流出してしまうということは穏やかな話ではない[注18)]。一方、これはセンター活動の限界であり、兎にも角にも存続してきた理由でもある

注13) これに関して、森永（2022：18-21）は、法整備支援の対象となるアジアの法曹のレベルや法専門書の不足の問題を指摘している。

注14) 法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）などの活動がある。

注15) たとえば、松浦好治代表・特定領域研究・法整備支援の手法と評価に関する理論研究・2001-2005、金子由芳代表・科研費基盤研究（B）・法整備支援の影響評価と日本の役割・2008-2010、砂原美佳代表・科研費研究活動スタート支援・法整備支援を対象としたアジャイル型行政評価手法の開発に向けた研究・2021-2024 などがある。

注16) 以下、名古屋大学法政国際教育協力研究センターホームページ https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/about_cale/whats_cale（2024.1.9 14:33 アクセス）ほか参照。

注17) ウズベキスタンならびにモンゴルセンターは、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援―体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」（2001-2006）の成果である。なおモンゴルは大学が 5 年課程であるので、プログラムはやや異なる。

注18) この点、現地との人的ネットワークは実質的に極めて重要な意味をもつ。CALE はウズベキスタンなど現存 4 センターのほか、ベトナム（ホーチミン）、ミャンマー、ラオス、インドネシアにも同センターを展開していたが、現在閉鎖している。

が、このプログラムにより留学の機会を得る者は 1 年次入学者全体からみるとごくわずかで大勢に影響はない。最初の設置から 20 年近くが経過した現在、センターにおける教育、名古屋大学などにおける留学を経て当該国に帰国して、有力なポストに就いている者も少なくない状況にある。

このほか、JICA も法整備支援において、法の教育を展開している。たとえば、ラオスにおいては法律人材育成強化プロジェクト、同フェーズ 2 を実施し、あるいはカンボジアにおける専門家の派遣や研修機会の提供、法運用のためのカリキュラム・教材開発、現地教育機関の質的向上をはかるなど、その内容は多岐にわたる[注19)]。また、日弁連もこうした CALE や JICA の活動にかかわり、弁護士が長期専門家などとして国際司法支援活動へ従事している[注20)]。

ここで、これまでの法整備支援における法の教育の特長を総括しておく。その第 1 は、政治性である。法の教育は単独で存在するのではなく、決して慈善事業ではない法整備支援の一環として位置づけられる。CALE における教育活動も同様であり、直接当該国の法学教育や法曹養成にコミットしているわけではないものの、センターで学んだ者が現地大学の法学教員や裁判官・検察官・弁護士といった「法エリート」として稼働することにより、間接的な影響は十分ありうる。現地関連機関にとっても、センターのような活動は政治的にも利用しやすい。第 2 の特長は、法制度を教授し運用する高度人材開発に主眼が置かれているということである。これは、法整備支援が政治的であることと強く結びついている。すなわち、支援活動に際しては現地の要人とのつながりが決定的な意味をもち、そこではこうした活動にコミットすることでさまざま利益につながるという「旨味」が必要となる。日本での研修機会の提供や博士号取得支援、あるいは自身の地位向上や経済的メリットなど日本へのつながり自体が意味を成すものでなければ、積極的な関与を得ることが難しいという現状もある。

法の教育については、そのゴールをどこに設定するのかが難しい。CALE のセンターも、当初は現地化を念頭に置いていたものの、経済的にも人的にも、現地大学などによる運用は事実上困難であり、いまだ現地化に至っていない。今後とも果てしなくこうしたスキームによる法の教育を展開していくべきなのか、重要な検討課題である。

3. 「法の教育 2.0」思想

3.1 パラダイム・シフトと「法の教育 2.0」

ここまで、日本における法の教育の展開ならびに法整備支援における法の教育を概観してきた。もっともこれらはその全体の一部でしかないし、そもそも旧来の法教育、法学教育、法曹教育といった分類に依拠するなら、位相の異なる議論をしてきたことになる。本稿はこうした経験を踏まえつつもパラダイム・シフトをはかるため、「法の教育 2.0」を掲げる。「法の教育 2.0」は、日本における政治主導でありながら「制度」改革の失敗から梯子を外され迷走を余儀なくされた「法の教育 1.0」、法整備支援として海外にて展開しつつも結局現地「法エリート」の再生産に寄与し法の分野における開発独裁と社会内の実質的な階級固定化に資するものとなってはいないかという危惧が拭い去れない、いわば「法の教育 1.5」への疑問をその根底に有する。ここでのキーワードは、法ユビキタス社会である。法ユビキタス社会は、「誰でも、いつでも、どこでも」法の保護が享受できる社会をあらわす概念である。

このことを法整備支援が対象とするフィールドにそくして考えてみるとき、すなわち支援対象国の「なか

注19) JICA（2013）ラオス国「法律人材育成強化プロジェクト」中間レビュー調査報告書、JICA（2018）Lao People's Democratic Republic The Project for Human Resource Development in the Legal Sector (Phase 2) Project Completion Report、JICA（2022）事業事前評価表 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2006017_1_s.pdf（2024.1.6 15:26 アクセス）などを参照。

注20) 日弁連ホームページ https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/shien.html（2024.1.11 17:04 アクセス）参照。

に」入って教育支援を行う場合、次のような問題が指摘されうる。第 1 に、支援対象国の多くは「法エリート」の統治を当然視しており、法の教育が一般市民を対象にし、実質的な職業の固定化を含む社会内に張り巡らせられた格差の是正を究極的に目指すものであるとすれば、そこにコンフリクトが生じることになる。第 2 に、法の教育は政治体制に規定され、内国の教育官庁がその内容を設定することから、それが「内政干渉」とされ受け入れられない可能性がある。第 3 に、仮にそれが可能だとしても、ドナーの側にもノウハウがなく、またドナー国社会の価値観を押しつけ、あるいは逆にそれと相容れない価値観に基づく教育を行うことに一定のためらいが発生する[注21)]。たとえば、女性の中等・高等教育を事実上排除する社会において、両性平等ベースの法の教育は容認されるものではないから、当該社会の実態にあわせようとすればドナー国として非難に耐えられないことになる。

このうち最も重要な視点は、やはり第 1 の点である。これまでの法整備支援にみられた支援対象国における法令の起草や制度設計、法曹養成教育支援などは十分評価に値する。そこに従事する専門家に、対象国の権威主義的体制を維持しようとする目的などあろうはずはない。他方、これまでの「法エリート」教育に、そうした危険性が伴うことは十分留意しなければならない[注22)]。法整備支援において、国内外の関係機関相互の、あるいはさまざまなプロジェクト間相互の整合性をとる必要性を指摘する議論は多いが、こと法の教育についてこうした指摘はおよそみられない。

上記の第 2 あるいは第 3 の面も、具体的な展開に際しては十分留意しなければならない。法整備支援の対象国は開発途上国ないし体制移行国であり、権威主義的なシステムとの付き合い方が問題となる。この点、やはり CALE の経験が参考になる。すなわち、センターの教育の要諦は主として日本法であり、それは日本への留学ならびに日本での学修継続のために必要であるからという建付けである。また CALE はあくまで名古屋大学の一機関にすぎず、日本国を代表するものではない。こうした仕組みが一定の緊張緩和の役割を果たし、成果を蓄積してきたものと考えられる。しかし、「誰でも、いつでも、どこでも」法の保護が享受できる社会をはかる上で、やはり支援対象国の権威主義的システムを残置させたままこれが可能になるのか、疑問が残る。そこでこの問題をどう克服するか、次節で考えていく。

3.2　権威主義と韓国の経験

司法制度改革が胚胎した「法の教育 1.0」は、「統治者（お上）」に任せっきりの国民観や「行政の不透明な事前規制」を問題視し、その克服を目指すものであった。そこには必ずしも明示的ではないものの、全般的な法環境ないし司法制度の権威主義的システムの揚棄が課題として掲示されていたといえよう。このシステムを運用してきたのは、本稿のいう「法エリート」である。そこで「法の教育 1.0」は児童・生徒・学生を含む市民のなかに入り込みその法リテラシーの底上げをはかりつつ、同時に「法エリート」の中心であるところの弁護士の大幅増員によりアクセス向上とともに結果としてその不合理な権威性を押し下げるはずであった。ところがすでにみてきたように、後者はまさにその「不透明な事前規制」により頓挫させられてしまう。とはいえ繰り返すように、文部科学省が一元管理する学校における教育とは別に、法の教育として切り取った形で一定の方法論が示されてきたことは成果である。

こうした法の権威主義体制システムの克服に関しては、韓国の経験が興味深い。韓国では民主化以降、国家的威信ならびに経済力向上をはかるなかで、法の教育を国家的課題としてとらえてきた。これは、法曹教育の改革と法意識の向上に大別される。前者については 1993 年の司法制度発展委員会から継続して法学専

注21) ここでは、生ける法ないしソフトローの感覚がとみに重要であるように思う。前者は、ある社会において必ずしも明確あるいは自覚的でないとしても一般的に人々の行動を規定する行動規範のことであり、後者は人々が国家法によらず自主的に自らの行動を律するために設定される規範のことであると考えられる。「法の教育 2.0」は国家の枠組みを超え市民社会にダイレクトにアプローチするものであるから、当該社会における現象をつぶさに分析し、それを教材化して提供するものでなければならない。

注22) 同様の視点に立つ研究として、松尾弘代表・科研費基盤研究（C）・法整備支援のパラドクスの発生原因と解消方策に関する開発法学的研究・2020-2025 がある。ここでは、法整備支援の結果が、かえって法の支配を停滞または後退させてしまう現象を法整備支援のパラドクスとし、その克服を目指しているとみられる。

門大学院制度の導入による法曹人の大幅増員が検討課題にあがり、紆余曲折を経て、2009 年に同大学院が開学した[注23]。韓国では日本よりもクリアに「法エリート」による権威性の打破がターゲットにされたが、結局法学専門大学院の総入学定員が 2,000 名とされたことなどから、当初の目的を十分には達成できていないようにみえる[注24]。一方、後者はそれよりもはるかにラディカルな展開を遂げてきた。

韓国については日本同様、1990 年代の司法改革以前において、特段分化した学校教育レベルでのあるいは市民向けの法の教育はみられなかった。ところ、司法改革は韓国社会に根強い「総体的腐敗」をターゲットに、国家主導で市民の意識改革をはかろうとした。韓国法制研究院は法意識の実態ならびにその変化の諸相を明らかにするため、1991 年以降 7 回にわたって国民法意識実態調査を行ってきた[注25]。同調査は主として法意識の実態を明らかにするものであるが、近年その内容を広げている。なかでも法の教育についての項目を含む点は注目される[注26]。イ（2021：11-12）によれば、学校教育において法の教育を受けた経験がある者の割合は 48.4%であり、そこでうけた法知識が日常生活上十分活用可能であるとした回答は経験者中 28.5%に過ぎなかった。また、学校教育において実用的な法の教育が必要とした者は 66.1%に上った。なお、この学校における有経験割合は 2019 年調査では 49.7%、十分活用可能とした回答は同じく 25.3%であり、近年大きく異なるところはない[注27]。もっとも、ここでいう法の教育が、通常社会科教育において提供されている法に関連した内容のことを指すか、何らか特別なプログラムの受講経験をも含むのかは定かではない。しかしこの結果を端的にとらえるなら、学校教育における従前の法の教育は、日常生活においてそれほど役に立つものではないということになる。こうした状況を踏まえ、韓国では体験ベースの法の教育が志向され、学生自治法廷やソロモンローパークの設置・運営などの展開がはかられてきた[注28]。

民主化以降 30 余年、韓国における法の教育は、遵法意識の向上が「世界化」を達成するということから、法を適切に運用することができる自律的な市民の育成という地点へシフトしてきた。そこには、日本帝国主義による支配とそれに続く長期軍事政権への強烈な抵抗が垣間みえる。市民の法への関心やその運用能力の向上、司法アクセス強化などは究極的には権威主義的な司法システムの揚棄を目的とする。「法意識」を単なる定点観測によらず、向上させるというベクトルを明確にする韓国の姿勢は、法整備支援における法の教育を考える上で実に示唆的である。

4. 「法の教育 2.0」の行動

4.1 プログラムの方向性

今後、法整備支援における法の教育はどうあるべきか。ここでは実現可能性、自律性、汎国家性がポイントになるように思われる。実現可能性については、法整備支援の経験がこれまで示してきたように、支援対象国社会において一定の理解が当然求められる。自律性については、ドナーによる経済的支援や政治圏の動きに左右されず、継続して支援対象国社会において実施・運用されることが求められる。汎国家性については、政治体制が異なることを前提とするときどうしても敏感にならざるを得ない。学問はときに非政治的で

注23) 韓国法学専門大学院の設立経緯ならびに問題点については、金（2007）参照。
注24) これに関し久保山（2012：211）は、変化を阻む韓国弁護士文化の壁の存在を指摘している。
注25) 1991 年、1994 年、2008 年、2015 年、2018 年、2021 年、2023 年の 7 回である。同調査は現在 2 年間隔で、全国 19 歳以上の男女を対象とし、標本数は 3,400 とされている。なおこれとは別に、2001 年には「法律文化ならびに法律用語に関する国民世論調査」を実施している。
注26) イ（2021：246）によると、法の教育に関する調査内容は、学校（小・中・高）ならびに社会生活における法の教育の経験有無とその実効性、日常生活における法知識教育の必要性などである。
注27) カンほか（2019：248）参照。
注28) 学生自治法廷は、学生自ら学生生活にまつわる問題につき裁判システムを通じて解決するもので、韓国の諸学校で一部運用されている。イほか（2015：72）によると、適法手続による人権保障の理解およびその内面化に主眼が置かれている。また、ソロモンローパークは体験を通じて法や司法手続などを学習する施設であり、大田、釜山、光州の 3 か所に設置されている。

あろうとするが、戦略的な枠組みである法整備支援においては、支援対象国の理解も得つつアプローチとしては政治的に展開することになる。どのような社会であれ、共通する基底的なリーガルマインドや一定のリーガルプロセスが存在する。これらを見出し、法に関する共通のプラットフォームを構築することがとみに大切である。

こうした観点にそって、①教材ベースであること、②市民社会に直接提供されるものであること、③法の基底的な問題にフォーカスすること、④エンターテインメントコンテンツを活用すること、といった 4 点が方法を考える上で重要になる。①は、学校教育との連動をはかる上で必須の要件である。学校教育の全般的なプログラムは国家機関において決定され、概してタイトなスケジュールが組まれる。個々の学校ないし教員の自由度は決して高くない。そこで、教育内容とバッティングせずそれを発展・深化させる、使い勝手を考慮したトピック型教材として提供されることが望ましい。ここでは、同じような課題に直面してきた「法の教育 1.0」の経験が参照できる。②は法の教育が社会全般にコミットしようとするものである以上当然の方向性であるが、韓国における調査でも明らかであったようにその機会は乏しい。特定の学修機会を設けることは難しいため、日常生活、ないし「遊び」のなかに法の教育を溶かし込んでいくような工夫が必要となる。③は特定のイデオロギーや政治体制によらず、汎社会的に必要とされる法的リテラシーを向上させることを意味する。それは現存する司法制度や実体法に関する知識の定着をはかるということばかりではなく、市民相互間あるいは市民―法専門家関係の在り様を問い直すマインド構築をはかりつつ、日常生活に密接に結びついた有用性あるものでなければならない。法はいうまでもなく「法エリート」の独占物ではないし、元来難解なものでもない。しばしば法は市民社会に対して抑圧的であり、理不尽な要求を強いる。法の教育にもこうした一端があることを常に自覚し、自省しなければならないであろう。④は、むしろ現実的な選択である。マンガ、アニメ、ドラマ、映画、音楽といったエンターテインメントコンテンツは、市民社会に対して強力な訴求力を有する[注29)]。「法の教育 2.0」のコンセプトは「誰でも、いつでも、どこでも」法の保護が享受できるということであって、それらとの親和性は高い。なかでもゲーミフィケーションを活用した法の教育コンテンツは、有力な選択肢である[注30)]。

4.2　担い手問題

現実的に「法の教育 2.0」を推進する場合、その担い手をどう見定め、育成するかが問題となる。ここでも「法の教育 1.0」の経験が議論の出発点となろう。「法の教育 1.0」はそれを第一義的には社会科教員とし、ゲストティーチャーとして弁護士等の活用をはかろうとしていたように思われる。一方、弁護士会や司法書士会など法専門家団体は、当初プロボノ（公益）活動の一環として活動を開始したものの現在独自のプログラムや教材を多く準備し、有力な担い手主体となっている[注31)]。法専門家団体が法の教育に相乗り状態にあるのは、司法制度改革において法専門家の活用が求められたほか、新規顧客獲得という彼らの本業に直結するチャンスととらえられたからでもある。もっとも、個々の従事者は法の教育にまつわる理論的背景や業界の意

注29) 古くはフィクションを現行法で解釈する「空想法律読本」（メディアファクトリー）や映画で法学習をはかる「シネマで法学」（有斐閣）などがある。また、「法律の抜け穴」や「ミナミの帝王」などのマンガを法の教育につなげるというアプローチもみられた。近年では制作段階から法の教育が意識され、たとえば映像化した昔話で裁判学習をする「昔話法廷」（NHK）や日本の司法制度の問題点を描いた映画「それでもボクはやっていない」（東宝）がある。韓国でもソンほか（2021）など、エンターテインメントと法の教育をつなげる動きがある。

注30) たとえば吉田（2020：103）は、ゲーミング手法を活かした法の教育の有益性を指摘している。一方久保山（2018a：218-219）は、ゲーミング手法を用いた法の教育実践に際して、①指導者の支持が得にくい、②取り上げる内容面での倫理的な問題の存在、③ゲーム自体に対する全般的なネガティヴな見方といった課題があることを指摘する。

注31) たとえば日本弁護士連合会・市民のための法教育委員会は模擬裁判選手権や各種教材開発を行っており、単位会レベルでもジュニア・ロースクールを実施している。また、日本司法書士会連合会は「解釈のちから」「相談のちから」「提案のちからⅠ」「提案のちからⅡ」などの教材開発のほか高等学校を中心に講師派遣を行っている（久保山（2018b）（2019）参照）。単位会レベルでも、親子法律教室を運営している。このほか行政書士界においても、一部の単位会で同種の活動がみられる。関東弁護士連合会や全国青年司法書士協議会、司法書士法教育ネットワークなど単位会を超えて法教育に注力する組織もあり、法専門家団体による機会提供はかなり充実しているとみられる。

思などとはある種隔絶したところで、社会貢献によるやりがいや学校に行くという面白さを単に享受していると思われる。このような活動は学校界全体からすると実にささやかなものであるが、法専門家が社会的存在であることを前提とする場合、法専門家自身の変容をはかる可能性があるという点において一定の肯定的評価がなされよう[注32)]。一方近年、法の教育の担い手のすそ野は広がりをみせており、一般社団法人リーガルパークや NPO 法人法教育団体 LEX などの活動は、法専門家団体のように「本業」をベースとしない事業としての成立をはかる取り組みとして注目される[注33)]。たしかに従来に比べれば、法の教育に意識的な学校教員や法専門家は確実に増えている。しかし、大勢に影響を与えるとは思えない。そこには政治圏と隔絶した「下からの法教育」の限界がある。とはいえ、担い手問題のみ切り取って考えてみると、およそ担い手として想定されるプレイヤーは特定されたといえる。

それでは法整備支援における「法の教育 2.0」は、その担い手をどのようにとらえるか。第 1 に現地学校教員がありうる。しかし、先にみたように支援対象国の学校教育プログラムに直接介入することは技術的にも、政治的にも大きな問題を惹起することになる。また学校教員の自由度も高くないと考えられる。第 2 に法専門家が考えられる。だが、プロボノ（公益）活動にかかる法専門家文化が根づいていないところではその理解を求めることが困難であろうし、ドナー国の法専門家の介入可能性があるとしても一部の高等教育機関に限定され、初等・中等教育へのかかわりは難題である。他方「下からの法教育」から学ぶとすれば、意識的な団体や個人による自発的な活動に期待することになるかもしれないが、支援対象国社会のなかにそうした気づきや動きを求めることはかなり難しいといえる。

突破口は敷衍すれば、①支援対象国の政治圏にアクセスし理解を得ながら進める、②支援対象国の政治圏の思想と直接衝突しないよう留意しつつ市民社会に直接提供する、の 2 択になると考えられる。このうち①は従来型法整備支援の手法そのままであり、具体例や問題点、限界についても上述してきた。よって実際問題としては②を選択することになるが、ここでも一定の担い手問題が生じる。すなわち、法の教育に関するマインドとスキルが共有されていない支援対象国社会において、その価値や方法の理解を求めることは相当に大変であろうし、継続してそれを支える担い手の育成に課題が大きい。そこで「法の教育 2.0」は、その理論的根拠である法ユビキタス社会の理念にそい、担い手に重きを置かない、教材ベースの自律型プログラムを志向することになる。ここで担い手は、直接学校等へ赴き教育指導を行うものではなく、教材の開発を行うことに傾注する存在となる[注34)]。無論、そうした意味での担い手育成は課題であるものの、法や教育に必ずしも精通していない者でも参入可能なプラットフォームが必要である。一方、その対象は市民社会全体であるが、主たるターゲットはやはり児童・生徒・学生になろう。そこで、訴求力の高い教材が求められることはいうまでもない。

「法の教育 2.0」は「外向き」の議論である。そこには微に入り細に入った分析より、法整備の原点に立ち返って鮎京（2003：26）が指摘するように理念を明確に、敢えて大雑把な議論をすることが求められるように思われる。本稿はそのため大風呂敷を広げてきたわけだが、重要なことは「法の教育 2.0」が、教育機会の単なる創出ないし拡大にとどまるのではなく、「法エリート」による権威主義的な体制そのものを見直す、パラダイム・シフトを伴うものであるという点である。法整備支援という枠組みにおいて、支援対象国の主体

注32) これについて、久保山（2010：104-105）は、リーガルプロフェッションの法の教育への介入を本質的には謙虚であるべきとしながらも、対市民関係におけるマインドの変容をうながす契機となるということからその活動を積極的にとらえようとしている。

注33) 一般社団法人リーガルパーク https://legalpark.jp/（2024.3.27 22:17 アクセス）、NPO 法人法教育団体 LEX https://www.npohoukyouikulex.com/（2024.3.27 23:10 アクセス）参照。このほか、法の教育の充実化を目指す団体、個人は多岐にわたる。

注34) しかし、具体的な教材開発にあたって、支援対象国社会で用いられている学校教科書は重要な調査対象となる。たとえばウズベキスタンでは 8 年生において「国家と法の基礎」「国家独立の理念の精神性の基礎」、9 年生において「憲法の基礎」「国家独立の理念の精神性の基礎」、10 年生において「国家と法の基礎」「精神性の基礎」、11 年生において「国家と法の基礎」といった科目、教科書が提供されている。これらの分析は重要であるが、今後の課題としたい。

性を揺さぶるような事態は避けられるかもしれないが、つかずはなれず、しかし市民社会を下支えする方法の模索は続けなければならない。翻って「法の教育 2.0」の究極目標は、公平・公正な社会の実現にある。司法制度改革との相克のなかで一定の発展を遂げてきた法の教育の知見を活かし、政治的文脈に縛られつつも新たな道を模索し始めた法整備支援をいかに飛躍させるか。「法の教育 2.0」への期待は大きい。

引用・参考文献

鮎京正訓（2003）「法整備支援」事業の現状と問題点について、比較法研究の新段階：法の継受と移植の理論、早稲田大学比較法研究所。

井門正美（2011）役割体験学習論に基づく法教育―裁判員裁判を体感する授業、現代人文社。

イドンフン・ムンホソン・パクソンヒョク（2015）학생자치법정 참여 경험의 교육적 효과에 관한 사례 연구（邦訳 学生自治法廷参与経験の教育的効果に関する事例研究）、法教育研究（10-2）韓国法教育学会。

イユボン（2021）2021 년 국민법의식조사연구（邦訳 2021 年国民法意識調査研究）、韓国法制研究院。

江口勇治（2020）法教育の現状と課題：法教育に対する学問的検討への期待、法律時報（92-1）日本評論社。

江澤和雄（2014）わが国における法教育の現状と当面する課題、レファランス（756）、国立国会図書館。

落美都里（2007）我が国の法整備支援の現状と問題点―法分野からの平和構築―、レファランス（674）国立国会図書館。

外務省（2013）法制度整備支援に関する基本方針改訂版
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html
（2024.1.5 19:04 アクセス）。

カンヒョンチョル・チャヒョンソク（2019）2019 년 국민법의식조사연구（邦訳 2019 年国民法意識調査研究）、韓国法制研究院。

木村朗（2010）裁判員制度における人権侵害の落とし穴―鹿児島高齢者夫婦殺害事件を題材に―、立命館法学（5・6）立命館大学。

金昌禄著、久保山力也訳（2007）韓国における「ロースクール」論議、市民社会と法（棚瀬孝雄編著）、ミネルヴァ書房。

久保山力也（2010）リーガルサービスのパラダイム転換に向けた「法教育」―「教材」／「担い手」問題とリーガルプロフェッションの「作法」、青山学院大学法務研究論集（1）、青山学院大学法務研究学会。

―（2012）韓国法曹文化の壁―継続教育と女性法曹教育の視点から―、法曹継続教育の国際比較（南野佳代編著）第 8Ⅰ、日本加除出版。

―（2017a）法専門家による法教育は評価されているのか―「司法書士が関わる法教育全国調査」（学校調査）の二次分析、現代日本の法過程（上石圭一ら編著、宮澤節生先生古稀記念上巻）、信山社。

―（2017b）대화하는「법」과「교육」（邦訳 対話する法と教育）、法教育研究（12-2）、韓国法教育学会。

―（2018a）ゲームで学ぶ法教育、裁判員時代の法リテラシー（土山希美枝編著、裁判員時代の法リテラシー）、日本評論社。

―（2018b）法的相談力はいかに養われるか―法専門家業界の現状と「相談のちから」から考える、大分工業高等専門学校紀要（55）、大分工業高等専門学校。

―（2019）法の教育による市民―法専門家関係の再構築―役割体験学習論と「提案のちからⅠ」から、大分工業高等専門学校紀要（56）、大分工業高等専門学校。

―（2021）紛争解決力を育むアクティブラーニングのあり方検討、大阪大谷大学教職教育センター紀要（12）、大阪大谷大学教職教育センター。

コリン・シール著、太田勝造監訳（2023）法教育の教え方と学び方―クリティカル・シンキングのすすめ、弘文堂。

坂本一也・上野友也（2023）教科「公共」における法教育について―高等学校学習指導要領の分析から―、岐阜大学教育学部研究報告（71-2）、岐阜大学教育学部。

櫻井光政（2017）司法改革がもたらしたもの、現代日本の法過程（上石圭一ら編、宮澤節生先生古稀記念上巻）、信山社。
司法制度改革審議会（2001）司法制度改革審議会意見書―21 世紀の日本を支える司法制度―、司法制度改革審議会。
宿谷晃弘（2020）法教育の体系的構想に関する予備的考察 : 我が国の従来の議論の振り返りと近時の議論からの示唆、学校教育学研究論集（41）、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科。
須網隆夫（2019）日本型ロースクールは再生できるか―日本の法曹養成教育の最近の課題とその原因―、比較法学（52-3）、早稲田大学比較法研究所。
鈴木秀幸・武本夕香子・鈴木博之・打田正俊・松浦武（2012）司法改革の失敗―弁護士過剰の弊害と法科大学院の破綻、花伝社。
ソンヒョンソプ・イウソク・シムチェム・パクウンギョン・カンソクジョム（2021）미디어를 통해서 배우는 법학 기초（邦訳 メディアを通じて学ぶ法学基礎）、パクヨン社。
角田猛之（2018）裁判員裁判の現状の一端と問題点、關西大學法學論集（68-3）、關西大學法學会。
中平一義（2018）法教育研究の現代的到達点とその課題―「リーガル」と「法の役割・機能」の観点から―、上越教育大学研究紀要（38-1）、上越教育大学。
―（2020）法教育の理論と実践：自由で公正な社会の担い手のために、現代人文社。
―（2022）「公共」における法教育の展開、民主主義教育 21（16）、全国民主主義教育研究会。
橋本康弘・佐伯昌彦・土井真一・吉村功太郎（2020）日本の高校生に対する法教育改革の方向性：日本の高校生 2000 人調査を踏まえて、風間書房。
法務省（2012）「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書。
―（2013）「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書。
―（2014）「高等学校等(普通科)における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書。
―（2015）「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書。
―（2019）小学校における法教育の実践状況に関する調査 調査研究報告書。
―（2021）中学校における法教育の実践状況に関する調査 調査研究報告書。
―（2022）高等学校における法教育の実践状況に関する調査報告書。
松尾弘（2012）開発法学の基礎理論―良い統治のための法律学、勁草書房。
間山広朗（2022）法教育を活用したいじめ授業プログラムの試行、神奈川大学心理・教育研究論集（51）、神奈川大学教職課程研究室。
森嶌昭夫（2022）私はなぜ法整備支援を始めたか：日本のボワソナードと呼ばれて、CALE BOOKLET（6）、名古屋大学法政国際教育協力研究センター。
森永太郎（2022）法務省による法整備支援、CALE BOOKLET（6）、名古屋大学法政国際教育協力研究センター。
文部科学省（2017a）小学校学習指導要領（平成 29 年告示）、文部科学省。
文部科学省（2017b）中学校学習指導要領（平成 29 年告示）、文部科学省。
文部科学省（2018）高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）、文部科学省。
吉田昌幸（2020）経済・法教育のためのゲーミング研究部会活動紹介、シミュレーション＆ゲーミング（29-2）、日本シミュレーション＆ゲーミング学会。
和田徹也（2019）新設科目「公共」と法教育 :「公共」教材研究の資料として、福岡大学研究部論集 B 社会科学編（10）、福岡大学研究推進部。

制度・分野ごとの縦割りを超えた包括的な支援体制構築に関する意識調査

～地域共生社会の実現を目指して～

Survey on Attitudes Toward Building a Comprehensive Support System that Transcends Vertical Divisions by System and Field

-The Realization of a Community-Based Society-

山元　沙織[1]　坂本　幸介[1]　川畑　めぐみ[1]　福井　泉恵[1]　冨田　嘉博[1]
谷道　美佳[1]　小野　淳二[2]

Saori Yamamoto[1]　Kousuke Sakamoto[1]　Megumi Kawabata[1]　Izue Fukui[1]
Yoshihiro Tomita[1]　Mika Tanimichi[1]　Junji Ono[2]

[1]特定医療法人財団博愛会　博愛居宅介護支援センターささおか
[2]特定医療法人財団博愛会　博愛会病院
[1]Medical Treatment Corporate Foundation HAKUAIKAI
Home Care Support Center SASAOKA
[2]Medical Treatment Corporate Foundation HAKUAIKAI
HAKUAIKAI Hospital

要旨

本研究では、介護支援専門員と相談支援専門員の、「地域共生社会」や「他分野との協働」に対する意識の違いを分析し、包括的な支援体制の構築に向けた課題を明らかにすることを目的とした。結果、《連携経験のある分野》では、「保育・教育分野」(高齢者 2.1%VS 障がい者 38.5%)、《支援において最も価値を置いていること》では、「法令順守」(高齢者 37.7%VS 障がい者 6.7%)、「意思決定支援」(高齢者 44.9%VS 障がい者 73.3%)、「関係機関との連携」(高齢者 50.7%VS 障がい者 80.0%)($p<0.05$)、《地域共生社会と包括的相談支援の構築に向け取り組めること》では、「地域に向けた勉強会や啓発活動の実施」(高齢者 39.1%VS 障がい者 6.7%)に有意差を認めた。両分野で支援に価値を置いている部分が異なることを互いに認識しておくことが、包括的支援体制を構築する上で、一つの課題になると考える。

キーワード：介護支援専門員　相談支援専門員　地域共生社会　包括的支援　多職種連携

1. はじめに

戦後の日本では縦割り行政という言葉に象徴されるように、問題別、対象別に社会福祉制度が整備されていったことで、公的機関の支援者は自分が担当する業務の範囲内だけでアセスメントと支援を行うようになり、その結果、生活全体や世帯全体に対する視点が弱くなり、政策的に進められる連携は高齢者福祉、児童福祉等、各分野内での連携にとどまるものであった(菱沼,2022)。

高齢化や未婚率の上昇による核家族や単身世帯の増加によって世帯が縮小し、家族が課題に対応する機能は低下している。また、急速な人口減少や人々の意識の多様化などを背景に地域のつながりは弱まっている(厚生労働省,2023)。

現在、日本は、もはや子どもから高齢者まで誰でもがケアラー(家族介護者)になり得る「大介護時代」を迎えている(牧野,2023)。また、ケアラーの多くが地域の中で孤立し、日常生活や自身の心身に大きな負担と不安を抱え、人生の見通しがつかずにひっ迫した状況にあっても、SOS が出せずに潜在している(牧野,2020)。また、8050 問題など、世帯の中で複合的な課題を抱え、高齢者、障害者、児童、低所得者といった従来のカテゴリー別の支援体制では捉えきれなくなっている事例も散見される(鶴田,2021)。

高齢者介護における問題の中には、介護保険の枠で捉えられない問題も存在し、介護支援専門員が単独で対処することは困難である場合もある。そのような問題に対しては、各種サービス事業者、在宅介護支援センター、市区町村といった複数の職種・機関による連携が不可欠とされている(吉江他,2004)。こうした状況に対して国は、平成 29 年度社会福祉法改正により、分野別、年齢別に縦割りであった支援を本人中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的支援体制の構築を市町村の努力義務とした。

近年、介護支援専門員と他業種との連携について、相談支援専門員(植戸,2020)、訪問看護師(泉宗他,2013)、保健師(齋藤他,2007)、薬剤師(杉原他,2018)、医師(三上他,2013)、などとの事例が多く報告されており、以前に比べると他職種との連携に対する意識は向上している印象がある。しかし、それらは対象者にかかわる一部の職種が連携したものであり、患者中心の「丸ごと」の支援がなされた事例の報告は見当たらなかった。成瀬ら(2018)は、医療・保険・福祉に関わる多職種を対象に、在宅ケアにおける多職種連携の困難について意識調査を実施した結果、「他職種とコミュニケーションをとる上での困難」「サービス提供上の困難」「チームとして機能する上での困難」が挙がったことを報告している。また、清水(2022)は、高齢、障害の各領域におけるケア会議とそのケア会議に関わっているケアマネージャーを対象に、「多問題家族」を対象とした包括的ケアマネジメントの具体的展開プロセスを調査したところ、多問題家族全体への支援計画策定が明確にされないまま、個別支援がなされていることや支援ネットワーク(チーム)における中心的存在が曖昧であったことを課題として報告している。また、地域共生社会において人々の複雑・多様なニーズに対応する包括的な支援を構築するにあたっては、“断らない相談支援”、“参加支援”、“地域づくりに向けた支援”を一体的に行っていくことも求められている(大部,2021)。

少子高齢化の時代を迎え、高齢の障害者(子)と、要介護状態の高齢者(親)が同居するケ

ースも増えている。その中で、具体的な課題としては、知的障害者(主に、ダウン症者)の加齢に伴って、多発していく認知症の問題がある。その支援に入る場合、高齢者の親自身が安心して治療や介護を受けるためには、高齢分野の相談援助職が障害分野の関係機関につないでいかなければならない。ところがその際に、知的障害の特性についての理解が不十てなために、適切なアセスメントが出来ない場合がある。また、知的障害福祉の制度やサービスについての知識がないために、つなぐべき先がわからなかったり、親に間違った情報を提供してしまったりすることもあるかもしれない(植戸,2020)。よって、包括的相談支援の構築が推進され、高齢者分野の介護支援専門員と、障がい者分野の相談支援専門員を含む多職種の連携がよりスムーズとなることは喫緊の課題であると考える。そして、そのためには包括的相談支援に関わるすべての職種が、地域共生社会の理念、目的、実現に向けた役割について正しく理解し、効率よく協働していくことが重要である。これまで、各職種における包括的相談に関する意識や他職種との連携の必要性について調査した研究としては、主任介護支援専門員を対象に、包括的ケアマネジメント実践のためのネットワーク構築における役割における認識を調査し、地域支援ネットワークの構築をその役割として認識していることを報告したもの(大沼他,2015)、介護支援専門員のネットワーク構築状況について調査し、具体的な連携状況を報告したもの(柿元他,2015)、相談支援専門員を対象に、多職種との連携に関する現状や認識についてグループインタビュー方式で調査し具体的内容を報告したもの(根本,2010)、訪問看護師を対象に、介護支援専門員との連携の困難性と課題について調査し、情報共有への努力や工夫が課題であることを報告したもの(依田他,2014)などが散見されたが、各職種における包括的相談支援に関する意識や他職種との連携の必要性に関する調査結果について、他の職種と同時かつ同調査内容にて比較検討したものは見当たらなかった。将来的には、包括的相談支援に関わるすべての職種について、包括的相談支援や他職種との連携に関する認識を明らかにし、比較検討していく必要があるが、今回は、その足掛かりとしてわれわれの職種である介護支援専門員と、在宅支援において協働することが多い相談支援専門員の 2 職種に着目し、それぞれにおける地域共生社会に対する意識の違い、他分野と協働することや仕事において重視していることの違いについて明らかにし、制度・分野ごとの縦割りを超えた包括的な支援体制構築のための課題を明らかにしたいと考えた。本研究結果をもとに、介護支援専門員が中心となって、縦割りを超えた勉強会の開催などを実施することで、包括的な相談支援体制実現に向けての足掛かりになると考える。

2. 方　法

2.1 調査手順

2023 年 1 月から 2 月にかけ、F 県 F 市の C 区介護支援専門員連絡協議会に所属している高齢者分野 109 名(40 事業所)と同 C 区の障がい者相談支援事業所に所属している障がい者分野 34 名(20 事業所)に、質問紙調査を実施した。高齢化率は全国 29.1%(総務省,2023)に対し F 市 22.0%(福岡市,2021)であり、全国に比べて過疎化や高齢化が進んでいる状況に当たらない。また F 市は人口 165 万人規模(2024 年 8 月時点)の大規模都市で

あるため、介護サービスや福祉サービスに関しても全国的な充実度と遜色なく、全国の介護支援専門員や相談支援専門員の業務内容と大きな差はないと判断した。

質問紙調査の依頼文・質問票、返信用封筒のセットを上記 60 カ所の相談機関に郵送し、各相談機関の回答者が無記名で回答した質問票を、返信用封筒に入れて調査者に返送する方法をとった。

2.2 調査内容

今回使用した調査票は、平成 30 年度に福岡市が市内の自治協議会会長を対象に実施した調査票(福岡市,2018)の質問項目のうち、自治協議会が民間事業者や商店街、NPO と連携した事業、取り組みについて尋ねた質問項目を参考に、研究者間で協議して作成した。質問項目は、主任介護支援専門員[注1]、もしくは主任相談支援専門員[注2]の資格(以下主任資格)の有無、高齢者分野、障がい者分野それぞれの業務内容に対する認識、他分野との協働経験、自身の業務に関する意識、協働包括的な支援体制、地域共生社会に対する意識を問う質問内容とした。実際に使用した質問紙を本論文の末尾に添付する（付録 1-1、1-2)。

2.3 分析方法

質問紙調査の項目のうち「これまで自身の分野のみの支援では、立ち行かなかった事例を経験したことがあるか」「これまで他分野に繋いだ、もしくは他分野と協働で対応した事例があるか」「どの分野に繋いだ、もしくは協働で対応したか」「支援において最も価値を置いていること」「地域共生社会」「包括的相談支援」に対して貴事業所はどのような取り組みができると思うか」「今後取り組むとしたら、何が支障となると思うか」「地域共生社会」「包括的相談支援」の構築に向けて何が必要だと思うか」について、χ^2検定を用いて高齢者分野と障がい者分野の差について分析した。

2.4 倫理的配慮

調査に際し、①回答は無記名による②調査への協力は回答者の自由意志による③回答は統計的に処理し相談機関や個人は特定されない、以上 3 点を文書で説明し、回答の返送をもって調査協力の承諾を得たものと見なした。本研究は博愛会病院倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号 22H05)。

3.結　果

3.1 回収状況と主任資格の有無

回収数は高齢者分野 68 名(26 事業所)回収率 63.3%、障がい者分野 15 名(10 事業所)回収率 44.1%であった。主任資格は高齢者分野では 43.5%が有しており、障がい者分野では 33.3%が有していた。

注 1 介護支援専門員更新研修修了かつ 5 年以上の実務経験を経て、主任介護支援専門員研修資格が得られる

注 2 現任者研修修了かつ 3 年以上の実務経験にて主任相談支援専門員研修受講資格が得られる。

3.2 事業所規模や地域共生社会などに関する質問

回答を得た高齢者分野 26 事業所の職員数の内訳は 1 人が 30.8%、2 人が 15.4%、3 人以上が 50.0%、無回答が 3.8%だった。対して、障がい者分野の 10 事業所では 1 人、2 人がともに 40.0%、3 人以上が 20.0%であった。併設サービスを有する事業所は、高齢者分野が 80.8%、障がい者分野 100%でともに通所系が最も多かった(高齢者分野 71.4%、障がい者分野 100%)(表 l)。

表 1 回答者の所属する事業所規模(事業所単位で集計)

			高齢者分野 (n=26)		障がい者分野(n=10)	
			事業所数	%	事業所数	%
事業所の職員数	1人		8	30.8	4	40.0
	2人		4	15.4	4	40.0
	3人以上		13	50.0	2	20.0
	無回答		1	3.8	0	0.0
併設サービスの有無	あり		21	80.8	10	100.0
	通所系	重複あり	15	71.4	7	70.0
	訪問系		10	47.6	5	50.0
	施設系		10	47.6	3	30.0
	その他		6	28.6	0	0.0
	なし		4	15.4	0	0.0
	無回答		1	3.8	0	0.0

「地域共生社会」について、高齢者分野 60.0%、障がい者分野 71.4%の者が積極的に担っていきたい、または担っていきたいと回答した。「地域共生社会」という言葉を知っている者は、高齢者分野が 63.8%、障がい者分野が 73.3%で、知らない者は高齢者分野が 5.8%、障がい者分野が 6.7%であった(図 1)。包括的相談支援の必要性については、必要であると回答した者が高齢者分野 62.3%、障がい者分野 80.0%、やや必要であると回答した者が高齢者分野 24.6%、障がい者分野 6.7%であった(図 2)。

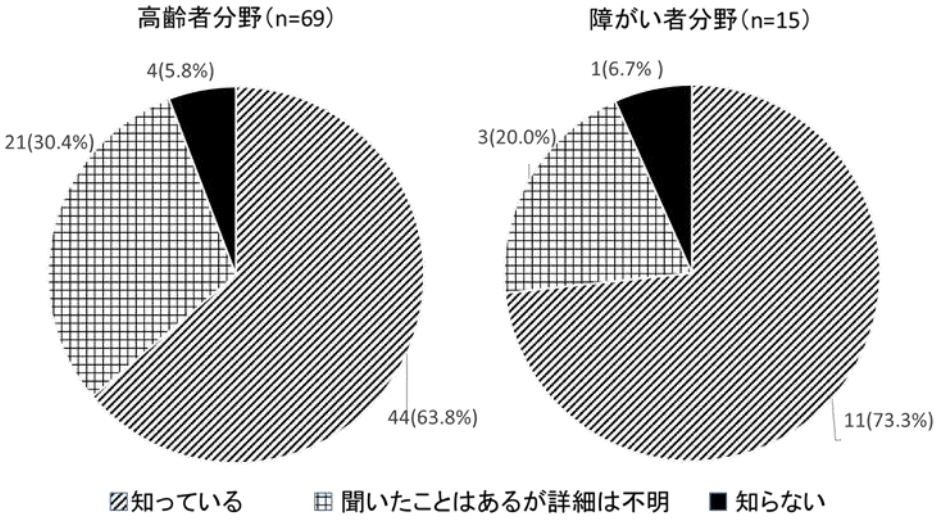


図 1 「地域共生社会」という言葉を知っているか

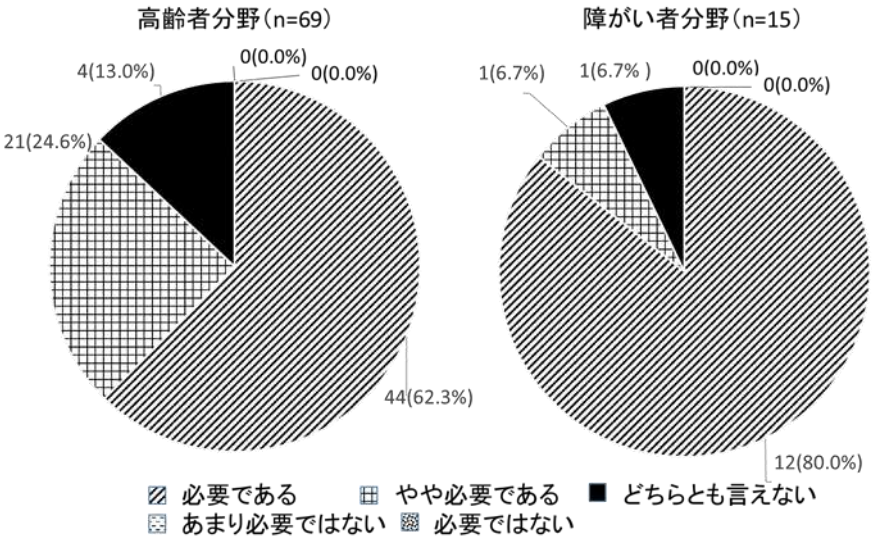


図 2　「包括的相談支援」を必要と思うか

「地域共生社会」「包括的相談支援」に対して所属事業所としてどのような取り組みができると思うかについて「地域に向けた勉強会や啓発活動の実施」が高齢者分野 39.1%、障がい者分野 6.7%と高齢者分野が有意に少なかった(p <0.05)(表 2)。「地域共生社会」「包括的相談支援」の構築に向けて今後取り組むとした場合の支障や、何が必要かの問いについては高齢者分野、障がい者分野ともに有意差がなかった(表 3)。

表 2　「地域共生社会」「包括的相談支援」に対してどのような取り組みができるか（複数回答可）

	高齢者分野（n=69）		障がい者分野(n=15)		p
	人数	%	人数	%	
他分野との共同の勉強会	45	65.2	6	40.0	ns
地域に向けた勉強会や啓発活動の実施	27	39.1	1	6.7	*
地域に向けた出張相談会等の実施	16	23.2	1	6.7	ns
地域行事（防災訓練・祭り・会議等）への参加	24	34.8	4	26.7	ns
地域（認知症）カフェ等の開催	7	10.1	0	0.0	ns
今のところ取り組む予定はない	7	10.1	4	26.7	ns
その他	5	7.2	0	0.0	ns

*:p < 0.05　ns:not significant（χ^2検定）

表 3　「地域共生社会」「包括的相談支援」の構築に向けて何が必要だと思うか(複数回答可)

	高齢者分野（n=69）		障がい者分野(n=15)		p
	人数	%	人数	%	
自己研鑽（研修受講など）	51	73.9	11	73.3	ns
所属事業所の理解	23	33.3	7	46.7	ns
報酬などの法整備	24	34.8	9	60.0	ns
地域・民間に対する普及活動	27	39.1	7	46.7	ns
時間の確保	54	78.3	10	66.7	ns
その他	2	2.9	1	6.7	ns

*:p < 0.05　ns:not significant（χ^2検定）

3.3 他分野との協働に対する意識や業務において重視していること

これまで自身の分野のみの支援では、立ち行かなかった事例の経験については高齢者分野 60.9%、障がい者分野 80.0%で有意差がなかった。また、他分野と協働で対応した事例についても高齢者分野 69.6%、障がい者分野 86.7%と有意差がなかった。繋いだ分野もしくは協働対応先分野については、「保育・教育分野」が高齢者分野 2.1%、障がい者分野 38.5%と、高齢者分野が有意に少なかった(p <0.05)。連携の結果、やや課題解決に至ったケースを含めると高齢者分野 95.8%、障がい者分野 100.0%が課題解決に至ったと回答した(表 4)。

表 4　他分野との連携経験を有する率と、連携先分野の内訳 および連携の成果

		高齢者分野 (n=69)		障がい者分野(n=15)		p
		人数	%	人数	%	
他分野との連携経験あり		48	69.6	13	86.7	ns
連携経験のある分野						
高齢者分野		-	-	6	46.2	
障害者分野		24	50.0	-	-	
保育・教育分野	重複あり	1	2.1	5	38.5	*
生活困窮分野		18	37.5	5	38.5	ns
医療分野		22	45.8	4	30.8	ns
その他		4	8.3	1	7.7	ns
連携成果						
解決に至った		28	57.1	2	15.4	ns
やや解決に至った		19	38.7	9	69.2	ns
特に進展なし		2	4.2	0	0.0	ns
やや事態が悪化した		0	0.0	0	0.0	ns
事態が悪化した		0	0.0	0	0.0	ns
無回答		0	0.0	2	15.4	ns

*:p < 0.05　ns:not significant　(χ^2検定)

支援において最も価値を置いていることは「法令順守」が高齢者分野 37.7%、障がい者分野 6.7%と高齢者分野が有意に多く(p <0.05)、「意思決定支援」については高齢者分野 44.9%、障がい者分野 73.3%、「関係機関との連携」については高齢者分野 50.7%、障がい者分野 80.0%と高齢者分野が有意に少なかった(p <0.05)(表 5)。

表 5　支援において最も価値を置いていること上位３つ(重複回答)

	高齢者分野 (n=69)		障がい者分野(n=15)		p
	人数	%	人数	%	
権利擁護	20	29.0	5	33.3	ns
法令順守	26	37.7	1	6.7	*
自立支援	34	49.3	10	66.7	ns
意思決定支援	31	44.9	11	73.3	*
リスクマネジメント	13	18.8	1	6.7	ns
関係機関との連携	35	50.7	12	80.0	*
家族支援	33	47.8	4	26.7	ns

*:p < 0.05　ns:not significant　(χ^2検定)

3.4 自由記述

他分野との連携成果（表 4 下段）別に、連携の具体的内容に関する自由記述内容を表 6 に示した。包括的相談支援の必要性（図 2）別に、その理由に関する自由記述内容を表 7 に示した。

表 6　他分野との連携の成果別、連携の具体的内容に関する自由記述

成果	具体的内容の区分	具体的内容	
		高齢者分野	障がい者分野
問題解決に至った	利用者側の状況	・保護を受けられるようになった。 ・本人が外出等の楽しみが増え、QOL向上が出来た。 ・就労支援事業所に継続して通うことが出来た。 ・金銭管理を社協あんしんサービス介入により問題なく生活できている。 ・後見制度の利用。 ・精神科に入院し、症状改善。 ・連携がスムーズになった。	なし
	事業所側の状況	・各専門分野に繋いだことにより早急に解決した。 ・障がい分野の機関へ相談連携により通所へ繋がった。	・情報共有を行うことでより的確な状況把握ができた。
やや問題解決に至った	利用者側の状況	・老健入所になった。 ・ご家族とお子様の理解が得られた。 ・他分野との協働にて本人・家族の経済不安とQOL向上に繋がった。 ・結果的に退去という事になったので解決としてよいか迷う。 ・本人の意向とは少し違ったが落ち着いて生活出来るようになった。 ・家族が精神疾患の方など協働で行い、良い方向に動いた。	・多職種が関わることで、主の相談先が増え、様々なアイディアも出た。
	事業所側の状況	・成年後見人、特養への入所に繋げる。 ・まだ課題は多いが区役所とうごけた。	・地域包括支援センターやケアマネさんと密に連携できた。 ・利用先のB型事業所が積極的に動いてくださった。 ・1人で抱え込まないで支援ができた。
特に進展しなかった	利用者側の状況	・本人が制度の必要性を感じなかった。	なし
	事業所側の状況	なし	なし

表 7　包括的相談支援の必要性別、その理由に関する自由記述

必要性	理由（　）内の数字は類似回答の数	
	高齢者分野	障がい者分野
必要である やや必要である	・身近な、地域の協力が必要（16） ・問題が複雑で多方面からの支援を必要としているから（15） ・現行の制度のはざまにある方がいる（8） ・（事業所として）他分野の専門家から助言を受けられるから（2） ・切れ目のない支援が受けられる（2） ・必要だと思うが理由はよくわからない（1） ・人的資源として（1） ・何でもあったほうが良い（1）	・問題が複雑で多方面からの支援を必要としているから（4） ・障害-高齢間の連携が難しい（2） ・多くの窓口に相談しなくてもよくなるから（2） ・身近な、地域の協力が必要（1） ・現行の制度のはざまにある方がいる（1） ・施設や地域社会の問題も解決が必要（1） ・時間の余裕がない（1）
どちらとも言えない	・包括的相談支援についてよく知らないから（2） ・各職種にできることには限界がある（1） ・時間の余裕がないから（1）	・研修では必要と言われるが、本人が必要と思わなければ進まない（1）

4.考　察

過去の研究では、包括的相談支援に関する意識や他職種との連携の必要性に関する認識について、医療・福祉・保健分野の単独の職種を対象に調査した報告は確認できたが、複数職を同時かつ同調査内容にて比較し、職種による違いを検討したものは見当たらなかった。そこで本研究では、今後様々な職種について調査を行うための足掛かりとして、まずはわれわれが属する高齢者分野の介護支援専門員と、在宅支援において協働することの多い障がい者分野の相談支援専門員を対象に、包括的相談支援に関する意識や他職種との連携の必要性に関する認識について同時かつ同内容にて調査し、職種の違いによる差を明らかにすることとした。

4.1 主任資格の保有率について

まず、本研究において、主任資格を有する者の割合は、高齢者分野で 43.5%、障がい者分野で 33.3%であった。厚生労働所によると、全国的には、高齢者分野で 24.4%(2022 年)、障がい者分野で 2.2%(2019 年)と報告されている。障がい者分野で主任資格の研修が開始されたのが 2018 年であり、2 年経過時点でのデータであるため、現在はさらに主任資格の保有率は増加している可能性が高いものの、本研究の対象者は、全国と比較して主任資格の保有率が明らかに高いと考えられる。この原因として、主任資格を持つものは各事業所の責任者となっているケースが多く、事業所の代表として責任を感じて質問紙に回答をしたため、回答率が高くなった可能性があることが考えられる。主任資格の保有の有無と、他業種との連携、または包括的相談支援に関する考え方について報告した研究は見当たらなかったが、やはり主任資格を保有するものは、他業種との連携経験や、包括的相談支援に対する知識が深く、考え方も変化している可能性があると考えられる。主任資格の保有率が高かったことが、調査結果にどの程度影響を及ぼしたかは不明であるが、本研究結果については、各分野の業務にある程度習熟した者に関する結果としてみる必要があると考えられる。

4.2　他分野との連携について

今回の調査結果から高齢者分野、障がい者分野に有意差がみられたものは 5 つであった。1 つ目は他分野と協働で対応した連携先について(表 4)、「保育・教育分野」は障がい者分野で有意に多かった。高齢者分野は 65 歳以上、老年期という括りで捉えることが可能であるが、障害者は「幼少期」、「学童期」、「青年期」、「中年期」「老年期」というそれぞれの段階に応じた支援が必要となってくる(城戸他,2015)。制度や支援に関わる年代の違いがあることが、理由の一つとして考えられる。高齢者分野は主に要介護者(要支援者)を支援しているが、その利用者に関わる家族および世帯は様々である。配偶者、子や孫など広範囲であり、独居で子供らと疎遠、子供の引きこもりや障害、孫の不登校といった直接介護保険制度には該当しない課題やニーズを抱えるケースも担当する場合がある。高齢の親と 50 代の子どもの引きこもり問題は「8050 問題」と称されるが、今後は「7040 問題」も増加していくことが予想される(藤松,2019)。ただ、要介護者(要支援者)が入院・入所や死亡等にて支援が終結になると、その後の家族支援も中止にならざ

るを得ない。そのため、介護支援専門員が支援を行う中で、利用者に関わる家族についても、アセスメントの視点を持ち、必要であれば継続した支援などを受けられるように他分野・他機関へと繋ぐ働きかけが実践できなければならないと考える。この点からも「保育・教育分野」への関心と学習および連携は介護支援専門員も意識して今後取り組むべきものと考える。

4.3　支援においてもっとも価値を置いていること

2～4つ目は、支援において最も価値を置いていることについて(表5)、「法令遵守」は高齢者分野で有意に多く、「意思決定支援」「関係機関との連携」は障がい者分野で有意に多かった。

介護支援専門員と相談支援専門員の各制度については、根拠となる法律、資格取得のための研修内容や、基礎資格などが異なる。まず、根拠となる法律は、介護支援専門員が介護保険法、相談支援専門員が障害者総合支援法である。介護保険法は、我が国における少子高齢化を背景として、2000年より施行されている。消費税を増税することで、介護費の増加に対応する案もあった中、当時の厚生省は、保険制度への変更を選択した。これはサービスの量と、そのためにそのくらいの保険料を負担していただくかは、最終的には国民の選択、判断を求める、という考えによるものである(堤,1999)。一方、障害者総合支援法も、障がい福祉にかかるその前身となる障がい者自立支援法は、様々な議論のある中で障害者制度を介護保険制度に整合させ成立した(三谷他,2011)。サービスの必要量を決定する際に、介護保険制度における要介護度に似た障がい程度区分という基準を使用することや、サービス利用料の負担が1割負担であることなど、その内容は介護保険法と似ている。ただし、介護保険法が2000年の施行以降、一貫して続いているのに対し、障がい者総合支援法の施行は2013年、その前身の障害者自立支援法は2006年、自立支援法制定のきっかけとなった支援費制度は2003年施行(三谷他,2011)と、目まぐるしく法律が変わっている。そのことが、相談支援専門員において「法令遵守」への価値の置き方に何らかの影響を与えている可能性があると考える。

資格取得のための研修内容として、手嶋(2012)は、相談支援専門員の研修修了者を対象に、充実させたほうが良いと思う研修内容について調査している。その結果、意思決定支援につながる権利擁護の項目について、初任者研修で20項目中6番目、現任者研修で20項目中3番目に度数が高かったことを報告している。介護支援専門員の研修について、同様の調査を行った研究は見当たらなかった。研修内容として、介護支援専門員の理念に関する内容は含まれているが(永杉他,2007)、意思決定支援に関する内容が含まれていることは確認できなかった。少なくとも、相談支援専門員において、意思決定支援につながる権利擁護に価値を置いている者が多いことは推察された。

さらに、背景取得の要件として、介護支援専門員は、特定の国家資格(医師、看護師、薬剤師など)を要する業務に5年以上かつ900日以上の実務経験、または生活相談員等の相談援助業相談業務に5年以上かつ900日以上の実務経験が条件となっている。一方相談支援専門員は、特定の資格による要件はなく、相談支援業務の実務経験3年以上で、研修の受講資格が得られる。よって、相談支援専門員は、全員が相談支援業務を有しているという点が、介護支援専門員と異なる。相談支援業務は、相談内容に応じて、様々な専

門家と連携し、課題の解決に取り組む必要があることが想像に難くない。その違いが、「関係機関との連携」により価値を置くことにつながっている可能性があると考える。

4.4 「地域共生社会」「包括的相談支援」の構築について必要と思うこと

最後に5つ目は、「地域共生社会」「包括的相談支援」の構築について必要と思うことについて(表 3)、「地域に向けた勉強会や啓発活動の支援」が介護支援専門員で有意に多くみられた。高齢分野において、地域に基盤を置いたケア(コミュニティケア)が強調されている。このことに関して、介護保険制度では、地域包括ケアシステムの推進がいわれ、[33]主任介護支援専門員は個々人の生活を支えるだけでなく、「地域作り」や「地域の社会資源の再構築・開発」などの地域支援も役割の1つとなっているため日頃から意識していることが、影響していると考えた。

また、「地域共生社会」について、積極的に担っていきたい、または担っていきたいと回答した者は高齢者分野 60.0%、障がい者分野 71.4%、「包括的相談支援」について、必要と感じている、またはやや必要と感じていると回答した者も高齢者分野 86.9%、障がい者分野 86.7%といずれの分野でも高率に必要性を認識していることが明らかになった。自由記述の結果を見ると、高齢者分野、障がい者分野に共通して、多方面からのアプローチが行え、複雑な問題にアプローチできるようになることを挙げたものが多かった。一方、高齢者分野では、孤立しがちな高齢者を地域で支えることができる、という点に必要性を見出している者が最多であったのに対し、障がい者分野では、そのような理由を挙げている者は少なかった。この理由として、障がい者分野のサービス利用者の一部は学齢期に該当する者であり、教育機関に通っているため孤立した状況にないケースも多いためと考える。

5. 結論

本研究結果より、高齢者分野と障がい者分野の2職種において、「法令遵守」、「意思決定支援」、「関係機関との連携」ついては支援における価値の置き方が異なることが明らかになった。またこの違いには、両職種の根拠となる法律や、資格取得の方法、研修内容の違いが影響している可能性があると考えられた。さらに、包括的相談支援については両職種とも同様に必要と考えている者が多かった。他職種連携チームの一業種として、お互いが協働していくうえで、互いに支援において価値を置いている部分が異なっている部分があることをあらかじめ認識しておくことが、よりスムーズな協働に向けての課題であると考える。

6. 本研究の限界と今後の課題

本研究では、施設あてに質問紙を郵送する手段をとった。在籍する職員分の数を送付したが、回答者のうち、主任資格を持つ者の割合が全国データよりも高く、本研究結果は全国の介護支援専門員、相談支援専門員の意見に比べ、主任資格を持つ者の意見がより強く反映されており、その影響が出た可能性がある。今回は、高齢者分野、障がい者分野の2

職種に限定して調査を実施したが、包括的相談支援における多職種連携チームを構成する職種は他にも多数存在し、今後は、それらの職種との比較調査も実施していく必要があると考える。

引用・参考文献

菱沼幹男(2022),地域生活支援における多機関多職種連携の実態と促進に関する研究，日本社会事業大学研究紀要，68，pp69－86.

厚生労働省(2023)．令和 5 年度厚生労働白書,pp58.

牧野史子(2023),「介護する家族を守るために」～多様なケアラー支援が求められる時代～:月刊ケアマネジメント 2023 年 6 月号，環境新聞社,pp7-10.

牧野史子(2020),社会的支援の対象となった介護者　ケアラーへの支援は待ったなし，月刊ケアマネジメント 2020 年 8 月号,環境新聞社,pp12-15.

鶴田禎人(2021),地域共生社会におけるソーシャルネットワークの政策的位置づけと課題,医療福祉政策研究 5(1),pp151-173.

吉江悟・高橋都・齋藤民・甲斐一郎(2004)．同居家族が問題の主体となる高齢者在宅介護の対応困難事例の現状　長野県 A 市の行政保健師へのインタビューから，日本公衆衛生雑誌,7,p522-529,2004.

植戸貴子(2020),中高年知的障害者と高齢の親の同居家族への相談支援:障害分野と高齢分野の有機的連携-相談援助職に対するアンケート調査-,神戸女子大学健康福祉学部紀要,12,pp1-24.

泉宗美恵・佐藤悦子・依田純子・須田由紀・望月宗一郎・井出成美(2013),専門職連携実践(IPW)に関する訪問看護師と介護支援専門員の意識,保健医療福祉連携,6(1-2),pp11-21.

齋藤智子・佐藤由美(2007) ,対応困難を生じている介護支援専門員に対する保健師の支援意図,Journal of Japan Academy of Community Health Nursing,9(2),pp15-23.

杉原成美・岩井美織・橘高美和子・瀬尾誠・岡田昌浩・金子三屋子・横田いつ子(2018),在宅医療における介護担当者による服薬支援の現状と薬剤師との連携に関する実態調査,社会薬学,17(2),pp147-155.

三上悦子・中村真一郎(2013),主治医と介護支援専門員の連携-柳井方式といわれる連絡表(照会)の 5 年間を振り返って-,日本農村医学会雑誌,62(2),pp112-118.

成瀬和子・宇多みどり(2018),在宅ケアにおける多職種連携の困難と課題,神戸市看護大学紀要,22,pp 9-15.

清水弘美(2022),地域生活支援に関するケアマネジメントプロセスにおける課題-多問題家族の事例をもとに-,新医療福祉会誌,22(3),pp114-122.

大部令絵(2021),伴奏型支援において求められる支援者の行動,社会福祉,62,pp101-117.

植戸貴子(2020),中高年知的障害者と高齢の親の同居家族 - 親子の生活課題と一体的な相談支援 - ,発達障害研究,42(3),pp216-224.

大沼由香・小池妙子・富田恵・工藤雄行・寺田富二子・中村直樹(2015),主任介護支援専門員の地域ネットワーク構築の認識-委託型地域包括支援センターの可能性-,弘前医療福祉大学紀要,6(1),pp33-42.

柿元美津江・木村孝子(2015),介護支援専門員のネットワーク構築状況の調査分析-地域包括ケアシステムのために-,鹿児島純心女子大学看護栄養学部紀要,17,pp1-6.

根本治代(2010),障害者相談支援従事者が認識する専門職間連携の特徴-フォーカスグループインタビューの分析を通して-,学苑・人間社会学部紀要,832,pp96-106.

依田純子・佐藤悦子・泉宗美恵・須田由紀・井出成美(2014),訪問看護師がもつ介護支援専門員との連携の困難性と課題の構造-管理職にある訪問看護師のフォーカス・グループインタビュー-,日本地域看護学会誌,16(3),pp13-21.
総務省統計局ホームページ(2023),人口推計(2023 年(令和 5 年)10 月 1 日現在)結果の要約,https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2023np/
福岡市(2021),福岡市の高齢者の状況,https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shakaisanka/health/00/04/4-040102.html
福岡市(2018),平成 30 年度自治協議会アンケート調査結果,https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/Community/life/h22survey_2_3.html
厚生労働省(2022),介護支援専門員の従事者数,https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusho/kousei/21/backdata/01-01-02-38.html
厚生労働省(2019), 居宅介護支援事業所に従事する主任介護支援専門員の推計 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/teianbukai95shiryou04_2.pdf
厚生労働省(2019),障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000752733.pdf
城戸裕子・中島健一・小佐々典靖(2015). 障害者ケアマネジメントを担う相談支援専門員の意識並びに現状と課題について,心身科学,7(1),p21-29.
藤松素子(2019).「地域共生社会」時代における地域福祉推進の要件とは何か,佛教大学社会福祉学部論集,25,p93-11.
堤修三(1999),介護保険の基本理念,順天堂医学,45(1),pp3-8.
三谷嘉明・真鍋顕久・古屋健(2011),「障害者自立支援法」廃止は可能か？名古屋女子大学紀要,57,pp93-102.
手嶋雅史(2012),障害者の相談支援従事者研修修了者の追跡調査からみた研修効果の特徴の抽出と研修内容改善に関する分析,同朋大学論叢,96,pp57-73.
永杉憲弘・鬼﨑信好・本郷秀和(2007),介護支援専門員実務研修の研修効果意識と課題-基礎資格からみたケアマネジメント研修効果の違い-,福岡県立大学人間社会学部紀要,15(1),pp123-141.
小澤温(2018),障害者福祉制度の近年の動向と課題,社会保障研究,2(4),p442-454.

包括的な支援体制構築に対する意識調査

1. あなたが従事している分野は何分野ですか？

□高齢者分野　□障がい児者分野　□両分野

2. 事業所の名前と規模を教えて下さい。

事業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿介護支援専門員もしくは相談支援専門員 ＿＿＿名

3. 主任介護支援専門員もしくは主任相談支援専門員の資格をお持ちの方はチェックして下さい。

□主任介護支援専門員　□主任相談支援専門員（もしくは現任研修受講済み）

4－（1）所属組織または法人に併設サービスはありますか？

□ある　□ない

4－（2）　（1）で「ある」と回答された方：それはどういった種別ですか？

□通所系　□訪問系　□入所施設　□その他（　　）

5. これまで、高齢者または障がい児者分野のみの支援では、立ち行かなくなった事例を経験したことはありますか？（例：家族が引きこもり、精神疾患、生活困窮、介護負担、サービス拒否、６５歳移行調整）

□ある　□ない

6－（1）これまで他分野に繋いだ、もしくは他分野と協働で対応した事例はありますか？

□ある　□ない

6－（2）　（1）であると回答された方：それはどういった分野ですか？

□高齢者分野　□障がい児者分野　□保育・教育分野　□生活困窮分野
□医療分野　□その他（　　）

6－（3）　（1）であると回答された方：その事例は結果どうなりましたか？
□課題解決に至った　□やや課題解決に至った　□特に進展しなかった
理由（　　）

7. 高齢者分野の方は障がい者基幹相談支援センターを知っていますか？
障がい児者分野の方は地域包括支援センターを知っていますか？

□知っている　□名前は知っているが、詳細は分からない　□知らない

裏へ

付録 1-1　質問票（前半）

8. あなたが支援において最も価値を置いていることを上位3つ選んで下さい。

□権利擁護　□法令順守　□自立支援　□意思決定支援
□リスクマネジメント　□関係機関との連携　□家族支援

9－（1）『地域共生社会』という言葉について知っていますか？

□①知っている　□②聞いたことはあるが、詳細は不明　□③聞いたことはない

9－（2）　（1）で①②と回答された方：『地域共生社会』についてどのような考えをお持ちですか？

□積極的に担っていきたい　□担っていきたい　□何とも言えない
□あまり担わなくてよい　□全く担わなくてよい

10－（1）包括的相談支援（＊1）は必要だと思いますか？

□必要である　□やや必要である　□どちらとも言えない
□あまり必要ではない　□必要でない

10－（2）　（1）の回答についてそれは何故ですか？

（　　）

11－（1）　『地域共生社会』『包括的相談支援』に対して貴事業所はどのような取り組みができると思いますか？（複数回答可）

□他分野との共働の勉強会の実施　□地域に向けた勉強会や啓発活動の実施
□地域に向けた出張相談会等の実施　□地域行事（防災訓練・祭り・会議等）への参加
□地域（認知症）カフェ等の開催　□今のところ取り組む予定はない
□その他（　　）

11－（2）　今後取り組むとしたら、何が支障となると思いますか？（複数回答可）

□所属事業所の理解　□本業ではないから　□報酬　□時間がない
□地域住民の理解が進んでいない　□何を取り組んで良いか分からない
□その他（　　）

12　『地域共生社会』『包括的相談支援』の構築に向けて何が必要だと思いますか？（複数回答可）

□自身の理解（研修受講等）　□所属事業所の理解　□報酬などの法整備
□地域、民間企業に対する普及活動（研修の開催等）　□時間の確保
□その他（　　）

アンケート注釈

（＊1）包括的相談支援・・・市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するもので、①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援。

アンケートは以上です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

付録 1-2　質問票（後半）

【原著論文】

中国企業による海外農業投資がカンボジア農業生産に与える影響について

—経済土地専用利用権を通じた商業用農産物生産の事例から—

The Impact of Overseas Agricultural Investments by Chinese Companies on Cambodian Agricultural Production

—A Case Study of Commercial Agricultural Production through Economic Land Concessions—

劉　澤文[1]

Zewen Liu[1]

[1]下関市立大学

Shimonoseki City University

要旨

2000年代以降、食糧安全保障や環境問題を背景に、グローバル資本による海外農地の取得が加速している。中国は、その中でも最大の農地投資国の一つであり、海外への農業投資を拡大しており、カンボジアもその投資先である。カンボジア政府は「2001年土地法」に基づき、経済土地専有利用権(ELCs)制度を導入し、外資による農業開発を積極的に推進してきた。これにより、現地農家の土地利用に対して影響が及んでいるとの指摘があるが、ELCs を通じた中国企業の利用実態やその影響については、まだ十分な研究が行われていない。本論文は、現地調査に基づき、中国企業による ELCs の利用実態を示したうえで、キャッサバやバナナなど商業用農産物品目の多様化を通じて、カンボジアの農業に与える影響を解明した。

キーワード：　カンボジア、中国企業、土地取得、経済土地専用利用権、商業用農産物

1. はじめに

2000年代に入ってから、食料価格の不安定さや人口増加による環境への負荷、食糧安全保障の面から、グローバル資本による海外農地取得の動きが加速している。2008年まで新規開拓農地は世界全体で年平均400万haにも満たなかったが、2009年にはおよそ5,600万haの大規模農地投資が行われ、とりわけ発展途上国の土地に対する投資が増加している。途上

国は大量の耕作可能地を有しているが、未開墾もしくは利用効率が非常に低い状態である。この途上国の大量の未開墾地に対して、海外からの需要が拡大している。1990 年から 2007 年までの間に、発展途上国の耕地は年平均 550 万 ha 増加している(Klaus Deininger , et al. 2011)。

Land Matrix [注 1)] によれば、中国は世界最大の海外農地投資国であり、取引面積は 350 万 ha に及ぶ。中国では、農業の海外進出は食糧安全保障の重要な措置とされ、中国企業による海外農地への投資が急増している。2004 年から 2012 年までの間に、農業の対外直接投資フローは 2 億 8900 万米ドルから 14 億 6100 万米ドルへと 4 倍も増加し、年平均増加率は 225%となった（韓、2020, p.476)。

その投資先の一つとしてのカンボジアには、外資導入の優遇政策、外資による農地取得が可能な投資環境、自然に恵まれた地理的な条件などがある。実際に、カンボジア「2001 年土地法」による経済土地専有利用権（Economic Land Concessions ; 以降、ELCs）政策の施行とともに、中国企業が積極的に農業分野に進出している。これに伴って、カンボジアの農地面積は、2000 年の 477 万 ha から 2021 年の 609 万 ha まで、20 年間で 27%増加した(FAO)。

ELCs とは、外国企業を含む投資主体が、上限 1 万 ha の国有私用地[注 2)] を最長 99 年間で利用できる土地政策である[注 3)]。2023 年の ELCs の許可面積は、230 万 ha に及んでいる。これは、カンボジア国土面積の 12%[注 4)]、農地総面積の 38%に相当する。なかでも、中国企業により取得された ELCs の面積が大きいことから国際社会で注目されている。

カンボジアの ELCs に関する先行研究については、主に外資の土地収奪に焦点を当てており、現地小規模農家の就業形態や土地へのアクセスに与える影響に着目している。例えば、Christophe Gironde and Amaury Peeters(2015)によれば、過去の十数年間、カンボジア東北部のラタナキリ州で ELCs 土地政策が施行されており、企業による大規模農業生産が現地の小規模農家の離農を加速させていると指摘している。また、Alice Bebana and Christophe Gironde(2023)によると、企業が ELCs を取得し、大規模生産によって就業機会が提供され、農村間の労働力移動が促進されている一方で、ELCs による大規模生産は小規模農家の土地へのアクセスを妨げていると指摘している。

これら ELCs に関する先行研究から、ELCs を通じて大規模農業生産が現地農家の土地利用に大きな影響を与えたことが指摘されている。しかし、ELCs の利用実態や ELCs を通じた中国企業による農業生産の実態、およびカンボジアの農業生産への影響が明らかにされていない。

そこで本論文では、中国企業による ELCs の利用実態と農業生産の実態を分析し、商業用農産物品目の変化に着目して、カンボジアの農業生産に与える影響を明らかにすることを目的とする。具体的には、まず ELCs 政策の変遷を概観したのち、中国企業による ELCs の利

注 1） Land Matrix は、世界の中低所得国における大規模土地取得(LSLA)に関する決定の透明性と説明責任を促進する、独立した世界規模の土地監視イニシアチブである。(https://landmatrix.org/、2024 年 6 月 6 日最終確認)

注 2） 国有私用地(State private land)とは、国家が所有する土地のうち、私的な使用に供するものである。

注 3） 多くの中国企業は、上限 1 万haの規制を回避するためにカンボジアで多数の現地法人を設立して、複数の ELCs を取得した。

注 4） カンボジアの国土面積は、1,810 万 ha である（2019 年カンボジア国勢調査)。

用実態を示したうえで、2000 年から 2020 年にかけてのカンボジアの農業生産の変化を分析する。さらに、クロチェ州における中国企業や農家を対象とした現地調査データを用いて、中国企業による ELCs の利用実態を整理し、カンボジアにおける商業用農産物品目の変化と中国企業による農業生産の関係性を明らかにする。近年、カンボジアの統計収集の手法が進歩しているものの、ELCs に関する土地開発の情報が極めて限られている。ゆえに、本研究は、政府統計データのほか、現地調査から得られた質的情報を含む各種の情報に依拠したものとなっている。

1. ELCs 政策の変遷と中国企業の利用実態

本章では、カンボジアの ELCs 土地政策を説明し、その変遷を概観する。その後、主な利用者である中国企業の利用実態を示す。

1.1 ELCs 政策の変遷

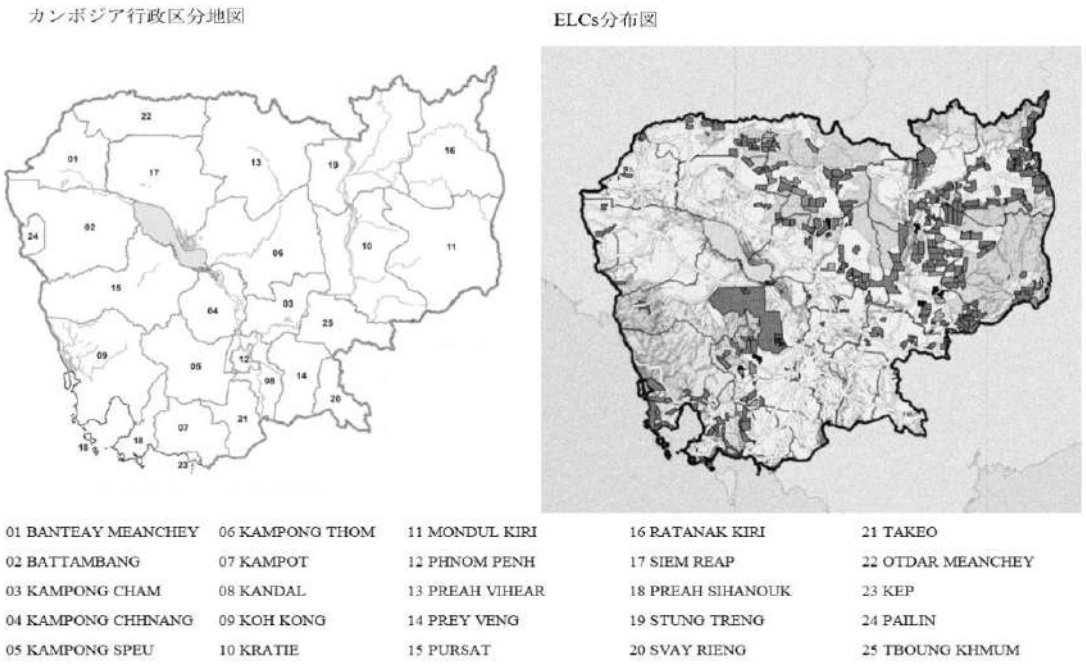
ELCs の導入

カンボジア政府は「2001 年土地法」において、初めて土地専有利用権の概念を導入した。「2001 年土地法」によって住民による国有地の占有を禁止し、国有地を国有公用地[注 5)]と国有私用地に分けた。この国有私用地は土地専有利用権の対象である。いわば、土地の所有者は国であるが、使用者は外資を含む個人・法人・団体である。土地専有利用権は、土地面積が 1 万 ha までに制限され、使用期間は最長 99 年間までとされている。使用用途に応じて経済的土地専有利用権(ELCs)、社会的土地専有利用権(SLCs)、使用・開発・探査土地専有利用権に分けられる。さらに、2005 年に発布した政令 No.146 では、ELCs の取得手続き、使用状況の評価などの基準が細かく規定された。このように、ELCs によって外資の大規模プランテーション、畜産業、農産物加工業の生産活動が法律上認められている。ただし、「2001 年土地法」が発効する前に、大規模な土地利用権が、政府と企業間の個別契約によって既に存在していることを留意する必要がある。つまり、「2001 年土地法」により企業の大規模な土地取得が合法化させた。

ELCs 政策の実施

ELCs 政策が実施された以降、2013 年までに許可された ELCs は 280 件に上り、総面積は 230 万 ha に及んでいる。これは、国土面積の 12%、農地総面積の 38%に相当するが、ここで留意すべき点は、ELC 面積が 1 万 ha を超えていることである。これは、前述した「2001 年土地法」が発効する以前に、政府と企業間の個別契約で締結された 1 万 ha 以上の土地利用権が、新土地法に適用されていないためである。

注 5) 国有公用地とは法律上の私用権が承認されず、国に継続的に所有されている土地を指すのである。



出典： The Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights (LICADHO)

URL: https://www.licadho-cambodia.org/land_concessions/

図 1　カンボジアにおける ELCs の分布図

図 1 は、ELCs の分布を示す地図である。ELCs は、ストゥントレン州、クロチェ州、トボンクムン州、コンポンチャム州といった東北の高原山間地域に最も集中している。ストゥントレン州とクロチェ州は、人口が少ない高原山間地域で、未開墾な林地がいまだに広い。特に、クロチェ州においては、ELCs の面積が約 31 万 ha に達しており、州総面積の 111 万 ha の 28%を占めている[注 6)]。表 1 は東北地域における ELCs のリストを示している。

表 1　カンボジアの東北地域における ELCs（一部）

	企業名称		所在州	契約日	面積(ha)
番号	英語名称（略）	中国語名称			
1	Pheapimex(PPX 社)	PPM 亚洲林业投资集团	コンポンチナン州＆ポーサット州	2000/1/28	315,028
2	Wuzhishan L.S Group (W 社)	海南五指山集团	モンドルキリー州	2005/12/30	10,000
3	Boeung Ket Rubber Plantation Long Sreng (B 社)	—	コンポンチャム州	2007/12/12	7,701
4	Grand Land	福地农业发	ストゥントラェン州	2006/1/23	9,854

注 6）　Municipality and Province Investment Information. URL: https://landportal.org/node/31247

	Agricultural Development (G 社)	展			
5	Asia World Agricultural Development (G 社)	环亚农业发展	クロチェ州	2006/3/15	10,000
6	Global Agricultural (G 社)	环宇农业发展	クロチェ州	2006/3/15	9,800
7	Great Wonder Agricultural Development (G 社)	佳景农业发展	クロチェ州	2006/8/11	8,231
8	Brightway (F 社)	柏威集团	クロチェ州	2007/2/14	1,000
9	China Dynamic Investment (F 社)	中国动态投资	クロチェ州	2010/1/29	6,600
10	C&V Group (F 社)	C&V 集团	クロチェ州	2010/1/29	7,000
11	Green Island Agricultural Development (C 社)	绿洲农业发展	クロチェ州	2006/3/15	9,583

出典：Open Development Cambodia、Global Forest Watch

表 2　ELCs 利用者の国籍分布

国籍	ELCs 許可数	ELCs 面積(ha)	ELCs 平均面積(ha)
カンボジア	123	1,133,297	9,214
中国	37	373,981	10,108
ベトナム	47	313,554	6,671
マレーシア	12	109,129	9,094
シンガポール	4	86,387	21,597
タイ	9	71,297	7,920
韓国	6	61,832	10,305
アメリカ	2	16,820	8,410
フランス	1	10,000	10,000
インド	2	8,835	4,418
イスラエル	6	7,933	1,322
中国台湾	1	4,900	4,900
不明	30	103,438	3,448
合計	280	2,301,385	8,219

出典：Peeters (2015)

ELCs の半分以上は外国籍の個人や企業に所有されており、その主な外国籍利用者は中国企業とベトナム企業である。中国企業の ELCs は、37 ヶ所の ELCs、合計約 38 万 ha の土地利用権を取得しており、総面積の 17%を占める。また、ベトナム企業は、47 ヶ所の ELCs、

合計約 31 万 ha の土地利用権を取得しており、総面積の 13%を占める（表 2)。ただし、単純に ELCs 契約者の国籍のみで投資主体を判断することはできない。なぜなら、後ほど説明するように、実際の出資者は中国企業であっても、カンボジア人やベトナム人の名義で ELCs を取得できるからである。

一方で、ELCs を取得したカンボジア籍の所有者は、ほとんどが政治エリート層や大富豪であり、彼らは取得した ELCs を中国企業に転貸している。例えば、表 1 の PPX 社の所有者は、カンボジア人民党の議員であり、カンボジア人民党の最大の献金者である。PPX 社は中国海南省の民間企業 W 社のビジネスパートナーである（WRM, 2013)。また、筆者の現地調査から、コンポンチャム州における B 社の所有者はカンボジア籍華人であり、彼は、約 3,000ha の土地を 3 つの中国企業に転貸していることが判明している。現在、3 社ともバナナ農園を経営している。

ELCs 政策の一時停止

ELCs 政策の創設当初の目的は、農村経済の開発と農村住民生活の改善であった。しかし、国有私有地の区画および ELCs 情報の不透明さから、現地住民と ELCs 利用者の土地利用を巡る紛争の源となっている。

カンボジアでは、土地所有権に関する古くから「鍬による」原則が存在している。「鍬による」原則とは、継続的に耕作することによって農地を獲得する方法である（天川、2001)。ゆえに社会的な慣習と現行法に矛盾が生じている。

また、既に現地住民によって利用されている土地が、ELCs の開発区域と重複するケースが頻発している。例えば、カンボジアのプサート省で巨大な ELC を所有している PPX 社は、2008 年にキャッサバ農園を建設するため、現地住民の放牧地や林地へのアクセスを禁止し、土地の利用権を巡る紛争が起こっている(WRM, 2013)。

このように、ELCs 政策は国内外の反発が大きく、カンボジア政府は 2012 年に新規 ELCs の許可を一時停止する政令を出し、一部の ELCs もサイズダウンされたものの、既存のほとんどの ELCs の利用は継続している状況である。

1.2　中国企業の利用実態

中国企業の ELCs による利用には、3 つの大きな特徴がある。

まず第 1 に、中国多国籍企業は、1 万ha以内の規制を回避するためにカンボジアで多数の現地法人を設立して、複数の ELCs を取得している。例えば、表 1 の G 社は Grand Land Agricultural Development、Asia World Agricultural Development Cambodia Co. Ltd. 、Global Agricultural、Great Wonder Agricultural Development Cambodia Ltd.の 4 社で計 37,885ha の ELCs を所有している。

また、F 社は、2012 年にカンボジアの China Dynamic Investment と C&V Group を設立し、クロチェ州でそれぞれ 6,600ha、7,000ha の ELC の許可を取得した。それに加えて、関連会社の Brightway も、クロチェ州に 1,000ha の ELC を有している。このように F 社は、クロチェ州で合計 13,600ha の ELCs を利用している（表 1)。

第 2 に、ELCs が転売や転借できることから、所有者や利用者が頻繁に変更されていることが挙げられる。ただし、所有権を転売する際には、利用期間が短縮される。例えば、表 1 の C 社は、2015 年に現所有者に転売する際に、利用期間を 99 年から 70 年まで短縮している。

そして、第 3 に、生産物がダイナミックに転換していることを挙げることができる。例えば、G 社の ELCs 契約書において、その主要経営内容はチークのプランテーションおよびその加工と明記されている。ところが、2008 年に木材の輸出手続きが規制されたため、チークに関する事業はすべて中止した。この ELCs の管理者 L 氏によると、2010 年から 2015 年までにキャッサバの大規模な生産を行っていたが、キャッサバ芋の買取り価格が急激に下落したため事業を停止した。現在、ココナッツ、ドラゴンフルーツ、ドリアンなどの熱帯果物の栽培に注力している。一方、C 社は、2015 年に所有者変更後してから、大規模なバナナ生産を行っている。

以上のように、ELCs の主要な利用者としての中国企業は、多様な農業経営を試みている。ELCs を通じた中国企業による農業生産事業の展開とともに、カンボジアの農業生産も大きな変化を遂げてきた。そこで次章では、カンボジアの農業生産を取り上げ、2000 年代以降の変化を振り返ってみよう。

2. カンボジアにおける農業生産の変化

1991 年、「カンボジア紛争の包括的政治解決に関する協定」(「パリ平和協定」) の締結によって、カンボジア経済は孤立した閉鎖的状態からグローバリゼーションに取り込まれ、その結果、カンボジアの農業生産に大きな変化が起きた。本章では、2000 年代から 2010 年代におけるカンボジアの農業構造を概観したうえで、農産物品目に着目して分析を行う。

2.1 農業生産の概況

カンボジア経済における農業

表 3 は 2010 年代以降の実質 GDP 構成比を示したものである。2010 年と 2019 年を比較すると、「農林水産業」が 10%以上縮小したことがわかる。これは 2000 年代からカンボジアの工業化が着実に進んでいることを示している。とりわけ 1990 年代から 2000 年代にかけて、縫製業はカンボジアの主なる輸出産業として GDP 成長を強力にけん引している。これは、1996 年に米国でカンボジアへの最恵国待遇供与法が施行された前後に、台湾、中国、香港の縫製業者が米国市場を狙ってカンボジアに流入したことによる (天川、2006)。しかし、2010 年代に入ってからは、人件費の増加によって労働集約型の縫製業の成長が鈍化し、建設業が中国資本の大量流入によって急速に成長し、新たな成長セクターになっている。一方で、

縮小しているとはいえ、「農林水産業」はなお GDP の 20.7%を産出する主要産業であり、いまだ農産物生産が 11.9%で、縫製業相当の GDP を占めている。

表 3　カンボジアの産業別 GDP 構成比（単位：%）

年	農林水産業		工業			サービス業
		農作物生産		縫製業	建設業	
2010	33.9	19	21.9	9.4	6	38.3
2011	34.6	20.6	22.1	10	5.8	37.5
2012	33.6	20.1	22.9	9.9	6.5	37.8
2013	31.1	18.4	238	10.1	7.2	38.0
2014	28.7	17.1	25.5	10.0	6.5	39.6
2015	26.6	15.8	27.7	10.6	9.8	39.8
2016	24.7	14.6	29.5	10.5	11.4	39.9
2017	23.4	13.7	30.8	10.6	12.4	39.7
2018	22.0	12.8	32.3	10.7	13.6	39.5
2019	20.7	11.9	34.2	10.7	15.3	38.8

出典：National Institute of Statistics(NIS), Statistical Year Book (2017),p.156, および Statistical Year Book (2021),p.164 より筆者作成。

商業農産物への生産

天川（2006）によると、1990 年代から 2000 年代初めにかけて、カンボジアの農業には米生産が主流であったと指摘している。また、米生産は 1995 年頃に自給水準を回復し、2005 年以降にその生産量は急増しており、輸出も可能な水準になっている（廣畑・福代・初鹿野、2016, p.124）。

表 4 主要作物別農家の生産活動（世帯数割合、単位：%）

分類	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2019/2020	2021
穀物類	63.0	63.0	71.2	79.0	65.8	72.4	72.9	71.1	28.8	36.7
根菜類と豆類	5.0	5.4	8.2	6.0	6.0	6.6	7.2	8.2	11.1	15.0
工業用の単年作物	3.0	3.2	3.4	3.0	7.2	2.8	4.1	3.7	3.0	2.3
野菜類	6.0	5.9	4.0	3.0	11.1	2.9	3.7	2.5	8.8	6.4
果物とナッツ類	19.0	19.1	9.9	7.0	9.6	9.9	10.0	11.5	38.9	32.3
工業用の永年性作物	3.0	3.4	3.1	2.0	0.4	5.3	2.1	3.0	9.0	7.3
その他	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4	0.1

出典：https://www.nis.gov.kh/nis/CSES/Data/CSES_Table/CSES_Agriculture.htm より筆者作成。

注：カンボジア統計局が実施した第 17 回カンボジア社会経済調査(CSES)のデータ収集期間は、2019 年

7月から2020年6月までのため、2019年と2020年の数値が分離されていない。

カンボジアの伝統的な農村は、米作村と畑作村に分類できる。畑作村とは、メコン川、バサック川およびトンレサープ川の沿岸に発達し、商品作物を栽培する農村のことである。一方、米作村では主に雨季に米作を行う農業を営んでいる。伝統的な米作村で暮らす農民は、雨期に雨水やメコン川の水を利用した米作を行っている。乾季には野菜類の栽培、ヤシ砂糖作りや手工芸品の製作など、伝統的な副業で生計を維持している。当時、カンボジア農村の農業生産活動においては、機械化も改良品種の導入も行われていなかった。つまり、2000年代までに、カンボジアの農業生産は、技術面的に遅れており、自然条件に依存していたといえる（天川、2004）。

しかしながら、2010年代に入ってから、米が含まれる穀物生産は依然として最大の分類であるが、「根菜類と豆類」および「果物とナッツ類」が急速に伸びている。表4には主要作物を生産している世帯数の割合が示されている。「根菜類と豆類」は、2010年に5%の農家しか生産していなかったが、2021年には15%まで3倍に増加した。また、「果物とナッツ類」は、19%から32.3%まで上昇している。つまり、2010年代から、カンボジアの農産物生産には米以外の作物品目が多様化していることがわかる。なかでも、「根菜類と豆類」のキャッサバ、「果物とナッツ類」のバナナなど、商業用農産物の生産量の伸びは著しい。

2.2 商業用農産物キャッサバとバナナの増産

キャッサバについては、2005年までその生産量はわずかであったが、2005年以降、国際市場における需要増を受ける形で、生産量は劇的に増加している（廣畑・福代・初鹿野、2016, p.124）。2010年代に入ってからは、その生産量が海外市場を主なる輸出先としてさらに拡大している（矢倉、2021）。2010年のおよそ400万トンから2019年のおよそ1300万トンまで約3倍に拡大してきた（図2）。ただし、2016年以降、キャッサバの買い取り価格の低迷の影響を受けて、その生産量は伸び悩んでいる[注7)]。

また、図3に示しているように、バナナの生産量は、それまで年間15万トン前後で安定的に生産されていたが、2010年代後半から急速に増加している。2016年には14万トンであったのに対し、2020年には33万トンまで倍増している。

このように、2000年代以降のカンボジア農業生産において最も大きな変化は、米以外の商業用キャッサバやバナナの生産量が急増したことである。次に、この2種類の農作物の地域別生産量の変化について説明する。

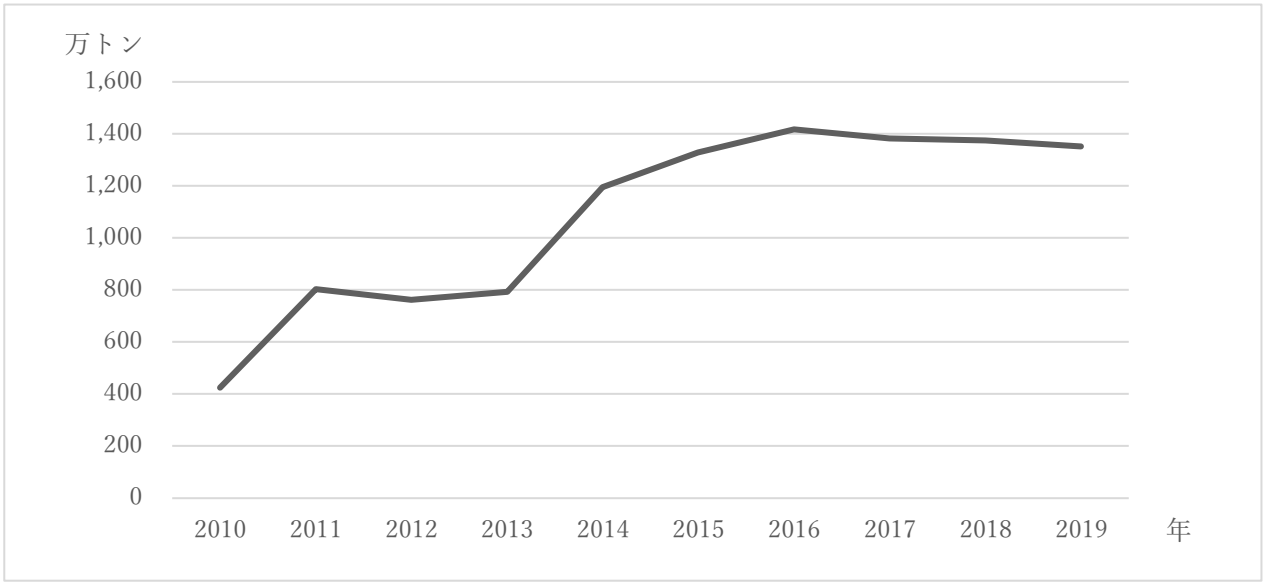
カンボジアでは、人口と農業生産が主に東南部の平原地域[注8)]とトンレサップ湖地域[注9)]に集中している。一方で、東北部のコンポンスプー州、プレアヴィヒア州、ラタナキリ州、

注7） 2016年に中国のトウモロコシ臨時備蓄政策の廃止によって、中国がこれまで備蓄された大量のトウモロコシを市場に放出し、代替作物としてのキャッサバの国際価格が暴落し、国際キャッサバ貿易やカンボジアのキャッサバ生産に大きな打撃を与えた。

注8） コンポンチャム州、カンダール州、プノンペン特別市、プレイベン州、スヴァイリエン州、タケオ州、トボンクムン州。

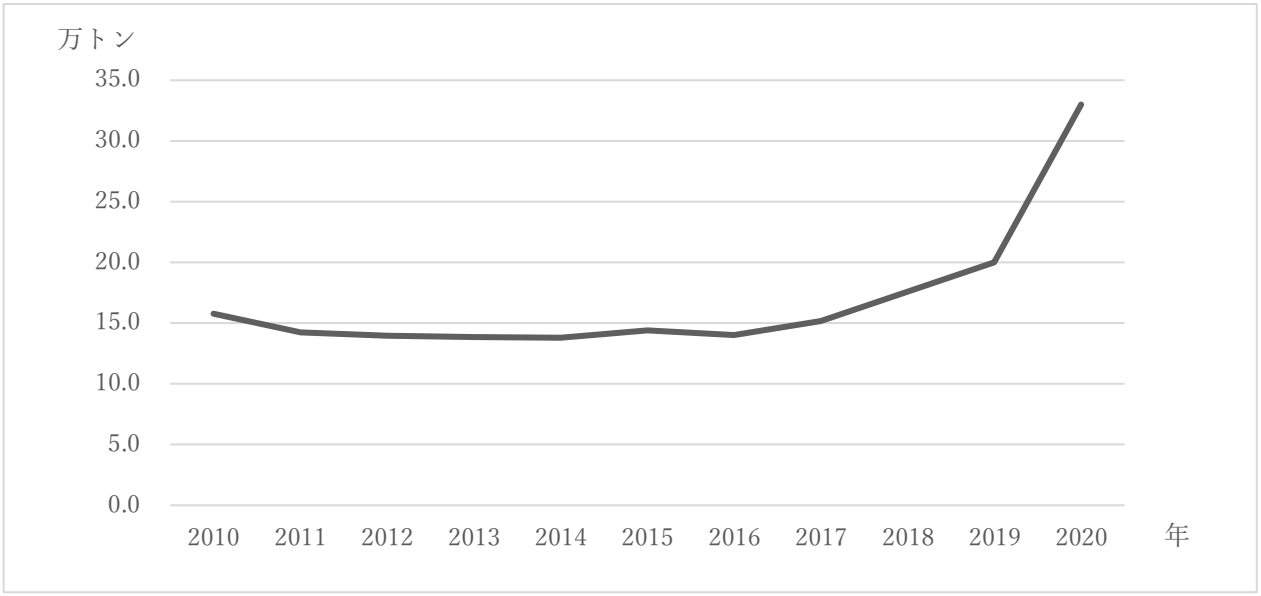
注9） バンテイメンチェイ州、バタンバン州、パイリン特別市、シェムリアップ州、ウドンメンチェイ州、コンポントム州、コンポンチュナン州、ポーサット州。

モントルキリ州、ストゥントレン州、クロチェ州から構成される高原山間地域の人口が少なく、開発程度が最も低い[注 10)]。



出典：National Institute of Statistics, Statistical Year Book (2021),p.107 より筆者作成。

図 2　2010 年代におけるキャッサバの生産量の推移



出典：FAO

図 3　2010 年代におけるバナナの生産量の推移

表 5 は、2010 年代後半から各地域の「根菜類と豆類」および「果物とナッツ類」生産量の推移を示している。この表が示しているように、すべての地域において「根菜類と豆類」の生産量は、2015 年～2017 年の間に大幅に減少している。特に、高原山間地域においては、2016 年の 220 万トンから 2017 年の 59.6 万トンまで減少し、減少幅が最も大きい。これは、

注 10）　National Institute of Statistics (2015), The Census of Agriculture of the Kingdom of Cambodia 2013, National Institute of Statistics, Ministry of Planning Phnom Penh, Cambodia

2015 年末から 2016 年にかけて輸出向けのキャッサバ国際価格が暴落したことに起因する。一方、「果物とナッツ類」の生産量は 2016 年以降急速に増加している。特筆すべきことは、農業生産が最も遅れている高原山間地域において、「果物とナッツ類」の生産量が最も多いという点である。

これら商業用農産物の増産要因としては、機械や品種の導入、灌漑施設の整備による水資源の活用、未開墾地の開発による土地資源の活用が挙げられる（矢倉、2021）。実際、カンボジアの未開墾地の多くは、自然条件が比較的厳しく、特に水資源が限られている高原山間地域に位置している。この未開墾地を開発する担い手の一つは、前述の ELCs の利用者の中国企業である。

表 5　地域別の「根菜類と豆類」および「果物とナッツ類」生産量の変化

	平原地域		トンレサップ地域		高原山間地域	
万トン	根菜類と豆類	果物とナッツ類	根菜類と豆類	果物とナッツ類	根菜類と豆類	果物とナッツ類
2014	142.1	7.5	195.6	7.7	91.1	2.1
2015	46.0	13.3	299.5	2.8	104.1	4.9
2016	64.4	10.8	219.4	3.1	220.0	5.5
2017	20.0	16.6	322.6	8.2	59.6	11.2
2021	35.6	35.2	354.1	21.8	186.7	35.5

出典：National Institute of Statistics, Cambodia Socio-Economic Survey(2014),(2015),(2016),(2017),(2021)より筆者作成。

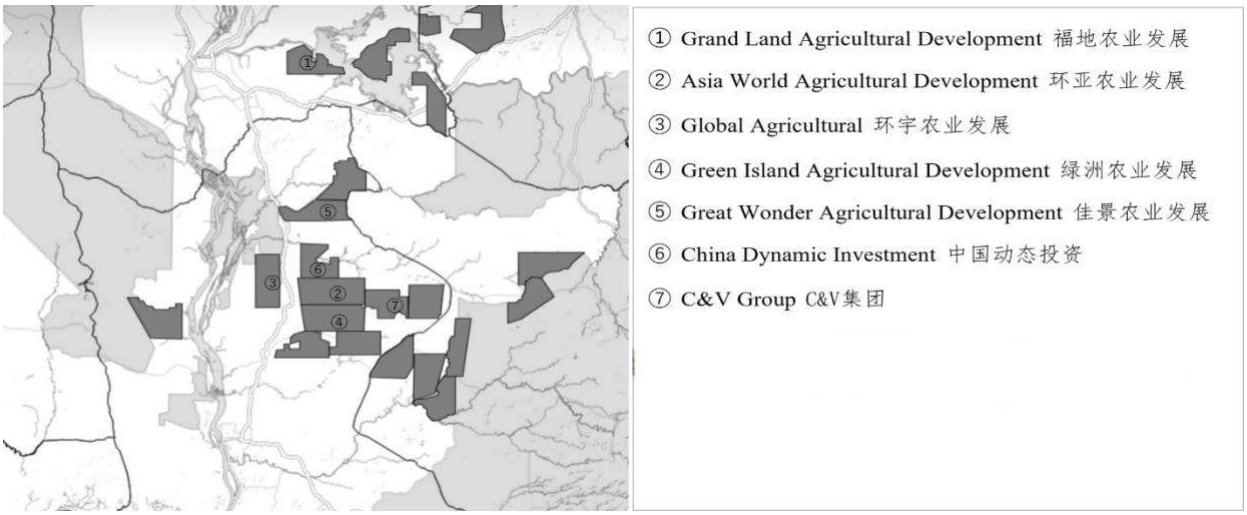
以上のように、2010 年代におけるカンボジアの農産物生産では、最も大きな変化として、米以外の商業用農産物としてキャッサバやバナナの増産によって、商業用農産物品目が多様化したことが挙げられる。また、この変化は高原山間地域で最も顕著であることがわかる。次章では、高原山間地域に位置するクロチェ州を取り上げ、ELCs を通じた中国企業がどのようにカンボジアの農業生産に取り組んでいるかを考察する。

3. クロチェ州における ELCs を通じた中国企業の農業生産

本章では、クロチェ州を取り上げ、中国企業による ELCs の農業生産の実態を示し、カンボジアの農業生産に与える影響を明らかにする。クロチェ州は、先述した商業用農産物の生産量の変化が最も大きい地域であり、ELCs が最も集中している地域の一つである。そのた

め、クロチェ州を調査地域として選定した。2023 年 7 月に筆者がクロチェ州で ELCs を利用している G 社、F 社、C 社を対象に現地調査を行った。それによって収集されたデータを用いて、分析する。

クロチェ州はカンボジアの東北部の高原山間地域に位置し、州都は首都プノンペンから約 230 ㎞離れている。プノンペンから国道 7 号線を通って 5 時間ほど車で移動する必要がある。メコン川は州内を流れ、雨水以外の主要灌漑水源である。メコン川沿いなど比較的水資源が豊富な地域に限り、二期作が行われるが、基本的に一期作である。人口は 34 万人であり、18 歳以上の人口は 19 万人である。成人の識字率は 70%であり、国の平均である 78.35%よりも低い。クロチェ州はカンボジアの遠隔未開発農村地域である。



出典：Global Forest Watch(GFW)より、筆者作成

図 4　調査 ELCs の位置図

また、調査対象の ELCs は、クロチェ州の州都から北にさらに約 60 ㎞離れた地域に位置している。図 4 は、調査対象の ELCs の位置を示している。①、②、③、⑤は G 社の ELCs であり、⑥と⑦は F 社が所有している ELCs である。④は C 社の ELC である。①はストゥントレン州にある以外、全部クロチェ州に位置している。以下では、3 社の事例を分析したうえで、クロチェ州における ELCs を通じた中国企業による生産活動がカンボジア農業生産に与える影響を考察する。

G 社の事例[注 11)]

G 社の所有者は、中国香港出身のアメリカ籍華人である。彼は ELCs 政策に誘致されて、カンボジアへの投資を決めた。2005 年から 2006 年の間に彼は、1ha 当たり 5 米ドルでクロチェ州とストゥントラェン州で 9 つの ELCs を取得した。各 ELC の面積は 1 万 ha あり、利用期間は 99 年間である。土地収奪や人権侵害、環境破壊で現地の住民や国際 NGO に強く批判されるため、そのうち 5 つの ELCs を転売や返却することとなった。

当初取得した土地はほとんど未開発の原生林であった。道路もなかった密林で、電気も整

注 11)　G 社の従業員である L 氏にインタビューして得られた情報を用いる。L 氏は 2005 年からカンボジアに駐在し、調査時点において G 社のヤシ園を管理している。

備されていない。彼らが最初に狙ったのは、原木の輸出であった。2006 年から 2007 年の間に、彼らは道路を建設しながら原生林を伐採していた。写真 1 に示したのは、当時彼らが建設した道路であり、現在も使用されている。

ところが、カンボジアでは 2008 年から原木輸出を実質的に禁止され、木材生産事業を中止することとなった。しかし、ELCs の所有権を維持する条件として、投資事業を継続する必要がある。一方で、2008 年以降、中国市場でキャッサバへの需要が急増し、買い取り価格が高騰した。そのため、土地権利を保有するために農産物生産に転じ、各 ELC においてキャッサバの大規模生産を行った。



出典：筆者より撮影（2023.7）

写真 1　G 社による整備された道路

しかし、前述の 2016 年のキャッサバ国際価格の暴落の影響で、大きな経営赤字を抱え、事業継続が不可能となった。2016 年のクロチェ州で乾燥キャッサバの価格は 410Riel/kg(12 円/kg)まで下落し、前年の半分もなく、ベトナムの流通業者も買い取りに来なかった。結果、G 社はキャッサバの収穫作業も行わず、放置したまま事業を停止している。現在、G 社が所有している ELCs では、一部の土地でヤシやドラゴンフルーツ、ドリアンの熱帯果物の大規模栽培の実験を行っており、一部の土地は他の中国企業に転貸している。

F 社の事例

F 社は中国白酒やバイオエタノールの生産原料を確保するために、カンボジアで ELCs を取得し、大規模なキャッサバ生産を開始した[注 12)]。F 社は白酒の生産経営を主とし、多岐にわたる分野で事業を展開している総合会社である。2014 年時点で、F 社は年 48 万 t の食用酒精、20,000t 糧食酒を生産しており、雑穀やキャッサバなどの原料に対しておよそ年 60 万 t の需要がある[注 13)]。さらに、2016 年にはバイオエタノールを生産する子会社を設立し、原

注 12）URL：http://elite.youth.cn/channel/201608/t20160810_8530369.htm
注 13）「浮来春集団柬埔寨木薯基地投資項目発展戦略研究報告」

料としてのキャッサバに対する需要が高まっている。

表 6 は、F 社がクロチェ州において事業展開する過程を示すものである。F 社はカンボジアに 2 つの子会社を設立している。2010 年 1 月に F 社の子会社である China Dynamic Investment と C&V Group はクロチェ州で、それぞれ 6,600ha、7,000ha の ELC の許可を得た。また、関連会社の Brightway もクロチェ州に 1,000ha の ELC を有している。すなわち、F 社はクロチェ州に合計 13,600ha の ELCs を有している。この 13,600ha の土地の主な用途は、F 社のバイオエタノール生産原料であるキャッサバの栽培、加工、貯蔵である。

表 6 から、F 社がクロチェ州の ELCs においてインフラ整備を含む土地開墾のために大きな初期投資を行ったことがわかる。道路を一年をかけて整備し、さらにその後一年をかけ、でん粉加工設備や発電、水処理設備をそれぞれタイ、中国から調達した。

表 6　F 社の事業展開

年月日	活動内容
2012.11.10	Brightway 集団と 13,600ha の ELCs 譲渡契約。
2012.12.12	3 人の従業員でカンボジアの中国動態投資有限公司（China Dynamic Investment）と C&V 集団(C&V Group)の事務所設立の準備開始
2013.01.15～20	中国動態投資有限公司（China Dynamic Investment）と C&V 集団(C&V Group)の登録、農地取得の手続き、および会社運営の早期準備
2013.03.28	中国親会社から 13 名従業員を中国動態投資有限公司（China Dynamic Investment）と C&V 集団(C&V Group)に派遣
2013.03.30	クロチェ州の ELCs に全従業員着任、中国動態投資有限公司の正式運営の開始
2013.04.18	耕作の準備開始、澱粉加工工場の建設地決定
2013.04.25	キャッサバの植付け
2013.06.12	クロチェ州における圃場整備用の機械設備 9 セット入荷
2013.11.04	2013 年の 1,000ha のキャッサバ植付け目標を達成するために、追加のトラクター12 台と道路整備用機械二台を導入
2013.12.24	1,006ha のキャッサバ植付け完了、3,000ha の土地開墾
2014.01.23	追加のキャッサバ植付け設備や道路整備用機械 5 台を導入

出典：浮来春集団の公式サイトおよび山東省商務局より筆者作成。
注：浮来春集団のホームページ：http://www.fulaichun.com/
山東省商務局：http://commerce.shandong.gov.cn/index.html

しかし、G 社と同様、2016 年のキャッサバ国際価格の大暴落を経験し、膨大な経営赤字を抱えたまま事業を停止した。筆者が調査した時点では、F 社の ELCs においてもキャッサバ

著者の武氏は浮来春集団の会長である。この報告書は武氏が中国清華大学経済管理学院 EMBA 在籍中に発表されたものである。URL：https://doc.xuehai.net/

栽培地が放置されていた。F 社の公式ウェブサイトにおいても、ELCs に関する実質的な生産活動が行われていない状況である。

以上、G 社と F 社の事例から、中国企業はクロチェ州において ELCs による大規模な土地開墾を行ったことがわかった。これらの中国企業は道路、電気などのインフラ整備に膨大な投資を行い、大規模な商業用キャッサバを生産していた。しかし、2 社いずれも投機的に事業展開を行い、長期的な事業戦略を持たなかった。G 社の場合、生産されたキャッサバをベトナムの仲買人に販売し、より付加価値の高いキャッサバ製品の生産を見せなかった。一方、F 社はキャッサバでん粉生産を計画したが、継続できなかった。こうした状況が高原山地地域の「根菜類と豆類」生産量の急減に繋がっていると考えられる。このように、クロチェ州における ELCs を通じた大規模農業生産を行う中国企業は、この地域の商業用農産物生産の担い手となっているといえる。

C 社の事例

2016 年に C 社は以前の所有者から ELCs を買収し、大規模なバナナ生産を行っている。C 社の主要な出資者はカンボジア籍華人 S 氏と中国浙江省の投資家 C 氏である。経営者 3 人は熱帯果物生産・販売に詳しい技術者・専門家である。C 社の主要生産物はバナナである。G 社や F 社と違って、C 社はバナナ事業に関する土地開墾、資材調達、生産管理、物流、輸出までのバリューチェーンを構築している。

図 5 は C 社が開墾しているバナナ農園の位置と面積を示している。4 つの農園があり、面積は合計約 1,000ha である。調査時点では、4 号園の近くに新しい農園を開墾している。バナナを栽培するために、土壌を改良し、水管理するための地下パイプを敷設し、生産されたバナナを運搬するためのレールを設置している。



出典：Google Map に基づき、筆者作成

図 5　C 社の ELCs 開発地図

2 号農園と 3 号農園には、パッケージ用の工場を設置している。そこでは、バナナの洗浄、消毒、乾燥、パッケージ、冷蔵倉庫への保存、コンテナへの出荷を行っている。コンテナに

積み込んだバナナはそのまま中国人の商社に渡し、中国へ輸出している（写真 2)。調査時点に、C 社では約 900 人の従業員を雇用しており、クロチェ州の近隣州出身の出稼ぎ労働者も多数含まれている。こうして、クロチェ州におけるバナナ輸出産業が急速に発展している。



出典：筆者より撮影（2023.7）

写真 2　C 社のバナナ農園とパッケージ工場

2022 年のカンボジア主要農産物輸出において、果実およびナッツの輸出金額は農産物輸出の 19.5%を占めており、その 8 割がバナナである。つまり、クロチェ州における中国企業による ELCs を通じた輸出向けバナナ生産によって、従来の天水農業から現代の大規模機械化された商業用作物生産に移行していることがわかる。

4. おわりに

以上を統括すると、ELCs により農業生産を行う中国企業は、カンボジアにおける商業用農産物の品目多様化および遠隔農村地域の産業育成の担い手であることがわかった。

カンボジアは「2001 年土地法」によって、ELCs 制度を導入した。それまでの企業と政府間の個別の土地開発プロジェクトから、ELCs という土地投資制度を確立することで、外国企業のカンボジアへの農業投資を呼び込んだ。ELCs は主に東北部の高原山間地域に分布している。なかでも、クロチェ州では ELCs の面積が州総面積の 28%を占めており、特に ELCs が集中している地域である。これら ELCs の主要利用者である中国企業は、キャッサバおよびバナナの大規模生産を行っている。

2000 年代後半からはキャッサバ、2010 年代後半からはバナナの生産量が急速に伸びており、米以外の商業用農作物の品目が多様化している。特に、高原山間地域においてこのような変化が顕著である。クロチェ州における中国企業は、ELCs によって大規模な土地を開墾し、商業用農産物生産を行っている。さらに、土壌改良や水管理の技術を導入し、新たな輸出産業を育成している。2010 年代半ばにキャッサバの生産事業が行き詰まったものの、2010 年代後半からバナナの大規模生産が展開している。このように、クロチェ州において ELCs を通じて中国企業による輸出向け機械化農業生産システムが導入され、その生産物が国際市

場に供給されるような産業が形成されている。

本論文では、農業生産における商業用農産物品目の変化の視点から、中国企業による農業投資がカンボジアに与えた影響を検討したが、農村雇用市場や農産物輸出への影響については議論していない。これについては、今後の課題とし、継続の現地調査によりその影響の解明を目指すこととしたい。

引用・参考文献

（和文文献）

天川直子（2001）「第 4 章　農地所有の制度と構造：天川直子『カンボジアの復興・開発』」，アジア経済研究所, pp.157-166

―（2004）「第 6 章　カンボジア農村の収入と就労―コンポンスプー州の雨季米作村の事例―：天川直子『カンボジア新時代』」，アジア経済研究所, pp.327-370

―（2006）「第 4 章　カンボジア―米と魚の自給自足的経済―：重冨真一『グローバリゼーションと途上国農村市場の変化―統計的概観―』」，アジア経済研究所, pp.79-94

―（2001）「第 4 章　農地所有の制度と構造：天川直子『カンボジアの復興・開発』」，アジア経済研究所, pp.157-166

韓俊（2020）「第 11 章　中国農業における海外進出戦略と政策：韓俊『中国における食糧安全と農業の海外進出戦略研究』」，晃洋書房, pp.476-485

廣畑伸雄・福代和宏・初鹿野直美（2016）『新・カンボジア経済入門―高度経済成長とグローバル化』，日本評論社, pp.123-145

矢倉研二郎（2021）「カンボジア・ポサット州における農業の変化とそのメカニズム　―未利用資源の活用と外部の資金調達―」，東南アジア研究　59（1），京都大学東南アジア地域研究研究所, pp.61-99

（英文文献）

Amaury Peeters (2015) "*Disclosing recent territory-lift and rural development contributions of Cambodian large-scale land acquisitions*", Conference Paper No. 79, Chiang Mai University: Land grabbing, conflict and agrarian - environmental transformations: perspectives from East and Southeast Asia

Alice Bebana and Christophe Gironde (2023) "*Surviving cassava: smallholder farmer strategies for coping with market volatility in Cambodia*", Journal of Land Use Science & 18(1), pp.109-127

Christophe Gironde and Amaury Peeters (2015) "*Land Acquisitions in Northeastern Cambodia: Space and Time matters*", Conference Paper No. 24, Chiang Mai University: Land grabbing, conflict and agrarian - environmental transformations: perspectives from East and Southeast Asia

Klaus Deininger, Derek Byerlee, Jonathan Lindsay, Andrew Norton, Selod Harris, Mercedes Stickler ((2011) "*Rising global interest in farmland: can it yield sustainable and equitable benefits?*", World Bank

National Institute of Statistics (2017) "*Cambodia Statistical Yearbook 2017*", the National Institute of Statistics, Ministry of Planning

— (2017) "*Cambodia Statistical Yearbook 2021*", the National Institute of Statistics, Ministry of Planning
— (2014) "*Cambodia Socio-Economic Survey 2014*", the National Institute of Statistics, Ministry of Planning
— (2015) "*Cambodia Socio-Economic Survey 2015*", the National Institute of Statistics, Ministry of Planning
— (2016) "*Cambodia Socio-Economic Survey 2016*", the National Institute of Statistics, Ministry of Planning
— (2017) "*Cambodia Socio-Economic Survey 2017*", the National Institute of Statistics, Ministry of Planning
— (2021) "*Cambodia Socio-Economic Survey 2021*", the National Institute of Statistics, Ministry of Planning
World Rainforest Movement (2013) "*Cambodia: The struggle of rural people for their "community forest", an essential part of their food sovereignty*", WRM Bulletin 195

【原著論文】

情報社会学の方法としての価値の交換という視点

――社会信用システムによるスコアリング・評価を事例として――

Analysis of Exchanging Value as a Method of Information Sociology:

Taking examples of Credit Scoring and Evaluation Service by Social Credit System like Sesame Credit in China

安倍尚紀
Naoki DN ABE

大分県立芸術文化短期大学
Oita Public College of Art and Culture

要旨

日本国内においてAI等の新しいメディア技術の浸透によって、「コスパ」(コスト・パフォーマンス)、「タイパ」(タイム・パフォーマンス)がさらに影響力を増しているようである。そこでは、本来の人間らしい関係はあたかも「物と物との関係」として計算可能な対象として扱われたり、主体性を持った人間がまるで物のように算盤勘定で扱われたりする傾向が強まってくる。本稿では、例えば中国で運用される「社会信用システム」に着目したい。社会信用システムによって提供される信用スコアは、人間の存在そのものに点数を付与する。そこで現れるのは、究極の意味で、人々が点数を追求し始めること、「人間に点数をつけて管理をする」社会であるが、同時にこれは全く目新しい発想でもない。情報社会の原理原則に立ち戻りつつ考察してみたい。

キーワード: 信用スコア　物象化　統計化する社会　胡麻信用　価値の交換

Abstract

Words like “KOSU-PA”(Cost Performance) or “TAI-PA”(Time Performance) have been increasingly on everyone's lips in daily life, especially among young generation. In such case, humane relationship [that we have originally accustomed to] turns to calculatable “object to object relationship”, then autonomous human is manipulated as physical object under calculation. In this context, this paper focus on “Social Credit System” that have been operated in China. Because credit scoring service attach a score/point/price label on human existence itself. The scoring like this is in a sense human nature. So this paper intends to consider from the very basic theory in Sociology of information.

Keywords: Credit Scoring Service, Reification, Statistification of Society, Sesame Credit,

「星（スコア）にこだわる前はもっと会話してたのに（…）評価がすべてで　人と比べてばかりいる。彼らは幸せなんかじゃない。ナオミみたいな奴らは不安だらけだ」（Netflix, 2016, ブラックミラーシリーズ「ランク社会」より）

１　問題の所在

近年、生成 AI が破壊的イノベーションとして社会的な影響力を確保しつつある中で、日本国内においては「コスパ」（コスト・パフォーマンス）、「タイパ」（タイム・パフォーマンス）というコンセプトが改めて、人口に膾炙しているようだ。社会学の理論を振り返ってみると、ここで見落とせないのは以下の点である。古くから「物象化」として語られてきたことだが、コスパ重視・タイパ重視の視点を持ち込むことで、本来の人間らしい関係はあたかも「物と物との関係」として計算可能な対象として扱われ、主体性を持った人間が物のように算盤勘定で計測されることになる。つまり、人間らしい価値観が軽視されてしまう。

これまで筆者は情報社会におけるメディア技術が社会にいかなる影響を及ぼすか、という問いについて、国内外の調査を進めてきた。上記のような物象化問題、人間社会における計算可能性の一定の到達点として、本稿で着目したいのは、例えば中国で運用される「社会信用システム」に見られるような信用スコアの事例である。

先行研究としては、Chen, S（2018）、堀内慎之介（2020）、王力雄・王柯（2022）等が挙げられるが、これらは最新状況の紹介に加えて統治権力に対する視点から考察が加えられている。日本国内の状況、商業ベースのサービス等を踏まえ、広く比較に及んでいる先行研究は現時点で見当たらない。また、本稿は、情報社会学の視点から価値そのものについて原理原則に基づいた考察を加える点で、これまでの研究にないオリジナリティを有している。

信用スコアは、人間の存在そのものに点数を付与する。そこで現れるのは、究極の意味で、人々が点数（スコア）を追求し始めること、つまり行動経済学的な効果をも織り込んで「人間に点数をつけて管理をする」社会であり、従来の研究においてはいわゆる監視社会の深化としてマイナス面が強調されてきた。しかし、同時にこれは、一定の人にとってはかなり快適で便利な社会でもある。本稿の末尾では、「価値の取引（トレード）」というより情報社会の原理原則に基づいた視点を導入していきたい[注1)]。

２　信用判断の規準――「信用スコア」というコンセプトの起源

私たちは、そもそも、目の前にいる初見の相手が信用に足る人物であるかどうかを、どのようにして判断しているのであろうか。

「他人を見た目だけで判断すると痛い目に遭う」「目の前の相手のことを、短時間で見抜くことは難しい」等々、人間の本質を見抜くことは難しいことだと言われるが、それでも私たちは例えば面接のような場面で、他者の評価をしたりされたり、という場面に直面することになる。評価の方法に悩みなが

注１）ここでは、純粋な価値のやりとりだけでなく、（損得のニュアンスまで含め）投機的な取引まで視野に入れて「トレード」と表現したい。

らも、日常生活で私たちは、「果たして目の前の人物が信用できるかどうか」と、さまざまな方法（価値観に基づいた規準）を援用して、例えば試行錯誤（トライアンドエラー）の経験に基づいた「判断力」「洞察力」という生得的スキルを研ぎ澄まして、相手を判断していく。

まず、何よりも、商取引などビジネスの現場ではもちろんのこと、ＴＰＯ（Time, Place, Occasion）に合致した服装かどうか、挙動不審な点がないかどうか、話し方、声のトーンや反応など、視覚的・聴覚的な、感覚を通じた情報から、判断の手がかりにしてくことであろう。

また、次の段階には、手掛かりとしての行動履歴や記録がある。その人の所属組織や過去の仕事（「実績や経歴」[注2]）、信用に足る人物として誰かの紹介を受けているかどうか（「口コミや評判」[注3]）、長期間にわたって耐え抜いてきた蓄積（「過去の実績」[注4]）「専門的な資格」も大事な点だ。これらは、記録データに落とし込むことができる情報でもある。

さて、もしも、これらの「信用」に関わる要素を数値としてパラメーター化し、自動的に情報収集・ランクの判別をできるようなシステムがあるとすればどうなるだろうか。そのシステムを利用することで（例えば、あるメガネをかけることで）、目の前の目の前にいる初見の相手について、信用できるかどうかの点数（スコア）が表示されたら、ビジネスにおいても私生活においても、莫大なコストを節約できる。こうした、いわゆるビッグデータ的な発想が、現代の信用スコアシステムの基礎となっている。

信用スコアによる格付けは、上記のような諸々の要素をデータ化し、客観的な評価手段として利用することで、より効率的に、公正な信用判断を実現しようとする試みである。

そもそも技術には、もともと限られた人間の能力を拡張したり、自動化したりする側面があるが（「技術による職人技（スキル）の置き換え」）、ここでは、経験に裏打ちされた職人的な洞察力や、相手の履歴についての調査力が、点数化（スコアリング）によって自動化されていく。これが信用スコアの機能に他ならない[注5]。

３　信用情報の数値化とデータベース化、AI による判断の自動化

先ほどの「果たして目の前の人物が信用できるかどうか」という評価の場に戻ってみよう。もしも、上記のような信用情報について、必要な時、信頼に足る情報を取得することで、目の前の相手を自動的に判断できれば、これほど便利なことはないであろう（「信用判断のシステム化・自動化」）。

この発想で、従来の日本国内のサービスでは、帝国データバンク、クレジットヒストリー等の「信用

注2）信用判断の指標として、個人の場合、納税履歴や返済の履歴、就業の経歴などが評価され、企業の場合は、業績や取引実績、契約履行の実績などが重視される。

注3）人々は身近な人々や知人からの情報や評判を通じて、他人の信用を判断していた。口コミや評判は、社会的なネットワークを通じて広がり、個人や企業の信用を図るための要素である。

注4）「信頼関係の構築と反復」 人々は相互の信頼関係を築きながら取引や交流を行ってきた。特に地域社会では、長い時間をかけて信頼関係を構築し、それに基づいて取引が行われるので、現在、継続的に残っている組織やサービスは、時の試練を生き残ったものである。したがって、個人や企業の信用度を判断するための重要な要素と言える。

注5）ここで指摘できるのは、E.フロムがいうところの「自由からの逃走」、つまり私たちの中には選択を厭い、支配されたい欲望がある、という点だ。信用スコアも必ずしも単純に支配者のためだけのものとはいえず、行動の補助線として選択肢を減らすことで私たちの生活は格段に楽なものになる。もし今後 IOT 技術との融合でその人の生活の嗜好や傾向がデータ化されれば、信用スコアもさらに正確に測定されるようになる。現代社会の生きづらさ、将来への漠然とした不安、「自分は一体なにがやりたいのだろうか」といった悩みは、信用スコアのアシストによって、悩まずに自ら考えなくて良くなり解決する。ただし、この時、考えて苦しみながら失敗して前に進むという機会は失われてしまうかもしれない。

情報」の照会が可能である。また、警察内部での身元照会は、組織に蓄積されている個人の名前や生年月日などを用いてデータベースを検索する形で、実現されてきた。この手の個人ごとの信用情報は価値を持っており、見えないところで不利益につながることがあるからこそ、日本国内で一定以上の個人情報を取り扱う組織には、「個人情報保護法」が適用され、信用情報の扱いには一定の制約が課されている[注6)]。

また、それ以上に、マイナンバーカードをめぐる国内の反応から、この手の施策に対するアレルギー反応が示唆しているのが、社会学で問題とされるテーマ「監視社会」への危惧といえそうだ。では、逆に、データとして見られる側としての私たちの側の挙動について想像してみよう。私たちはもともと、個人差こそあれども、他者の視線を気にして行動している[注7)]。そうした、ちょっとした緊張感に加えて、私たちの個人情報が例えば5点満点のポイントによって点数化（スコアリング）されるようになれば、私たちの行動はどう変容するだろうか。われわれは、より高いポイントを確保しようとして、そうしたポイントの評価基準に対して、プラス評価になるよう、またマイナス評価にならないよう、自らの行動を変容させて従順に振る舞い始めるはずである。フーコーの指摘する「規律訓練型権力」の好例であろう（安倍尚紀、2010参照）。

かなり極端な事例となるが、アニメ『Phycho-Pass サイコパス』（虚淵玄、2012・以下、サイコパスと略記）の世界においては、目の前の人が信用できるかどうかは、全ての人が持っている「犯罪係数」という点数（スコア）によって自動的に判断される。犯罪係数は、その名の通り、その人が潜在的に持っている犯罪を犯す傾向があるかどうかを予示する係数で、一般人は100以下という設定になっている。犯罪係数は、主に治安維持を目的とし、ひいてはその人の適性や将来の進路までも導き出してくれる「シビュラシステム」というAIによって自動的に計測・算出される成績のようなスコアである。その根拠となるデータは、街頭の監視カメラや各種のセンサーによって、また人々の日々の行動の履歴から自動的に点数化（スコアリング）が行われる、という設定になっている[注8)]。

ここで注目すべきは、サイコパスの世界観に通底している、（その人が犯罪を犯す傾向があるかどうかを予示する）「犯罪係数」というスコアからは、誰も逃れられないことである。この犯罪係数のスコアリングによって、その人の属性・将来の可能性は、これまでの行動履歴や目の前のデータに基づき、「事前に」検出できる。その結果、低いスコアによって「潜在犯」として判断された人物は、まだ何の犯罪も犯していない時点で自由を奪われて逮捕・拘束されたり、企業や官公庁への採用・登用がAI「シビュラシステム」が判断した適性スコアを参考にして実施されたりと、人間の価値そのものが一方的・自動的な点数化によって判断されてしまう、それゆえに人々は快適さと同時にある種の息苦しさを感じながら生きざるを得ない、という不条理な場面が描かれていく。

サイコパスに描かれている不条理さを単純にAI技術によるディストピア、おぞましいこととして印象論だけにとどめることはできない[注9)]。国外における信用スコアの事例をみてみると、アメリカ合衆国

注6）このような個人情報保護の対極にあるのが、主に自治体などの情報公開の動きだ。それらは「情報公開法」に基づいている。

注7）メディアが「情報を乗せる乗り物」だとするならば、情報技術が深化した現代社会（情報社会）では、ますます、私たちの情報はメディアという乗り物に運ばれて露出することになり、その結果、SNS映えを気にしたり、他者の評価を気にして疲れたり、ということになる。

注8）社会における監視の文脈では、J.ベンサムが設計した全展望監視型の刑務所施設「パノプティコン」がしばしば引き合いに出される。一方的な24時間の監視、既視感はやがて、自律訓練的に囚人の行動を変容へとつながっていく。

注9）目の前にいる人間が自分の評価と関わるならば、付き合う人間も評価が高くなければ自分の価値が下がる可能性がある。評価が誰にでも可視化されるということである。

で一般的な信用評価手段として利用されているクレジットスコアも有名だが、さらに監視カメラや個人情報、AIを活用する形式も含め、何よりも中国における社会信用システム（Social Credit System: SCS）と民間の信用格付けシステムを見逃すことができない。SCSは、政府主導のもとで強力に展開され、広範なデータ収集や分析が行われ、韓国、インドネシア、カナダ等、他の国々におけるシステム導入にも影響を与えている。

4　スコアリングのさまざまな事例

あらゆる信用評価のシステムの中でも、よりサイコパスの世界観に近い、デジタル技術を用いたスコアリングにはどんなものがあるだろうか。以下ではアジア太平洋地域の事例をとりあげ、さらに考察を深めていきたい。

4－1　中国における社会信用システム（SCS）と民間企業によるスコアリング

日本においても2018年に設立されたLINEクレジット株式会社が、個人向けスコアリングサービス「LINEスコア」を提供しようと試みてきた。また、「Yahoo！スコア」は2020年でサービス終了したものの、近年では、スキマバイト（ギグワーク）のアプリ「タイミー」[注10)]の使用において、勤怠・勤務態度等によるスコアリングが導入されており、アプリ内の人事評価とはいえ、影響力を持ってきていることは無視できない。

もともと、あらゆるECサイトやオークション等、取引やサービスのやり取りについての「相互評価」システム、スコアリングには長い歴史がある。相互評価はシンプルで、取引の相手方の印象に基づいた一存によって決まり、蓄積していくスコアだ。そうした匿名の取引相手に対するスコアリングでも見られるように、時として何らかの悪意、あるいは報復や制裁によって一度、下げられたスコアを回復させるのは、至難の業である。これに重ねてさらに、タイミーは、スキマバイト・ギグワークというその性質上、雇用者側と労働者側のスコアリングはオークション等における匿名の取引相手同士による相互評価に比べると、もっと人物そのものに対する評価というニュアンスが強く、（その人の存在そのものから剥がし取ることができないという意味で）身体性が高いスコアだ。そもそも身分証明書に基づく個人認証と登録を経た後に、対面での業務や実際の働きぶり・勤怠管理に付随して蓄積していくスコアリングであって実名登録となるため、一度、スコアが下げられるとそこから逃げることができなくなる。それだけに、そのプラットフォームにおける「好ましい行動・振る舞い」に関する考え方、スコア低下に対するプレッシャーは高まることになる。

以下では、この意味で世界の最先端で社会実験を繰り広げてきた中国の事例について見てみたい。もともと中国は、自由を守るために活動するNGOフリーダムハウスの定義においても、やや強権的な専制国家に分類されるが、「ハイテク専制」国家[注11)]と称されることもあるくらい監視カメラの台数も多く、国民がスコアリングを意識して生活している国だといえる。そのスコアも、前述のように誰かが相手を「採点」するという相互評価によるスコアリングだけでなく、アプリ上における決済の履歴や借入状況などを根拠としてその人のスコアが決められ、結果として、入れる店から自動車ローンの金利まで

注10）タイミー株式会社は、2017年に設立された、スキマバイトを斡旋するアプリを提供している会社である。同様のアプリとして、シェアは劣るものの、LINEスキマニ、シェアフル、メルカリハロ、等のサービスがある。

注11）王力雄・王柯（2022）『「ハイテク専制」国家・中国』参照。

変わってくるという、前述した『サイコパス』に見た監視社会に近いイメージである[注12)]。

とはいえ、この時、『サイコパス』との最も大きな違いは、全知全能に近い AI「シビュラシステム」のような存在があるのではない、つまり形式上、スコアリングは政府が一律に行なっているのではないということだ。混同してはいけない２つのスコアリング・システムとは、政府によるスコアリングと、それとは形式上、独立して運用されている決済アプリ等の会社が提供している民間レベルでのスコアリングである。後者は、サービス提供の対象となる地域や個人によっては、あまり気にせず生活しているという人もいる（王力雄・王柯、2022)。すなわち、複数のスコアリング主体として、政府か民間かの違いがある。

４−２　Alipay 支付宝における芝麻信用——民間主導による信用スコア

中国政府が活用している社会信用システム（SCS）とは、全く別に、民間レベルのシステムとして Alipay 支付宝に搭載されている芝麻信用（Sesami Credit: Alibaba 系の金融企業 Ant Financial により 2015 年スタート）や WeChatPay を運営するテンセントによる微信支付分（WeChat Pay Points: 2019 年スタート）が存在する。

前者、2015 年にスタートした芝麻信用について、見ていこう。Ant Financial 社には、中国政府直轄の銀行である中国人民銀行によって、個人の信用度を調査する権利が与えられている。芝麻信用というサービスは、近年の日本でいうところの Paypay（バーコード決済）アプリ、2019 年時点で 12 億人超のユーザーを抱える中国の Alipay に搭載されており、誰もが以下のようなスコアを保持することになる。

350～550　「信用較差」（やや劣る）
550～600　「信用中等」（普通）
600～650　「信用良好」（やや優秀）
650～700　「信用優秀」（優秀）
700～950　「信用極好」（極めて優秀）

採点方法については公開されていないが、公式のアプリ提供サイトでは、５つの指標、すなわち学歴や勤務先などの「身分特質」、「資産」、「履約能力」、「人脈」、「行為偏好」（ショッピング・金融商品の利用状況や公共料金支払い状況など消費行動の偏り）を組み合わせで計算してスコアリングしているとの公表がある。

スコアの高い人は、電話料金やガソリン代、各種のサブスクリプションの割引が受けられること、病院などでの後払いが可能になること、レンタカーやホテルでのデポジットが不要になること、提携施設でのサービス特典、出国時ビザ取得手続きが簡単になる、融資借入時の金利優遇など、メリットを享受できる。スコアを稼ぐために推奨される行為として、以下の要素がある。

① 支払履行記録（「**行为积累**」）

注12) 国民の行動が逐一監視され、好ましい行動をしていればスコアが上がる。スコアが上がると予約できる店が増えたり、子どもが入れる学校のグレードが上がったり、買える車や借りられる部屋が良くなり、ローン等、融資を受けるときも借りられる金額の上限や金利が変わる。これらは、その国民が「信用できる行動をするか」でスコアリングしているので、国家や企業が消費者たる国民を選ぶ客観指標として機能するわけである。

ユーザーの過去の支払い履行能力を証明するデータ。例えば、借入金返済の延滞の有無や返済実績など、Alipay が決済アプリであるため、支払履行記録はスコア評価においてダイレクトに関与してくるデータである。

② 各種行動記録の累積（「**行为积累守约记录**」）

ここでの「行動」には、ユーザーのモバイル決済、ショッピング（購入した商品の属性、支払回数、支払金額）、公共料金の支払い、クレジットカードの返済、取引履歴のデータが含まれる。日本などの海外旅行で Alipay 決済を使うことでも、スコアが高まるとされる。

また同時に、「芝麻公約」という、善行を積み上げることでポイントを貯め、そのポイントを使って寄付を行うサービスがある。例えば環境配慮型のポイントサービス「蚂蚁森林」においては、

* フードデリバリー（「饿了么」）で割り箸不要を選択する
* 公共交通機関を使う
* シェアサイクルを使う

等の善行を積むことによって、ポイントアップにつながる。

③ 身分証明書（「**身份证明**」）

ユーザーの身分、年齢、学歴、仕事などの属性データによってスコアリングが実施される。「身分証明書」による認証は信用スコアを高める手っ取り早い方法だ。

④ 資産証明（「**资产证明**」）

alipay 支付宝で管理可能な資産のデータ、またはユーザーが任意で提出する資産データ、不動産、マイカーなどを含む。

⑤ 人脈（交友関係）

alipay 支付宝で友達登録している友人が、高ポイントの人であれば、その人もまた高ポイントとなる。

日本国内では、マイナンバーカードの導入にさえ監視社会化として、ユーザ側のアレルギー反応が散見されるが、この点、中国において個人情報に関するアレルギー反応は大きくなく、個人が得られる生活上の利便性が大きいということで活用する人が多いようだ。

繰り返しになるが、一度スコアが下がってしまった場合は、スコアを上げることが厳しく、かつ、信用度のスコアが上がるとメリットが大きいので、ユーザーは自らの行動を律するようになる。そのため、「不正が減った」、「マナーが向上した」といった社会的なメリットも出てきている。

4－3　政府による社会信用システム（SCS）

さて、以下ではさらに、民間ではなく、政府によって運用されるシステムを見ていこう。中国政府は、2014 年に信用スコアの導入に着手した。社会の信用度を向上させ、信頼性を高めるためということで、システム構築を目指す方針を打ち出した後、まず 2015 年には国家発展改革委員会が「社会信用体系建設規定」を発表

し、具体的な計画策定の段階に移っている[注13)]。この時点で、前項の芝麻信用は個人情報の扱いに関して政府の認可を受けて、運用スタートしている。

ビッグデータ収集や情報共有のシステム整備、政府機関や民間企業の協力によって、信用情報の収集や評価を行うためのプラットフォームやアルゴリズムを開発していった結果、2018 年には、全国的な社会信用体系の試行実施をスタートした。この時点では、信用スコアの試験的な運用が一部地域や業界で行われるに留まっていたが、その後、2020 年には全国民を対象として、信用格付けシステムの本格運用が始まっている。

原則的には、所得やキャリアなど社会的ステータスに関する政府のデータに基づいて全国民をランキング化し、インターネットや現実での行動に対して「ソーシャルクレジット」という偏差値でスコアリング（採点）することだと報じられている。加えて法人については、中国市場での企業活動も評価することを意味する[注14)]。

SCS の運用について、堀内慎之介（2020）は、Chen （2018）を引用しつつ、中国政府が、監視カメラや各種センサーの情報と生体認証データベース，なかでも顔認証のデータベースを組み合わせて拡大することに対して、「特定の個人がどこで何をしているか，そして，そこにいる人物が誰であるのかを間もなく詳細に知ることができるようになる」と危惧している（堀内、2020、p169）。

中でも、そうしたデータ収集が、信賞必罰の仕組みと組み合わされて、G.オーウェルが『1984 年』で描いたような息苦しい監視のディストピアが到来することは、容易に想像される。

「信用が一箇所でも損なわれると，すべてに制限が課される（哪建一处失信，处处受限的信用监督）」（国务院 2016）.

国务院がこのように、 2016 年 9 月 25 日に発表した「失信被執行人に対する信用の取締り、警告および懲戒制度の構築を加速することに関する意見」で述べていることを根拠として、一度、ブラックリスト[注15)]に掲載されてしまった個人や企業（「失信被執行人」）には、さまざまな制約が課されることになる。具体的には、航空機／高速鉄道の利用禁止、私立学校からの排除、インターネット回線速度の低下、名声の高い仕事からの排除、ホテルからの排除、ウェブサイトやメディアでの個人情報公開などの様々な処罰があげられる。

ある意味で、行動経済学な発想を利用して、人々にマナーや秩序を守らせたい、法や契約を遵守させたいという動機は、いかなる他国の政府でも持っており、一概に否定できるものではない。とはいえ、SCS では、個人や企業の活動の履歴情報を社会コントロールに活用しようとする点が、中国政府のこれまでの所業も踏まえて問題視されている。

また、こうした方針に沿って、いくつかの自治体においては、独自の信用システムを運用して、住民コントロールを試みている。2020 年、蘇州市政府は実験都市として信用スコアのアプリを導入したものの、「ネットのショッピングサイトでウソのクチコミを投稿する、ホテル宿泊を連絡なしにキャンセルするなどの行為が見つかると、200 ポイントの減点」など、運用主体が市政府ということもあり、市民管理のための行き過ぎた監視システムとして批判されて運用停止した経緯がある。

また同年、北京市では乗車マナーに関する条例を制定することを決定。座席独占や動物の持ち込み、楽器の演奏、車内飲食などが禁止に。違反行為として信用スコアの減点対象となった。他の自治体でも、住民の信用スコアは、試験運用されてきている。

注13) Geoffrey Cain（2021=2022）の取材等も参照。

注14) 梶谷懐・高口康太（2019）を参照。

注15) ブラックリスト制度というのは，裁判所や行政からの命令（罰金の支払いなど）が下っており，その命令を遂行する能力があるにもかかわらず、遂行していない個人や企業（「失信被執行人」）をブラックリストに登録し、さまざまな制約を課す仕組みのことである。失信被執行人は、課された義務（命令）を早期に履行すれば、裁判所の判断でブラックリストから削除される場合もあるが、原則的には 2 年間リストに掲載され、星付きレストランやホテルの利用、車の購入、海外旅行、ゴルフ等の娯楽、子どもを私立学校に通わせることも制限されることになる。

他方で、真面目に生きる大多数の人々にとっては、日常生活において「評価」を信用しサービスを利用・特典を享受することで生まれるメリットや、犯罪リスク回避につながっているというのが本当のところであろう。企業側もそのような評価スコアリングを応用することで安定したサービスを低コストで維持できることもある。

SCS に限らず、AI を利用したこうした自動的スコアリングは、特にそれが政府の活動と結びつく場合、私たちの生活に、サイコパスに見たようなディストピアをもたらすリスクも見逃せない。信用スコアが、政権の支配維持に利用されないか、少数者が不利になるようなことはないか、民意が恣意的なコントロールを受けないように、今後の法整備をしていく必要がある。

５　価値の取引（トレード）についてのさらなる考察

さて、ここまで、「果たして目の前の人物が信用できるかどうか」という評価のシステムについて考察してきた。ここからは問いを読み替えて、「価値はいかにして決まるか」という問いに置き換えて考察を続けてみたい。以下、検討する価値の取引（トレード）は、おおよそ、以下のように要約できる。

> 私たちの生活の中の合理化によって、あらゆる存在が、数量化（統計化）され、否が応でも数字に抽象化されて「評価」に晒される事になる（同時にまた、それらの数値は、情報技術を用いて記録され、分析・活用の対象となる）。そうした評価の指標となるのが、多様な価値観も存在するとはいえ、主にはお金である。ほとんどの価値は、「評価対象がどれほどの経済的な価値を持つのか」という視点によって強い影響を受ける。こうした現象は、合理化の弊害として、「物象化」などネガティブな影響で見られることが多い。しかし本稿では、ある意味で前向きに、個人的な資源の「交換(トレード)」（G.ホマンズ）という視点で、分析の方法として着目していきたい。

５−１　価値取引（トレード）の前提としての「数量化」と評価、「比較」

本稿の冒頭に、「コスパ」・「タイパ」を追求する風潮として指摘したこととも重なるが、安倍（2023）に「脱埋め込み−再埋め込み」として見てきた通り、M.ウェーバーや J.ハーバーマスが指摘したのは、社会のあらゆる現象、人間関係でさえも基本的には、全て「合理化」（マクドナルド化）の抗い難い影響下に晒されている、ということだった。旧来の伝統と、それに対する数量化・合理化として整理できる。本稿のこれまでの内容に寄せて言えば、点数化（スコアリング）の誘惑 VS（それに対抗して残り続けようとする）人間らしい存在・営み、とも言い換えることができよう。合理化の対象として置き換えられる例には、例えば、ボランティア精神や職業倫理によって支えられてきた教育・医療・福祉など、本来は聖域とされてきたような分野まで含むが、別の領域では、お金や数値のみを追い求めることを良しとしない、例えば新卒採用からの年功序列に基づく生涯雇用など、日本的な企業文化・慣習に基づく経営スタイルがある。こうした経営スタイルは、グローバル・スタンダードからすると成果主義や純粋な競争原理と相反する時があるという意味で）特殊である。義理人情その他の慣習を重んじるような日本的経営スタイルは、数値化も透明性の確保も難しいため、原則的には、株主資本主義 に置き換えられてしまう。そうなると、いわゆるローカルな町工場の「人情経営」や属人的・感覚的な経営は許されなくなり、さらには個

人のレベルでも、作業時間とアウトプットを計測し、投入資金と成果のコストパフォーマンスを問われるようになる。あらゆる存在が数量化・統計化され、否が応でも数字として抽象化されてグローバルな「評価」に晒されるということだ[注16)]。

運輸手段の技術革新と低コスト化によって国境を超えてあらゆる人・物が移動している時代（国際化）と並行して、情報化した社会においてあらゆる対象はグローバルにネット上に共有され、比較にさらされるようになった。AI の学習データはある意味で強制的・自動的な情報収集だが、そうした人間主体以外によってなされる自動処理をも含めて、「数値化」と「比較」は、情報社会の原理原則の一つと言えよう。

さて、個々人が持っている価値観という観点からすると、この中で、変化が出てきて当然であろう。前述のようなスコアリングの有無に関わらず、私たちは、以上のような数値化・比較のプレッシャーにさらされている以上、かつての伝統やタブーにこだわらない、コストパフォーマンス・タイムパフォーマンスを求めて当然だからだ。

こうしたコスパ・タイパ志向によって導き出されるより良い選択肢は、人間関係の分野まで及んでいき、例えば、もっと高スペックな恋人、友達がいるのではないかという発想で「もっといい人がいるかもしれない症候群」までも登場してくる。より多くのデータや選択肢を得たり、計算可能性を高めたりすることそれ自体は、本来、好ましいことなのだが、ここまで至ると、他者のデータを参照できるようになった、比較「できるようになった」というポジティブな面よりも、比較「せざるを得なくなった」というネガティブな面の方が目立つように思われる。こうして情報社会では、価格をはじめとするスコアや、他者の事例についての情報収集と比較が、自然な形で起こってしまうのである。この結果、人間らしい(humane な)ものは合理的なものに置き換えられていき、少なくともスコアリングを通して評価・比較の対象となった結果、我々の生活世界は、やがて物象化、とでも呼ぶ方向に向かっていくことになる。

反面で、このことを前向きに解釈することも可能だ。上記のような情報化の帰結としての評価・比較は、旧来から保険業界で、アジャスターが専門的に実施してきたようなリスクや原価の計算が、私たちの日常生活にまでも、大衆化して普及したということでもあるからだ。情報化によって私たちは、容易に他者の事例やデータを取得できるようになった。A.ギデンズが『社会学』で挙げている例では、離婚が倫理的タブーとされていた過去の時代から進んで今や、誰しもが高い離婚率について知っているゆえに、躊躇せず離婚するようになったし、結婚の時点で離婚のリスクを織り込むために、晩婚化が進んでいく、という具合である。また、情報が多く、選択肢が多様すぎるがゆえに選択できないというジレンマも出てくる。

５―２　日常生活における点数化、非合理的／反合理的行動

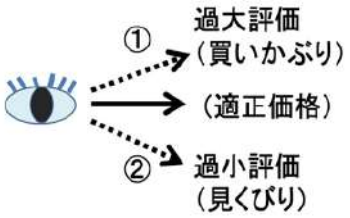
以上のように、私たちの生活における情報化、それに並行する判断の合理化によって、あらゆる存在が、数量化・統計化され、否が応でも数字に抽象化されて「評価」に晒されることになる。断定してしまえば、こうした評価においてもっとも影響力が強い価値基準は、「お金」（経済的な有用性）だと言ってまちがいない 。信用経済、評価経済など新しい経済社会の考え方も登場しているとはいえ、貨幣経済は近代社会のデファクトスタンダードである。

ところが、世の中にあらかじめ値段がついている対象は、ごく一部でしかなく、同じ対象についても、価値判断とその基準のセットは、無数にある。そこで、私たちは、不動産の鑑定、蔵に入っているお宝

注16）いわゆるデジタル化、DX(デジタル・トランスフォーメーション)は、従来の企業文化との闘いであり、社員の意識改革まで必要とする、という言い方も一般的である。

の買い取り鑑定、アルバイト時給の査定、等々、意識的であれ無意識下であれ、ほとんどがお金を基準にして価値の「評価」を行うことになる。あらゆる対象が、数字、中でも貨幣への換算価格によって抽象化されていく。「〜はお金に換算するといくらなのか」、というわけである。こうした評価を、より広義にいう点数化の中でも特に「値付け」（価値の推察としては定価への「値踏み」[注17]）と呼んでおこう。前節にみてきたような様々な価値観もあるとはいえ、ここで共通の指標となるのが、主にはお金なのだ。

言い換えるならば、世の中のほとんどのものは当然ながら値段を持たないが、あらゆる対象に市場価値をつけることは可能である。ファンド組成やデジタルトークンを経ることで、気候変動から人の価値、現象まで、あらゆる対象は証券化されうる。



（図）値付けにおける評価のズレ（筆者作成）

私たちは、対象に対して図のように評価を下しながら、コミュニケーションのやりとりをしている。これも、私たちが日常的に無意識下でおこなっている点数化（スコアリング）といえよう。そこで、個人的になされる値付けは、市場価値との評価の格差によって、答え合わせされる。中古車や不動産といった高額商品については、適正評価であることは少なく、過大評価（買いかぶり）や過小評価（見くびり）が出てくる。

拝金主義（mammoism）を挙げるまでもなく、こうした点数化（スコアリング）は、物象化論や合理化の弊害として、ネガティブなニュアンスで議論されてきた。しかし本稿では、ある意味でむしろ前向きに、個人ごとによって捉え方がバラバラな価値を持つ資源の「交換（トレード）」という視点で、最後にまとめて考察してみたい。

６　まとめにかえて——取引（トレード）としての日常コミュニケーション——

ホマンズによると、社会学者たちは、日常生活における人間の金銭的な点数化の応酬をタブー視し、忌避してきたという。

> 「私たち社会学者は、くつろいで話しているときなどに、「報酬」や「コスト」のような言葉が、その会話の中に忍び込んでくることを知っている。人間性が私たちの考え抜かれた理論の中にも割り込んでくる。しかし、私たちはそれらを押さえ付けてしまって、これらの語の持つ意味を体系的に追求しない。（…）一番無視されてきたのが、

注17）藤子・F・不二雄原作でドラマ化もされている『値踏みカメラ』（1981）では、「本価」（原材料費）、「市価」（正札価格）、これから生み出す利益を計る「産価」の他、「自価」（自分にとっての価値）と、４種類の値付けカテゴリーが分けられている。

社会行動を経済と見るアプローチである。しかし、それは私たちの生活のあらゆるときに使用されているアプローチである。ところが、社会学を書く段になると、それを無視してしまう」（Homans, 1958, p606）

ホマンズのいう「交換としての社会行動」（social behavior as exchange）とは、つまり、コミュニケーションにおける相互の点数化（スコアリング）を前提とした社会像を描くものであり、「社会行動を報酬あるいはコストの交換」とみなす。

ここでいうコストには、①物的な財（ヒト・モノ・カネ）だけでなく、②是認や名声のシンボルのような精神的な財、③時間、④労力（「注意資源」[注18)]）までも含まれ、私たちはこれらを取引（トレード）しながら生きている。ここでのやり取りに、お互いの評価のズレがあることは、前節の図に見るように、日常茶飯事だ。なぜなら、われわれはコミュニケーションにおいてお互いに、上記に図示した「過大評価」「過小評価」を含めた評価を下しあって、己の価値観に沿って生活しているからである。不動産や中古自動車の買い取り査定に見るように、専門家の評価はしばしば、素人の評価より金銭的な意味で正確であるゆえにズレがあり、その差こそが、利益の源泉となる（「裁定取引」arbitrage）。また、このように想定していくと、私たちの日々のトレードを考察する際には、都度、「機会費用」（Opportunity cost/うべかりし利益）を想定したりと、経済学の観点も活用できよう。

さて、こうして考えてきた時、すべてのコミュニケーションは漏れなく、経済学が想定する「経済人」（ホモ・エコノミクス）による計算詰めの「取り引き交換」となって、人情や人間らしさを欠いた殺伐とした世界観のみになるかといえば、そうではない。

２つの取引モードは、以下のように表せる。

①経済学が対象としてきた「取り引き交換」（「けち」な、最小の費用で最大の利益を得ようと行為する人間を仮定）
②　人類学が大きな関心を寄せてきた「贈り物交換」（「気前」のいい、大きな犠牲を払って、相手に　最大の満足を得させようと行為する人間を仮定）（M.モースのいう「贈与」）

人々は、基本としては①の計算可能性にもとづいて、自分の資源をトレードしていくが、それだけではない。②として、例えば、心ばかりにおこなわれる無心の寄付行為、あるいは親しい人へのプレゼントの全ては、決して、打算に基づいてリターン計算の元に行われるわけではないことがある。むしろ、打算の無さ、気前の良さ、無心の心意気こそが価値を生み出すという側面があり、例えばプレゼントや寄付行為、ボランティアなど、そこには点数化（スコアリング）では消化しきれない人間らしさが残っているのではないか[注19)]。

こうした計算や打算を度外視した、ある意味で非合理的な人間らしさという残余カテゴリーは、信用スコアが人間の価値そのものを一方的に評価して点数化するというシステムである以上、両立しそうに

注18) 注意資源とは、人間の注意力や集中力には限界があるという発想に基づいて、使っていくと減るようなエネルギーを想定している。我々が日常生活において接触するメディア情報は、例えばSNSのサービスそのもの等、金銭的な意味では無料コンテンツに溢れているが、実はそれらは本当の意味で無料ではなく、そのぶん、背後の見えない部分にCMやスポンサー、収益化事業が走っており、注意資源を失っている。本稿にいう価値の取引においては、重要な要素となる。

注19) もちろんここでは、A.スミスがいうように「共感」されないような振る舞いは誰からも応援されず、マイナスなので、打算抜きのひたむきなライフスタイルが大事だという説明の仕方も可能だ。

ない重要な部分であり、さらなる研究の余地を残している。冒頭のようなコスパ・タイパを点数化（スコアリング）と重ねてみると、以上のように結論を導き出せそうである。

引用・参考文献

安倍尚紀、2010、「１章　社会学によるアーカイブズ論のための基礎的考察」、国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『アーカイブズ情報の共有化に向けて』、岩田書院、pp.15-39

――、2023、「情報社会における脱埋め込みと再埋め込み―暴走する選択プロセス・かけがえなさの喪失―」、『大分県立芸術文化短期大学研究紀要 60』、pp.177-184

Chen, S., 2018, “China to build giant facial recognition database to identify any citizen within seconds,” South China Morning Post, September 24, 2018,
(Retrieved December 20,2018,
https://www.scmp.com/news/china/society/article/2115094/china-build-giant-facial-recognition-database-identifyany).

藤子・F・不二雄、1981、「値踏みカメラ」、『ビッグコミック 1981 年 11 月 25 日号』、小学館

Geoffrey Cain, 2021, The Perfect Police State: An Undercover Odyssey into China's Terrifying Surveillance Dystopia of the Future, PublicAffairs(=濱野大道訳、2022, 『AI 監獄ウイグル』、新潮社)

梶谷懐、高口康太、2019、「中国版"ブラックリスト"に登録された人の末路―飛行機が使えず鈍行、ゴルフ場出禁」 、PRESIDENT Online
(Retrieved January 20th, 2023, https://president.jp/articles/-/29876?page=1).

国务院, 2016, “聘于加快推进失信被执行人信用监督、警示和惩戒机制建设的意见,” (Retrieved December 20,2018, http://www.gov.cn/zhengce/2016-09/25/content_5111921.htm).

Homans. C. George, 1958, “Social Behaviour as Exchange”, *AJS,* Vol.63, pp.597-606.

堀内慎之介、2020、「情報技術と規律権力の交差点」、『人文学報』、東京都立大学人文学会

Netflix、2016、「ランク社会」、ブラックミラーシリーズ・シーズン３

王力雄・王柯、2022、『「ハイテク専制」国家・中国』、藤原書店

※ 本研究の成果の一部は JSPS 科研費 22H00919（基盤研究（B）「国際比較に基づく記録の公開と共有がもたらす社会の維持と変容に関する研究」（研究代表者・藤吉圭二 追手門学院大学教授）、23K01223（基盤研究（C）「法ユビキタス社会を実現する『法の教育 2.0』」（研究代表者・久保山力也 大阪大谷大学専任講師）の助成によるものである。

【研究ノート】

『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①

岸本　充弘[1]
Mitsuhiro　KISHIMOTO[1]

[1]経済学部
Faculty of Economics

要旨

水産都市下関の発展を支えてきた下関水産振興協会より、事務局を移転する 2016（平成28）年に下関市立大学が多くの協会所蔵資料の寄贈を受けた。その資料のうち、貴重な１次資料である『下関水産振興協会議事録』に記載されている事項を読み解きながら、議事録から見えてくる戦後の水産都市下関の実態と、その背景にある日本国内の水産政策や、水産業の実情について段階的に検証することを試みた。そこには、戦後の混乱期における物資不足や、不安定な治安状況等をみることができる。

キーワード：下関水産振興協会、水産都市、下関漁港、戦後の水産業

1. はじめに

1.1 研究の目的と背景

山口県下関市は、国内有数の水産都市として発展してきた歴史的経緯がある。江戸期に北前船の中継地として多くの問屋があった下関を経由し、各種水産物が下関から関西、北陸、九州等の各地に運ばれた。また、明治期以降、当時の共同漁業や日本遠洋漁業（現在のニッスイ）、林兼商店（現在のマルハニチロ）の拠点が置かれ、汽船トロールや捕鯨基地として、また水揚げされた魚や鯨の加工品製造等多くの関連企業も集積し、水産業は下関に不可欠な主要産業の１つとなった（下関市役所，1983，pp.330-347）。特に戦後、水産都市下関の発展を支え、その原動力となった団体が下関水産振興協会（以下「協会」）である。

2016（平成 28）年に協会が管理し、入居していた下関水産会館が、建物の老朽化に伴い解体されることとなった。協会は、下関漁港内に新たに建設された新漁港ビル（写真 1）に移転することとなり、所有資料を整理する過程で、地域の史資料等を収集していた当時の下関

市立大学地域共創センター[注1)]に、協会から資料寄贈に係る打診があった。受け入れに関して学内で協議した結果、協会資料のうち、総会・役員会議事録綴や水産会館建物図面等 53 点の資料[注2)]について寄贈を受けることとなった。寄贈資料の中で一番多いのが、計 44 冊ある議事録綴であった。議事録綴りの 1 冊目は、協会が任意団体組織であった 1946（昭和 21）年 12 月 11 日開催の役員会議議事録で始まり、寄贈議事綴の最後は 1997(平成 9)年度議事録で終わっている。これらは、戦後の水産都市下関の歴史の一部が、議事録として残されている貴重な 1 次資料である。この度、これらの 1 次資料を活用した研究紀要執筆について、事前に協会のご了解をいただくことができた。それを受けて本稿では、資料の中心となる議事録に記載されていることを読み解きながら、戦後の水産都市下関の実情と、その背景に見えてくる我が国の水産業の実態、水産政策等について検証を試みることを目的としている。しかしながら、議事録自体が半世紀以上にわたる膨大な量であるため、戦後から水産都市下関の全盛期であった昭和 40 年代を重点的に検証することとした。



写真 1『新漁港ビル』出典：2024 年 5 月 24 日筆者撮影

下関漁港は、戦後すぐの 1946（昭和 21）年の水揚高が 28,614 トンであったが、翌年の 1947（昭和 22）年には水揚高が 73,763 トンと約 2.6 倍となっており、その後も昭和 20 年代後半から昭和 30 年代にかけて水揚高が一気に 20 万トンを超えるほど急増している（図 1）。このような下関漁港の復興の状況を辿るように、1946（昭和 21）年から年代を少しずつ下りながら、今後数年かけ、議事録の検証について段階的に紀要として執筆することを予定している。そのため本稿では、その第 1 回目として議事録綴 1 冊目に掲載してある 1946（昭和 21）年 12 月 11 日から 1947（昭和 22）年 6 月 13 日までの議事録について検証し、その背景を探っている。

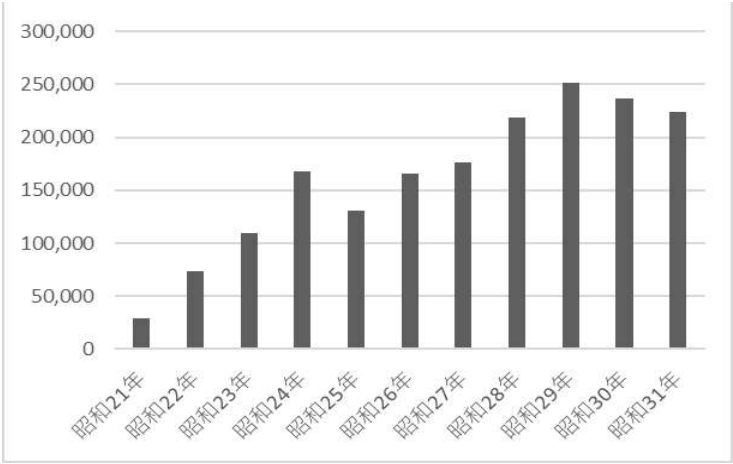


図 1　下関漁港水揚高（単位：トン）
出典：下関水産振興協会『十年のあゆみ』より筆者作成

1.2 先行研究と研究の手法

下関市における水産業史や、その形成過程等に焦点を当て検証された書籍や紀要等として、『下関市史・市制施行－終戦』(下関市役所，1983，pp.295-364)、『下関市史・終戦－現在』

注 1）現在の下関市立大学研究機構先端地域科学研究所。
注 2）53 点の資料の内訳は、議事録綴が 44 冊、水産会館建物図面等が 6 冊、その他資料 3 冊で、水産会館建物図面によると、建物基礎に松の木杭が使用されていたことが判明した。

（下関市史・終戦－現在，1989，pp.245-309）、大洋漁業 80 年史（大洋漁業，1960，pp.223-281）、日本水産 100 年史（日本水産，2011，pp.14-47）等にその一部が記載されている。『下関市史』には、下関が汽船トロール基地となった経緯等、水産都市としての成り立ちについての記載はあるものの、産業の一部としての水産業の扱いであり、1 次資料等に基づき検証した記載にはなっていない。また、大洋漁業や日本水産の社史については、下関に関する記述はあるが、あくまでも部分的な記述に留まっており、戦後の 1 次資料等に基づく水産都市下関全体を俯瞰した検証ができているとは言い難い。また、水産都市下関を支えた中核施設である下関漁港に焦点を当てて検証された研究紀要としては、相沢昴（1972，pp.63-73）、林紀代美（2000，pp.386-387）、林紀代美（2001，p.8）があり、下関漁港を基地とした以西底曳の歴史や操業実態等に視点を置いて検証した、山本興治（2011, pp.99-117）の研究もある。以西底曳についての研究では、九州経済調査協会（1949，pp.1-4）、水産庁（1957，pp.8-9）、日本遠洋底曳網漁業協会（1968，pp.272-275）の調査研究で、漁獲高や漁獲比率等について検証されている。また、水産都市下関の産業構造とその特質について、下関漁港の取扱い量、金額を検証しながら、その機能等を中心とした検証を行っている中井裕（1996, pp.156-201）の書籍があるが、幅広く、戦後の水産都市下関の水産業史に係る 1 次資料を用いた歴史的検証を行っている紀要等は見当たらない。

加えて、本研究を進めるうえで、協会の総会・役員会議事録に記載のある戦後から昭和 40 年代にかけて、記載の事実確認等の聞取り調査可能な方の有無についても協会に確認したが、既に世代が変わり、当時の状況について聞き取り可能な方もいないとのことであった。そのため、先ず 1 次資料である総会・役員会議事録の記載の中から、下関市及び山口県、日本国内における水産業を取り巻く国内外の情勢、背景等と特につながりのある部分を中心に、抽出する作業を進めることとした。更に、協会から提供いただいた協会発行の『十年のあゆみ』[注3)]『20 周年をむかえて』[注 4)]『30 年の歩み』[注4)]『50 年の歩みと将来展望』[注5)]の資料や、関連書籍等を参考にしながら、抽出した事項に関連する部分を繋ぎ合わせることで、水産都市下関における実態と、その全体像を明らかにしていく手法で、本稿の執筆を行っていくこととする。なお、本文中における 1 次資料記載部分については、資料価値を担保するため、議事録に記載されている旧字体等は可能な限りそのまま使用することとし、解説等の部分についてはわかりやすいよう口語体を使用している。

2. 総会役員会議事録に記されているもの

注 3）下関水産振興協会（1957）
注 4）下関水産振興協会（1967）
注 5）下関水産振興協会（1977）
注 6）下関水産振興協会（1997）

協会の総会役員会議事録綴 44 冊のうち、1 冊目となる議事録綴（写真 2）には、1946（昭和 21）年 12 月 11 日開催の役員会議から 1949（昭和 24）年 8 月 30 日開催の役員会議議事録の約 3 年間分の議事録が綴られている。

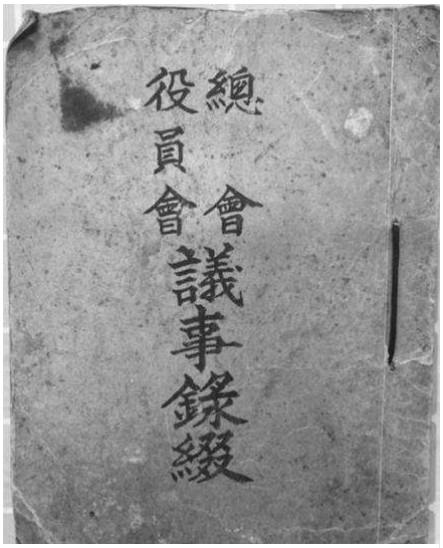


写真 2『議事録綴』
出典：2024 年 6 月 10 日筆者撮影

議事録綴の最初の記録となる 1946（昭和 21）年 12 月 11 日開催の役員会議議事録には「一、昭和二十一年十二月十一日午前十時役員會〈及總會〉との付記あり〉ヲ大和食堂ニ招集ス」とあり、「一、出席議員左ノ如シ　會長　中部兼市、副會長　七田末吉（代）、坂本實（代）　常務理事　山本操　理事　市川元治、野上熊吉、岡平八郎（代）、関壮二、小林小一郎（代）、今村末吉、井川克己、那須秀雄、藏富一馬（代）、幹事　川村保、中谷由路、名譽會員　池田秀夫一、欠席議員左ノ如シ　理事　伊東猪六、一、會議ニ附シタル事項左ノ如シ　議案第一号　社団法人設立ニ関スル件　議案第二号　社団法人設立ニ伴フ定款制定ノ件」とある。この議事録にある出席者の記録から、協会の会長は、旧大洋漁業創業者である中部幾次郎の長男で、当時同社社長でもあった中部兼市が就任していたことが確認できる。また副会長の七田末吉は日東漁業の社長として、同じく坂本實は山口県鮮魚出荷統制組合理事長在職での就任であったこともわかる（下関水産振興協会，1997，p.46）。また、議案第一号「社団法人設立ニ関スル件」については、議事録に「全員之ヲ可決ス」とあり、社団法人の設立についてはこれをもって可決され、役員会として決定されている。続く議案第二号「社団法人設立ニ伴フ定款制定ノ件」については、定款の各条について逐条審議がなされている。議事録の記録によれば、各條ごとの追加・修正等の意見の後、それを反映させながら各條ごとの可決を行っている。その中でも出資金に関する「第六條」に関しては「出資金参萬圓ハ高額ニ付一万円ニシテハ如何」とあり「議長一同ニ図リ「一萬円」ニ可決ス」との記録がある。当該出資金の一万円は、日本銀行の消費者物価指数によれば、1947（昭和 22）年を 5.3、2023（令和 5）年が 106.6 と 20.11 倍となっていることから、現在の約 20 万円となる[注6)]。

続く 1946（昭和 21）年 12 月 29 日開催の役員会議事録には「一、昭和二十一年十二月二十九日午後四時役員會ヲ新地町志ら梅ニ招集ス」とあり、「一、出席議員左ノ如シ　會長　中部兼市、副會長　七田末吉（代）、坂本實（代）　常務理事　山本操　理事　市川元治、野上熊吉、岡太平、小林小一郎、今村末吉、井川克己、那須秀雄、藏富一馬、伊東猪六（代）、江熊哲翁、會議ニ附シタル事項左ノ如シ　議案第一號　定款第六條ニ基ク出資金割當ノ件　議案第二號　會員災害弔慰内規制定ノ件」とある。議案第一号「定款第六條ニ基ク出資金割當ノ件」については、議事録に「定款第六條ニ基ク出資金割當ノ件　議長　出資金ハ封鎖ニテ宜敷ク　割當金ノ納入ハ一月末迄トシテハ如何ト発議　一同　賛成可決ス　割當数ニ付テ各會員毎ニ研討（中略）異議ナク可決」とある。また、各会員の出資金口数についての記載があり、議事録の最後に「社團法人下関水産振興協會出資金割當表（一口壹萬圓）」と「會員名

注 7）日本銀行 https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/history/j12.htm(参照 2024-05-05)

及び口数」記載の表が掲載されている。更に報告事項として、「船員ホーム建築経過ノ件」とあり、その内容について「大坂市石川憲三氏ニ設計ヲ依頼シ成案ヲ得タルモ銀行ニ於テ縮小方申入アリタルヲ以テ第二案ヲ作成中、案ヲ得次第勧銀ト（事業設備、新設許可申請）大蔵、農林、商工各省ニ許可申請シ提出セムトス予定ナリ」とあり、この船員ホームが後の下関水産会館のことであると推察される。



写真 3『役員会議事録』
出典：2024 年 6 月 10 日筆者撮影

続く 1947（昭和 22）年 3 月 19 日開催の役員会議事録（写真 3）には「一、昭和二十二年三月十九日午後二時役員會ヲ大和町大和食堂ニ招集ス」とあり、「一、出席議員左ノ如シ　會長　中部兼市、副會長　七田末吉、常務理事　山本操　理事（以下略）」　一、會議ニ附シタル事項左ノ如シ　議案第一號　協會ノ定款一部改訂ノ件　第二號　社團法人設立許可ニ関スル件　第三號　役員選任ニ関スル件　第四號　昭和二十二年度歳入歳出豫算ニ関スル件　報告事項　昭和二十一年度協會事業報告ノ件」とあり、議案第 1 号「協會ノ定款一部改訂ノ件」で「曩々制定した定款中ニ 公益的経済行為並ニ出資金ニ関スル規定ガアルガ 之等ハ 社團法人ノ性格上禁ゼラレ居ル旨ヲ以テ 該當事項ヲ削除方中央當局ノ好意的指示ガアツタノデ 之ヲ改訂スルト共ニ 其他ニモ若干修正ヲ要スル個所ガアルノデ 本案ヲ上提スルト總括的説明ヲ為シタル後 逐條審議ニ入ル」とあり、各条ごとに審議され可決されている。しかし、その中でも「第六條　削除ニ可決ス」とあることから、定款第六条に定められていた出資金割当てに係る条項については、削除されたことがわかる。続く議案第 2 号「社團法人設立許可ニ関スル件」については、議事録に「社團法人設立許可申請手續ノ経過ニ付キ説明シ 二月二十六日付許可ノ正弐指令アリタルコトヲ報告シ 全員之ヲ確認ス」とあり、1947（昭和 22）年 2 月 26 日付で従来の任意団体組織から、社団法人組織に改編したことを裏付けるものである。また、議案第 4 号「昭和二十二年度歳入歳出豫算ニ関スル件」について、伊藤議員より「旅費調査費等ニ関連シ 近頃長崎縣沿岸島嶼等ニ於テ漁獲物ノ横流シ横行シツツアル旨ヲ傳聞スル處ナルニ就テハ 之等ノ實情調査ノタメ適宜係員ノ派遣方ヲ希望ス」との意見が出ている。また昭和二十一年度事業報告ノ件として、「資材及特配物資ノ件、水産ホームノ件、警備状況及係員増強ノ件、投光機設置ノ件、漁港無電ノ移管増設ノ件」について報告があり、漁獲物の横流し、特別の配給等の文言から、戦後の混乱期の状況をうかがい知ることができる。翌 1947（昭和 22）年 3 月 20 日には総会が開催され、役員会で審議された同じ議案について審議され、可決されている。

続く 1947（昭和 22）年 6 月 13 日開催の役員会議議事録には「一、昭和二十二年六月十三日午後二時役員會ヲ水産倶樂部ニ招集ス」とあり、「一、出席議員左ノ如シ　會長　中部兼市、副會長　七田末吉、坂本實（代）　常務理事　山本操　理事　市皮元治、岡平八郎、江熊哲翁、小林小一郎（代）、今村末吉（代）、井川克己、那須秀雄、藏富一馬、伊東猪六　監事　中谷由路（代）、名譽會員　池田秀夫　一、欽席議員左ノ如シ（略）　一、會議ニ附シタル事項

左ノ如シ　議案第一號　漁業用資材ニ関スル件　議案第二號　漁港無電ノ規約制定ニ関スル件　議案第三號　下関荷主協力會ニ関スル件　協議事項　第一號　漁港内ノ整理ニ関スル件　第二號　関、今村両理事辞任ニ対スル記念品贈呈ノ件　報告事項　第一號　五島方面ノ現地視察状況報告ノ件　第二號　水産ホーム建築経過報告ノ件」とある。議案第一号「漁業用資材ニ関スル件」については、議事録に、山本常務理事の議案提出理由の説明として「漁業用資材ノ不足ニハ 各位非常ニ困却シテ居ラレル處デ 之ガ爲ノ出漁計劃上ニモ支障ヲ来シ延テハ国民ノ食糧対策上ニ多大ノ影響ヲ及ボシテ居ル有様デアルガ 先般マ司令部水産部長ガ漁区資材等ノ調査ノタメ来関セラレタ際ニ ソノ實情ヲ報告シ漁区ノ拡張方ト共ニ資材面ニ就テモ特別ナ援助方ヲ要請シタガ 結局マ司令部トシテモ最善ノ努力ハ尽スガ 現在ノ國際情勢上國外カラ早急ニ資材ヲ流入スルコトハ困難ノ事情ニアルノデ 國内デ生産シ得ル代資材ト残存資材ノ最高度ニ活用スル様ニトノ話デアツタノデ 今後此ノ問題ヲ如何ニ解決スルカニ付イテ御意見ヲ拝聴シタイ」とある。戦後の資材不足は漁業用資材も例外ではなく、海外からの輸入もままならない状況で、国内での生産も厳しい状況にあることがわかる。また、「マ司令部」と記載のある連合国軍最高司令官総司令部（GHQ、以下「GHQ」）の水産部長が、下関に資材調査のため来ていることもわかる。資材に関することは、「即効性のある解決策も無く、調査や取引に努力すること」で可決されている。議案第二号「漁港無電ノ規約制定ニ関スル件」については、同じく山本理事から説明があり、「縣營ノ無電施設ノ無償譲受ケ 拡充預他スルコトトナッタガ 夫要スル費用ハ結局百弐拾六萬五千九百圓トナリ四月一杯ニ竣工ノ豫定ガ 資材関係デ若干遅レテ居ルガ 六月下旬ニハ完成スル見込デアル　現在無電船所有業者八十五社デ 施設ヲ有スル漁船ハ百二十隻デアル　最近無電ノ利用モ漸増シ 経営費ハ電報半数料デ充分賄ヒ得ル見込ガ立ッテ居ル（略）」とあり、無電の譲渡に伴う規約の制定と予算に関する議案が上程されている。緊急動議として、協会職員が昼夜兼行で職務に従事している無電通信士の待遇改善が出され、事務局で調整し最後は会長において決議することとなった。当時は協会業務の１つとして、県から譲渡された漁業無線の施設を使用した無線業務を行っており、通信士の待遇改善も課題であったこともうかがえる。また、議案第三号「下関荷主協力會ニ関スル件」については、同じく山本理事の説明で「本年三月荷主會ノ總會デ荷主會ヲ合併スルト云フ決議ガアッタガ 其後集出荷規則ノ制定ニ伴ヒ 協會ノ性格上荷主會ノ事業ガ経済行為ト認メラレルカ否カノ点ニ疑問ガ生ジ 合併ノ實現ヲ見合セ 農林省水産局出張所岡本所長、山田技官ガ夫々先般上京セラレタノデ本省ノ意向ヲ打診シテ貰ツタガ 本省デモ新規定ガ出荷機関ニ経済行為ヲヤルコトヲ命ズル立前ニ 改メラレタノデ一應不可トノ見解ヲ示サレタ由デアル（中略）」とある。協会が社団法人として法人格を持った組織に変わった後、「荷主協力会を協会と合併することについて議論があったが、今一度農林省と協議調整することとなった。」との記述がある。更に協議事項の第一号である「漁港内ノ整理ニ関スル件」では、山本理事から「終戦後漁港内ニ破損沈没船ガ相當放置セラレテ危険ナ状態デアツタノデ 先般海運局、漁港事務所、協會三者協議ノ上大小三十隻ヲ海運局ノ手デ整理シタガ 尚港内ニ機帆船ガ繋留セラレズ 中央ニアンカヲ入レタリスル船ガアツテ 事故防止上整理必要トスルノデ海運局、水上警察署等ト連絡ノ上處理シタイト考ヘルガ 一方漁港内ノ繋留場所ヲ各業者ニ割當テルコトノ至ハ 適當数ノ“ブイ”ヲ設置シ之ニ繋留スル様ニシテハトノ意見等モアルノデ 御協議願ヒタイ」とある。このことは、当時下関漁港内に多くの沈船が

あり、船舶の航行に支障をきたしている状況であることの記録でもある。これは、終戦からそれほど時間が経過していない当時の下関漁港の状況を物語っている。議論の中で、「水上警察署の警備艇の港内常置や水上署や漁港事務所の監視員での警備依頼」についての意見が出ていたが、最終的に「水上署等との交渉について事務局に一任」されている。また報告事項として「一、五島方面ノ現地視察状況報告ノ件　二、水産ホーム建築經過報告ノ件」があり、水産ホームについては「水産ホームノ建築経過ハ其ノ後銀行方面及農林省並復興院出張所等ノ出先方面ハ概ネ建築可能ノ見透ヲ得タガ中央ニ於ケル資材関係ニ對スル詳細ノ点ガ未ダ判然トセズノデ近ク全方面ニ対シテ本格的ナ折衝ヲスル豫定デアル」とあり、水産ホーム建築においても資材不足が影響していることがわかる。

３．議事録を通して見えてくるもの

戦後の混乱する状況で、水産都市下関を取り巻く環境も戦前と大きく変わり、下関市も水産業の復興に向け少しずつ動き始めた。その動きの 1 つが、協会の設立であった。『十年のあゆみ』には、協会を立ち上げるに至った経緯として「食糧事情打開の上に水産業者の担う役割の重大性を自覚した業者は相互の緊密一体的な協力により自からの早急な立直りを図ると共に、水産業者としての使命を綜合的に推進する機関設立の必要性を痛感し、協議の結果、昭和 21 年 5 月 18 日水産業者を中軸として下関各界の有志を網羅し任意団体として下関水産振興協会を創立したが、その後協会の使命の本質並びに運営上の実情に鑑み、純然たる業者団体に改組することが妥当であるという結論に達したので、同年 10 月 14 日会員資格を規正すると共に役員改選、事務局設置、規約制定、予算措置等必要なる改革整備を実施して今日に及んだ」とある（下関水産振興協会，1957，p.7)。戦後の荒廃した日本にとって、一番重要な課題が食糧事情の打開で、水産業の復興は食糧を確保するために必要不可欠なものであり、下関はもちろん国にとっても非常に重要な解決すべき課題であった。『水産庁 50 年史』にも、戦後の状況について「全国 119 の都市のほとんどが廃墟と化し、国土が全く荒廃したその中で、700 万人もの復員軍人、軍属、外地からの引揚者を迎えいれたが、それに加え農漁業生産の著しい減退による深刻な食糧不足は占領軍の食糧援助に頼らざるを得なかったほどの飢餓状態に近い状況であった」とあり（『水産庁 50 年史』刊行委員会，1998，p.45)、食糧不足の深刻な状況が垣間見える。加えて、水産行政として GHQ のもと、水産業自らをいち早く復興させることや、漁業の民主化が緊急の課題でもあった（『水産庁 50 年史』刊行委員会，1998，p.46)。

その後協会は「昭和 22 年 2 月 26 日従来の任意団体組織から社団法人組織に改編し（以下略)」とあり（下関水産振興協会，1957，p.7)、本稿で取り上げた協会議事録の最初に出てくる 1946（昭和 21）年 12 月 11 日開催の役員会は、任意団体として設立された協会が、翌年の社団法人設立を目指し、社団法人設立や定款の制定に係る議案を提出し、審議するために開催したものであったことがわかる。協会が任意団体から社団法人に移行後、1947(昭和 22)年 3 月 19 日開催の役員会で可決された、定款第六条に定められていた出資金割当てに係る条項の削除については、『十年のあゆみ』掲載（下関水産振興協会，1957，pp.48-49）の定款

第六条の内容が、協会の脱退手続きについての条項に変わっていることからも確認できる。この条項の削除は、公益目的事業を行う社団法人には、営利を目的とした株式会社や組合等で行われる出資金自体がなじまないという判断があったものと推察され、協会自体が、営利を目的としない公益団体として活動するための基盤づくりを行っていたことがわかる。

また、1947（昭和 22）年 6 月 13 日開催の役員会の議事録には、漁業用資材の不足についての記述がなされており、GHQ の水産部長が調査のために下関に足を運んでいることや、『水産庁 50 年史』に戦後の水産庁設置の経緯についての記載の中で、「46 年（昭和 21）11 月に企画室が設置された翌年、水産物の統制のため、水産物集出荷、以西底引き、トロールなどの事務を行う事務所を東京、札幌、大阪、下関、福岡に置き、水産局駐在官配置し（以下略）」とあり（下関水産振興協会，1957，pp.48-49）、このことは下関が水産都市として国内有数の拠点であったことを裏付けるものである。また、県営の無電施設の譲渡により、当時の協会が漁業無線局の管理運営を担っていたこともわかる。戦後からそれほど時間が経過しておらず、戦争による被害の痕跡でもある漁港内の沈没船が多数そのまま放置されている状況や、警備等の依頼を各所に行っていること等から、漁港周辺の治安が非常に不安定であったことも推察される。終戦直後の国内における水産情勢については、『水産庁 50 年史』に「漁場の喪失と漁船の喪失が戦後水産行政展開の出発点」として記述されている（『水産庁 50 年史』刊行委員会，1998，p.59）。特に漁船の喪失については、「大型漁船は兵員や軍需物資輸送に使用され、また、トロール漁船、底びき漁船などは掃海艇として利用され（中略）爆撃、魚雷などによって沈没、座礁し喪失したものは母船の 100%、捕鯨船の 95%、トロール漁船の 72%、かつお・まぐろ漁船の 49%にものぼる。20 トン以上漁船の隻数で 48%が戦争によって喪失し日本の漁業に致命的な打撃を与えた（『水産庁 50 年史』刊行委員会，1998，p.59）。更に、陸上水産施設の破壊と資材の極端な不足で、空襲により製氷施設の 28.4%、冷凍施設で 25.3%を失っている。漁業用資材の中でも重要な重油などの燃料は無に等しく、代用燃料も入手困難、漁網網も原材料の輸送能力も著しく低下し、それらの工場も戦前 540 箇所あったものが 210 箇所に半減している（『水産庁 50 年史』刊行委員会，1998，p.60）。片岡ほか『日本漁業の 200 年』にも、1939（昭和 14）年と 1945（昭和 20）年の戦前・戦後の大型漁船比較を行っているが、3,570 隻が 1,867 隻と半減しているとの記載がある（片岡千賀之ほか，2022，pp.161-162）ことからも、戦争での被害の大きさをうかがい知ることができる。

また、本稿に掲載した協会の議事録から 10 年後に発行された『十年のあゆみ』（下関水産振興協会，1957，pp.8-9）には、1957（昭和 32）年当時の協会事業の概要も掲載されており、「1.漁港荷役及び準備岸壁一帯の自主警備、2.農林省水産講習所（吉見）の設立及び施設備品の援助、3.漁業無線局の経営拡充強化、4.水産会館の建設運営、5.下関会員厚生会館の建設、6.関西 4 都市市場卸売手数料値上げ反対運動、7.荷卸料金値上げ反対運動、8.下関市水上警察署庁舎の建設、9.鮮魚輸送対策、10.水産振興対策、11.日韓漁業対策等」の記載から、協会が下関の水産業に係るかなり幅広い事業を行っていたことがわかる。その中でも 1.漁港荷役及び準備岸壁一帯の自主警備では、「昭和 21 年 11 月から同 25 年 5 月迄保安係を設け、鮮魚の不正流出、盗難、喝取の防止その他傷害暴行無断立入者の取締に任じただ愛の成果を収めた」とあり、戦後 10 年を経過してもなお、下関漁港周辺の治安が不安定な状況に対応するため

に、自主警備という形態で協会が事業を行っていたことがわかる。また、8.下関市水上警察署庁舎の建設では、「漁港防犯、警備強化の見地から漁港の一角竹崎町岸壁に下関市水上警察署庁舎を建設これを市に寄附」との記述があり、漁港周辺の治安を担う水上警察庁舎建物を協会が建設し、寄付していた。なお、当時の下関市には現在の県警察ではなく自治体警察として、下関市が警察を所管し運営していた。続く 2.農林省水産講習所（吉見）の設立及び施設備品の援助とあるが、水産大学校の前身である朝鮮総督府釜山高等水産学校（後の釜山水産専門学校）の内地引揚生の受け入れのために、下関に 1946（昭和 21）年に開設した水産講習所分所を翌年第二水講とし、その後は、現在の水産大学校に引き継がれているが、協会として水産講習所の設置や支援を行っていた[注7)]。また、3.漁業無線局の経営拡充強化では、「昭和 22 年 4 月県営漁業無線局の無償譲渡を受け、機材施設の拡充強化を行い二重通信から三重通信設備を完了」とあり、『20 周年をむかえて』に、「昭和 22 年 4 月、山口県営漁業無線局の無償譲渡を受け、同年には第一次改装工事を完成し、漁業無線通信周波数の全面的変更が実施される機会に、第二次改装工事として電信電話の二重通信を、さらに第三次改装工事として三重通信施設を整備して、東海黄海及び朝鮮海域の拿捕防衛通信は勿論漁況ならびに海難防止通信等に努めた」とあり（下関水産振興協会，1967，p.9）、協会や漁業者にとって漁業無線事業がどれほど重要なものであったのかが推察される。更に議事録に記載のあった船員ホームは後の水産会館であると推察されるが、4.水産会館の建設運営では、「水産業者及び水産従事者の厚生福利施設として水産会館を建設し広く一般の利用に供す。竣工が昭和 23 年 12 月 13 日、建設費が 2830 万円、敷地 305 坪、延建坪 1250 坪、構造　鉄筋コンクリート地階及び地上 4 階建」とある（下関水産振興協会，1967，pp.7-9）。1947（昭和 22）年 6 月 13 日開催の役員会から 1 年半後に船員ホームは水産会館として完成する。議事録にある船員ホームとの記載は、この議事録以降水産ホームとの記載となっており、途中の記録にはその変更について記載がない。呼称として船員ホームが後に水産ホームとなり、後の水産会館となるものと推察されるが、呼称の変更等については、別の稿で改めて検証することとしたい。

1946（昭和 21）年に任意団体として設立された協会が、1947（昭和 22 年）に社団法人として法人格を取得した間、下関漁港の入構漁船と水揚げ高はどの程度変化したのであろうか。戦後すぐの 1945（昭和 20）年 9 月 2 日、日本のすべての艦船は GHQ の監督下に置かれ移動が禁止された（『水産庁 50 年史』刊行委員会，1998，p.61）[注8)]。その後、漁業再開に向けた日本政府申請の 12 マイルを越えての漁業許可第 1 次漁区として出された操業区域を、マッカーサーラインと呼んだ（下関市，1989，p.247）。しかしながら、東シナ海及び黄海の操業は認められず、これにより打撃を受けたのが、西日本に基地を持つトロール及び底曳網の遠洋漁業であった。下関市史にも「マッカーサーラインに規定された水域内で操業できたのは四隻のトロール漁船と三十隻の底曳網漁船だけで、戦前に操業したトロール漁船七〇隻、

注 8）水産大学校沿革 https://www.fish-u.ac.jp/shokai/enkaku.html（参照 2024-05-27）
注 9）GHQ の機構については、最高司令官の下に参謀長、次長、その下に民事、民政、経済、科学などの各局、その 1 つが天然資源局（NRS）。同局には農業部、林業部とともに水産部があり、水産部は資源、生産、経済、施設、野生動物の各課にわかれている。

底引網漁船六〇〇隻に対し 5%に過ぎない状況であった」との記載があり（下関市，1989，p.248)、遠洋漁業の基地で、全国の遠洋漁船の半数以上の根拠地でもあった下関市にとって、操業区域の制限は切実な問題であった。その後も特に西部地域の漁場拡大は認められず、マッカーサーラインが廃止される 1952（昭和 27）年 4 月 25 日まで新漁区は追加されなかった（下関市，1989，pp.246-250・『水産庁 50 年史』刊行委員会，1998，pp.61-95)。『十年のあゆみ』によれば、1946（昭和 21）年の入構実績がトロール船 111 隻、底曳き網漁船 1,280 隻、鮮魚運搬船 356 隻の計 1,747 隻であったものが、1947（昭和 22）年には、トロール船 261 隻、底曳き網漁船 2,505 隻、鮮魚運搬船 584 隻の計 3,350 隻と約 2 倍となっている（下関水産振興協会，1957，pp.32-34)。水揚げ高も 1946（昭和 21）年でトロール船 1,049,693 貫、底曳き網漁船 5,109,661 貫、運搬船その他 1,471,072 貫の計 7,630,428 貫が、1947（昭和 22）年には、トロール船 3,272,423 貫、底曳き網漁船 14,301,705 貫、運搬船その他 2,096,093 貫の計 19,670,221 貫と約 2.5 倍に増加している。これらの数字は、戦争により下関の水産業が受けた被害の大きさを確認できると同時に、下関における戦後の水産業が少しずつ復興している状況を表している。併せて、戦後設立された協会も、国や様々な復興に向けた動きの中で各種団体、企業等との調整を行い、復興に寄与してきたと言える（表 1)。

表1　下関水産振興協会等に係る年表

年次	下関水産振興協会等に関する事項	参考事項
昭和20年		GHQ日本船舶の行動を全面禁止(8月)
		マッカーサー・ラインを設定(9月)
昭和21年	任意団体として下関水産振興協会を創立　(事務所は下関漁港ビル山口県水産事務局内に置く)（5月）	中央水産業会、漁業制度改正の審議を始め、漁業協同組合法案発表（5月）
	下関水産振興協会の会員資格を規制、役員改選、事務局設置、定款規約の制定等（10月）	
昭和22年	農林大臣許可を得て社団法人組織に改組織（2月）	以東底びき網漁業大臣許可となる（4月）
	県営漁業無線局の無償譲渡（4月）	
	下関鮮魚荷主協力会を合併（8月・・23年4月に再分離）	
昭和23年	下関水産会館竣工（事務所を水産会館に移転）（12月）	水産業協同組合法公布（12月）

出典：下関水産振興協会『十年のあゆみ』、『20 周年をむかえて』下関水産振興協会より筆者作成

４．小括

下関市は国内有数の水産都市として、戦後多くの水産関連企業により都市基盤が整備されてきた歴史的経緯がある一方、戦後の水産業史が十分に検証されていないのではないかと言われてきた。この背景には、水産業に係る戦後の 1 次資料が極端に少ないことや、大手水産会社が所有する内部資料については、外部に出すことに対して制限があること等の要因があるのではないかと考えている。また、水産に係る関連産業の裾野が広く、特に中井（1996，pp.156-201）の指摘にある、下関市が多機能集積型の水産都市である点も、検証作業が容易には進まないという背景としてあるのではないかと推察している。更に、水産業に従事する

方の世代交代により、当時の下関における水産業の実態をご存じの方がいなくなっていることもある。

本稿で取り上げた協会の議事録資料は、戦後任意団体として設立された協会が、復興も思うように進まない状況の中、国の食糧不足対応や治安の不安定な状況を改善する等、下関の水産業に係る様々な課題を解決するために、法人格を持つ公益団体として、社団法人へ移行するまでの状況等に至る議論の経緯を細かく示している。これらの資料は、水産都市下関にとって､戦後から昭和 30 年～40 年代の､全盛期を裏付ける貴重な 1 次資料であるとともに、下関はもちろん、日本国内の水産業史に少しでも光を当てるものになる可能性がある。一方で、これらの資料は、下関の繁栄の光の部分を映し出すだけではなく、戦後の日本の水産を取り巻く様々な陰の部分も映しており、膨大な協会資料を 1 つずつ紐解いていく作業は、多くの時間と労力がかかることが思慮され、その作業はようやく始まったばかりである。本稿が、水産都市下関の歴史に光を灯す 1 つのきっかけとなり、今後の水産都市としての発展を考えるうえでの 1 つのきっかけとなれば幸いである。

最後に、本稿の執筆について快く了解をいただくとともに、関連する資料のご提供をいただいた下関水産振興協会の波多会長様、石津専務理事様にこの場をお借りし、お礼を申し上げるとともに、次回以降の検証・執筆作業にお力添えをいただければ幸いである。

引用・参考文献

相沢昴（1972）「下関漁港の形成過程」,『漁業経済研究』19（3）, 漁業経済学会,pp.63-73

片岡千賀之・小岩信竹・伊藤康宏（2022）『日本漁業の 200 年』,北斗書房,pp.161-162

九州経済調査協会（1949）『九州経済旬報』90 号,pp.1-4

下関水産振興協会（1957）『十年のあゆみ』, pp.7-49

下関水産振興協会（1967）『20 周年をむかえて』, pp.7-9

下関水産振興協会（1977）『30 年の歩み』

下関水産振興協会（1997）『50 年の歩みと将来展望』, p.46

下関市役所（1964）『下関市史　藩制－明治前期』

下関市役所（1983）『下関市史・市制施行－終戦』, pp.295-364

下関市（1989）『下関市史・終戦－現在』, pp.245-309

水産庁調査研究部調査資料課（1957）『水産調査月報』39 号, pp.8-9

『水産庁 50 年史』刊行委員会（1998）『水産庁 50 年史』, pp.45-61

大洋漁業（1960）『大洋漁業 80 年史』, pp.223-281

中井裕（1996）『水産物市場と産地の機能展開』,成山堂書店, pp.156-201

日本水産（2011）『日本水産 100 年史』, pp.14-47

日本遠洋底曳網漁業協会（1968）『弐拾年史』, pp.272-275

林紀代美（2000）「下関漁港・商港の水産業空間-集出荷活動の展開を中心とした地理学的考察-」『日本地理学会発表要旨集』,日本地理学会, pp.386-387

林紀代美（2001）「下関における水産物集出荷活動」『日本地理学会発表要旨集』,日本地理学会, p.8

山本興治（2011）「以西底曳網漁業の興亡：下関漁港基地の視座から」『下関市立大学論集』54（3），下関市立大学, pp.99-117